

予算特別委員会

平成25年3月22・25・26日

葛城市議会

生活安全課長	菊 江 博 友
税務課長	西 村 圭代子
収納促進課長	邨 田 康 司
市民生活部長	生 野 吉 秀
市民窓口課長	西 川 佳 嗣
保険課長	中 嶋 卓 也
環境課長	大 谷 肇
新炉建設準備室長	芳 野 隆 一
新庄クリーンセンター所長	
	増 井 良 之
當麻クリーンセンター所長	
	高 橋 一 馬
人権政策課長	川 井 高 久
保健福祉部長	吉 川 光 俊
社会福祉課長	西 川 佳 伸
長寿福祉課長	門 口 尚 弘
子育て福祉課長	岡 幸 子
健康増進課長	水 原 正 義
都市整備部長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃
建設課長	石 田 勝 則
産業観光部長	吉 川 正 隆
商工観光課長	下 村 喜代博
会計管理者	山 岡 加代子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書記	西 川 育 子
〃	西 川 雅 大
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件

- 議第16号 平成25年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第17号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第18号 平成25年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

- 議第23号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第19号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成25年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

西川委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は9名で定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

委員の皆さんには、連日の会議で大変お疲れのところ、予算特別委員会、予定ではこれから3日間でございますが、慎重にご審議をいただきたい、このように思っております。

まず、委員の方には前もって、予算も3日間という時間がありますので、時間配分をさせていただいた表をお配りさせていただいております。それで、あくまでもこれをめどに進めていきたいと思っておりますが、会議のことなんでそうきっちりといくとはい思っておりませんが、これをめどにお願いをいたしたい。この時間割も過去の委員会を参考にして平均の時間を出しておりますので、決して時間を短縮するというふうな意味合いではございませんので、よろしくお祈りを申し上げたい。後で時間割を理事者側にもお配りいたしますので、よろしくお祈りを申し上げたいと思います。

あと、私も久しぶりというか、長年、予算の委員長なんてやっておりませんので、進め方に対していろいろと不備の点もございましょうが、委員の皆さん、よろしくご協力をお願いを申し上げたい、このように思っております。

理事者側の方に関しても、私、ちょっと物覚えも悪いし、人の名前もあんまりようわかりませんので、失礼には当たると思いますが、お名前を呼ばんと、「はいはい」というふうな、手を挙げていただいたらそういうふうな形になるかと思っておりますので、ちょっとご承りいただきたいと。市長や副市長ぐらいはわかってますねんけど、すみませんね。

それと、質問者と答弁者が同じときは、同じ人に同じ人が続いて答弁する人は、所属とか名前は初めだけで結構なんで、人がかわったりしたときは所属の名前とか言っていただきたいですけれども、同じ人に同じように答弁するときは、続いてのときは結構でございますのでよろしく。

それでは、委員外議員の紹介をさせていただきます。吉村議員、春木議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。そのように一般の傍聴を認めることといたしたいと、このように思います。

また、発言される場合は挙手をいただき、指名をいただきますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき発言されるよう、お願いを申し上げます。

続きまして、予算特別委員会の審議方法等についてご説明を申し上げます。審議の方法につきましては、お手元に配付の次第の順番に1議案ごと上程をさせていただきます。議第16号から議第25号までの10議案を1議案ごとに上程をさせていただきます。

次に、各会計の審査の順並びに一般会計の審議の方法であります。お手元に配付の予算

特別委員会審議方法のとおり、一般会計については、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分について質疑を行います。続いて同様に3款及び4款、次に5款及び6款、そして、7款から8款、9款から歳出の最後までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般にかかわるものとなりますよう、ご留意をいただきたい。

特別会計については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますので、ご了承願います。

また、審議時間については、その日の当初予定の費目まで、午後7時30分をめどに行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げます。質問項目は1回につき3問までといたします。質疑回数については2回まで、3回目は発言のみとなります。質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたしたいと思います。質疑は簡単明瞭に行ってくださいと思います。また、質問される場合は、予算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問をいただきたいと思います。

理事者側においては、答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名いたしました後に、所属、役職名と氏名を言っていただきたい。これは先ほど言いましたように、続いてのときは結構でございますんでね。また、答弁は簡単明瞭に的確にお願いをいたします。そして、答弁者については、部長及び担当課長でお願いをいたします。

以上のことについて、何かご意見ございますか。

はい、どうぞ。白石委員。

白石委員 一定の日程そのものをご提示していただいたということは1つのめどであり、尊重しつつ進めたい、ご協力したいと思っておりますけれども、要は、答弁が的確なものになるかどうか、私はこの間の予算委員会なり決算委員会の中で時間が長引いた原因が、そのところに大きな原因があるということをご提示していただくというよりは、まず述べておきたいと思っております。

それから、委員長が述べられた、質問の回数は2回までとし、3回目は発言のみということでありましたけれども、本委員会は、常任委員会あるいは特別委員会と私は同様に扱われるべきであると。一般質問についても、当然これまでのやり方、一括した質問から一問一答方式となり、改善をされてきた。これは議会改革として私は大きな前進であると認識しております。委員長がそのような会議の進め方についてお示しをいただきましたが、それはそれとして受けとめておきたいと思っておりますけれども、やはり議会改革のこれまでの経過を踏まえて、委員長の采配によって、議事進行によって必要な場合は、これは委員長が許可をして質疑を進める、こういうことで私は求めておきたいと思っております。

西川委員長 ご意見としてはお伺いをいたします。このことについては、この前の平成24年度のときも、この質問回数についてはどうやったんや。

(「基本的にはそういう形で」の声あり)

西川委員長 そうやったんやろ。

(「答弁漏れとかで数が、回数が増えるときはあった」の声あり)

西川委員長 それはそういうことやな。基本的にはそれでお願いしたいです。今のご意見については、基本はそういうふうにしといていただきたい。あとのことについては、また前の予算委員会からそういうことでございますので、もしそういうことであれば、議運できちっとまた決めていただければと思います。

ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

ご意見ないようですので、そのように委員会運営を行うことにします。

時間割を配付する。

(書類配付)

西川委員長 それでは、議案審査に移ります。

議第16号、平成25年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

まず、歳出の1款議会費、2款総務費までといたします。

総務部長。

河合総務部長 おはようございます。

それでは、事項別明細書の31ページをお開き願いたいと思います。

議会費から説明を申し上げます。

1款議会費でございます。1億8,745万5,000円を計上いたしております。議員17名の報酬、職員5人の人件費と、議会運営に要する経費となっております。

次に、32ページでございます。2款総務費、一般管理費でございます。5億8,266万5,000円を計上いたしております。特別職2人、職員43人の人件費と、総務の一般管理及び消費生活相談及び法律相談に要する経費となっております。

次に、35ページでございます。文書広報費でございます。943万7,000円を計上いたしております。文書広報に要する経費でございます。

次に、会計管理費でございます。635万2,000円を計上いたしております。会計事務に要する経費でございます。

次に、財産管理費でございます。6,540万4,000円でございます。新庄・當麻両庁舎の維持管理に要する経費でございます。公有財産の管理のための経費を計上いたしているところでございます。

次に、36ページでございます。電子計算費でございます。5,314万円を計上いたしております。電子計算の運営及び管理に要する経費でございます。

次に、地域情報化推進費でございます。3,036万5,000円を計上いたしております。総合行政ネットワーク、イントラネットシステムに要する経費を計上いたしているところでございます。

次に、交通安全対策費でございます。1,928万3,000円を計上いたしております。交通安全対策に要する経費でございます。工事費につきましては、カーブミラー、路側線、ガードレール等の経費を計上いたしているところでございます。

次に、自治振興費でございます。9,021万7,000円を計上いたしております。自治振興に要する経費でございまして、負担金ではまちづくり一括交付金を計上いたしております、工事費では防犯対策といたしまして、近鉄尺土駅前に防犯カメラを設置する所要経費を計上いたしているところでございます。

次に、企画費でございます。397万6,000円を計上いたしております。企画一般に要する経費でございまして、葛城広域行政事務組合への負担金が必要なものとなっております。

次に、公平委員会費でございます。36万7,000円を計上いたしております。公平委員会に要する経費となっております。

次に、40ページでございます。防災行政無線管理費でございます。235万4,000円を計上いたしております。防災行政無線に要する経費でございます。

次に、税務総務費でございます。1億3,993万6,000円を計上いたしております。税務職員17名の人件費と、税務事務に要する経費でございます。

次に、賦課徴収費でございます。4,329万5,000円を計上いたしております。市税の賦課に要する経費でございまして、市県民税、固定資産税の電算委託などが主なものとなっております。

次に、42ページでございます。過年度支出金でございます。1,200万円を計上いたしております。

次に、戸籍住民基本台帳費でございます。8,411万円でございます。職員8人の人件費と、戸籍住民基本台帳事務に要する経費でございます。

次に、人権啓発費でございます。3,153万円を計上いたしております。職員2人の人件費と、人権啓発等に要する経費でございます。

次に、選挙管理委員会費でございます。67万2,000円を計上いたしております。選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

次に、選挙啓発費でございます。2万円を計上いたしております。

次に、参議院議員選挙費でございます。2,350万円を計上いたしております。平成25年7月28日に任期満了となる参議院議員の通常選挙に要する経費でございます。

次に、46ページでございます。市議会議員選挙費でございます。4,300万円を計上いたしております。平成25年10月31日に任期満了となります市議会議員選挙に要する経費でございます。

次に、48ページでございます。統計調査総務費でございます。94万4,000円を計上いたしております。統計一般に要する経費でございます。

次に、基幹統計費でございます。436万4,000円を計上いたしております。公用統計調査等に要する経費でございます。

次に、監査委員費でございます。80万9,000円を計上いたしております。監査事務に要する経費でございます。

以上で、1款議会費、2款総務費の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

西川委員長 ただいま説明願ひました部分に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、ただいま提案されました、説明されました平成25年度の葛城市一般会計予算について質疑をしてみたい、このように思います。

まず、歳出の2款総務費、1項総務管理費、一般管理費についてお伺ひしてみたい、このように思います。人事あるいは給与その他の手当等、この総務費の中で包括をされておりますので、まず人事、給与等についてお伺ひをしてみたい、このように思います。

まず、我が党の春木議員も一般質問で取り上げました職員給与の問題であります。この間の決算並びに予算委員会での議論の中でも、本市の職員の給与が、ラスパイレス指数からしたら非常に低い状況にある、また合併のときに新庄・當麻町両町の給与の格差についてのきちっとした是正が行われてきていなかったという問題を含めて、これを解決しなければならないということで議論してきました。

ところが、国は、東日本大震災の財源に充てるとして国家公務員の給与を7.8%引き下げた。地方にこれに準じて引き下げるべきだということで、国は地方交付税を減額して対応するというのであります。これは当然ラスパイレス指数が100以下のところは適用されない、このようになっておりますけれども、地方交付税の算定においてどのような配慮がされるのかお伺ひしたいということが1点と、この間の議論である職員給与の改善についてこの間どのように取り組まれてきたか、こういう点もお伺ひをしておきたいと思ひます。

それから、あと1点、職員の数の適正規模ということであります。現在、職員は、常勤職員が何名おられて、非常勤の職員が何名おられるか、この点もお伺ひをしておきたい、このように思ひます。

西川委員長 はい、どうぞ。課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまの給与削減に伴います交付税上の影響、それにつきましての答弁をさせていただきます。

平成25年度の交付税の積算の中で示されております交付税の影響額的には、当該団体の需用額に国が都道府県、また市町村別に示されたパーセントがございます。それを掛けての簡易算出ということでございまして、本市におきましては約9,000万円余りがこれに伴って影響が出てくると見ております。

それとあわせまして、本交付税の積算の中で、地域の元気づくり推進基金、仮称でございますが、これが3,000億円程度含まれておるわけです。

そこで、職員の削減等行財政改革に取り組まれてきた団体を拾うべく分として、給与削減面では影響額として出るんですけども、新たにここで約5,000万円余りが逆に需用額として、本市の中でございまして、積算で増えてくる、こういうふうに影響的には見ているところでございます。

以上でございます。

西川委員長 はい、どうぞ。課長。

吉村人事課長 おはようございます。人事課長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問の中の現在の状況でございます。白石委員がおっしゃってられますように、合併以前から現在に至るまで、ラスパイレス指数を勘案いたしまして、依然他市に比べまして低いということは十分認識しているところでございます。これまで葛城市におきましては国の人事院勧告を適用してまいったところでございますが、以前にもご説明申し上げましたように、経済情勢あるいは財政状況等を勘案いたしまして、給与の適正化ということで取り組んできたわけですが、特に適正化の中では、人事院と違った勧告内容、いわゆる昇給の抑制措置につきましては、国の方では一部の抑制という勧告の中で、全職員に対しての抑制措置の回復という措置を講じてきたところもございました。

そういうことを勘案いたしまして、今後、経済状況や財政状況を勘案いたしまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。本年平成25年度におきましては、国の臨時特例措置に準拠するという形で、ラスパイレス指数が100を超える団体につきましては100を超える分について給与の改正を行うという考えも示されておりますけれども、当市におきましてはラスパイレス指数が99.8ということで100に達しておりません。抑制、給与の改正は行う必要がないと考えているところでございます。このような状況の中、また本年はこういう状況ですので、給与の改善という形は難しいかもしれませんので、今後そういうような状況の中、適正化に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、2番目の職員の適正規模といったことで、常勤職員、非常勤職員の人数でございます。平成24年度におきましては、職員数355名、嘱託職員48名でございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所管の課長からご答弁をいただきました。

国は人件費の削減ということで交付税をその分削減をしてきた。それが、簡易算出という形で本市での影響額が9,000万円ということであります。一方、職員の削減、経費の削減等にやはり取り組んできた地方自治体に対して、元気づくり推進費という形でその努力に報いるということで3,000億円が計上されている。その影響額がプラスで5,000万円ということであります。単純に差し引きしてみますと4,000万円の乖離があるわけですが、これについては本市としてどのように対応していこうと考えておられるのか。このまま影響額として4,000万円を直接受けるのかその点ご説明をいただきたい、このように思います。

給与等の問題であります。この間一定改善に取り組んできたということは私は評価をするわけですが、やはり根本の給料表において改正をされてきていない。新聞報道にありましたけれども、若干の改善をしているというのはわかりますけれども、やっぱりやってきていないということで、私はそれぞれ職員に対する評価に基づいて計画的に引き上げていくべきじゃないか、こういう提案をしてきたわけですが、それらについては

取り組まれてきていないということでもあります。確かに、国の人件費削減の方針に対しては、幸いにしてというか、これは幸いとしては言えないでしょう。ラスパイレス指数が100以下だから削減をしないということですから、これは幸いとは言えない。まさにどれほど葛城市が低い水準にあるかということが証明されているんですね。7.8%も引き下げたんですよ。それでも100%に満たないという状況なんですね。

市長もこの間やはり改善に取り組んでいくということでご答弁をいただいているわけでありましてけれども、国のいろいろな圧力に抗して、給与は、これは給与条例主義、これはちゃんと地公法で定められているわけでありまして、基準は国家公務員の給与だけではありません。そういうことを考えてぜひ改善すべきだということを求めておきたい、このように思います。

それから、職員の適正化の問題であります。常勤職員が355名、嘱託という表現をされましたけれども、48人ということでもあります。私たちはいわゆる嘱託と言われた場合認識をしているのは、1つはやはり部長や課長等が定年退職をし、再任用制度を活用しないで、一たんおやめいただいて、引き続き再雇用する、その場合に嘱託と私は認識しているわけでありまして。その他、日々雇用の方々がたくさんおられるわけですが、それらの方も嘱託48人の中に入っているのでしょうか。

西川委員長 どうぞ。課長。

吉村人事課長 今のご質問でございます。嘱託職員48名と申しますのは、今おっしゃられましたように、定年退職者の再雇用という部分もございます。また、業務内容に応じて、その知識や経験を生かしていただくために、その業務を遂行していただくための職員としての採用もございます。日々雇用職員はこれの中には含んでおりません。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ。課長。

山本総務財政課長 先ほどの交付税の件でございます。平成25年度の地方財政対策、通称地財計画と呼ばれておりますが、これにつきましては、国の先般の1号補正、15カ月予算という中でかなり時間をとった関係も含めまして、平成25年度の地方財政計画については約1カ月以上おくれたという経緯がございます。毎年されるこれに対する県の説明会も、今年度に限っては異例の、開催されなかったという中でございまして、地財計画の中で示されている内容につきましてもなかなか精査中のものもございます。

こういうのがあまりなかったんですけども、こと、給与の削減による基準財政需用額への影響につきましては、あくまでも示されている中では精査中であり、イメージという、こういう注意書きがある中で、本年8月までに行われる平成25年度の普通交付税算定時において、諸変化によって変動はいたすものと、こういう注意書きもつけられた中での試算でございまして、先ほど申しました試算額がそのまま実際に影響として交付税上出るかといえば、こういった説明会がない中、この資料の中ではなかなかそこまで読み取り切れないというのが現状でございます。

以上でございます。

白石委員 人数言うてくれんか。

西川委員長 はい。課長。

吉村人事課長 日々雇用職員の人数でございます。おおむねではございますけれども、常勤的な職員で120名です。スポット等の短時間の職員がおおむね70名程度ということでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 ただいまそれぞれ課長からご答弁をいただきました。

確かに政権が昨年11月でしたか、変わったということがあって、地方財政計画そのものが閣議決定されたのがほんま最近というふうなことで、実際に交付税の中身そのものが読み取れないというふうな状況にあるということは一定理解はできますけれども、これまで出てくる情報、数字からすれば、4,000万円という影響額が及んでくる。しかし、葛城市はラスパイレス指数が100以下ですから、当然、給与を引き下げるということはこれはしなくてもいいわけですし、当然、私はすべきでないと思う。しかし、そうやって100以下のところにも国の交付税削減の方針が貫かれて、影響額が4,000万円出てくるということであれば、これはもう大変なことだと言わざるを得ません。これらについては、やはり今後の状況を見て、どう対応していくかということを考えていかなければならない、このように思います。

それから、職員の適正人数の問題であります。改めてご答弁をいただきました。常勤の職員が355名、嘱託が48名、常勤的な日々雇用が120名、スポット的に予防接種とかいろいろ企画があったときにお手伝いしていただく方が70名。ですから、いわゆる非常勤と言われる方が190名おられると。嘱託を入れると238名。まさに職員と匹敵する職員がおられると。とりわけ非常勤の190名、常勤的な仕事をしていただいている120名というのは、これはもうほんとうに、時給幾らだったのでしょうか。720円ぐらいでしたか。そういう低い給与で、時給で働いてもらっている、こういう状況があります。

これは葛城市だけではありません。全国の自治体、とりわけ規模の小さい地方自治体で、これは全国的な統計として、3分の1近い、3割が非常勤の職員によって地方自治体の事務が、事業が支えられている、こういう状況にあるわけです。非常に低い給与の方が広がっているというのが現実なんです。

こういう状況の中で、平成25年度の予算は一般会計で184億円を超える。しかも、平成24年度の予算も22億円。それ以上ありますね。繰り越していると。200億円を超える仕事を来べき平成25年度の事業において実施をしていかなきゃならないという、そういう状況なんです。予算は決まったけれども、執行できないということでは、これは困るわけですから、どのような人事施策、給与施策、配置をしてやっていくのかという根本のところやはり問われていると言わざるを得ません。最後ですので、そういう点を指摘するとともに、やはり200を超える事業をいかにしてやり切っていくのかという、体制、待遇を含めて真剣に考えていただきたいということをおきたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

どうぞ、下村委員。

下村委員 めったにないことなので、ちょっと簡単なことなんですけれどもお聞きしときたいのは、ページ数でいきますと31ページの議会費、我々の身分に関することです。この議会報酬の中の一番上のところなんですけれども、議員報酬で17人ということで予算化されているわけです。さっきから考えていたんですけれども、ほんとうの今現在の定数は18名ですけれども、現実には17名。ところが、今年10月に15名になるということで、これはもう議会でも議決されております。この書き方が17名でいいのかどうか。というのは、結論的にこの議員報酬も、またそのずっと下にかかわる議員期末手当、また、議員共済費等が全て、現実には不用額として残ってくるのが当然であると思うんですけれども、そこらの考え方が、ここを17人で記載されているので正しいのかどうかということをお聞きしたいんですけれども。

西川委員長 どうぞ。課長。

吉村人事課長 定数は18名ということでございますけれども、この17名というのはこの報酬額の内訳の人数でございますので、今後、定数削減を見込んでの報酬額でございます。

西川委員長 はい、どうぞ。補佐。

吉川人事課長補佐 人事課の吉川でございます。ただいまの質問に補足させていただきますと、人数的には今現在1人欠員ということで、現在の人数を表記しております。今度10月の議員選挙では3名定員が少なくなるという部分につきましては、それ以後の報酬は削減の報酬で年間の報酬を組んでおります。実際に必要な分だけを組んでおるということで、この1年間ということでございます。

西川委員長 どうぞ、下村委員。

下村委員 ということは、これ、17名ということは、別に17名じゃないわけです。今度の、例えば今年の11月からは15名になるというのはもう確定になっていますから、その計算でこれを出している。それやったら、この17人というのは、ほんまにほうごがわかりやすいんだけどね。

わかりました。めったにないことなので、何かつまらんことを聞いたようなんですけれども。

西川委員長 ほかに質問は。

赤井委員。

赤井委員 ページ数が35ページ、4目財産管理費、8節報償費、これについての内容説明をお願いします。

それから、次、2点目が、38ページ、7目交通安全対策費、これの15節工事請負費、これの明細をお願いいたします。

それと、ページ数43ページ、1目の戸籍住民基本台帳費の18節庁舎用備品購入費、これの明細についてをよろしくをお願いいたします。

西川委員長 どうぞ。課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、財産管理費の中のファシリティーマネジメントの検討委員会委員報酬ということで、8名分をお願いしておるわけでございます。内容的には、現在、旧新庄・旧當麻の両庁舎初

めまして、それぞれの各公共施設がございますが、軒並み老朽化を迎える時期となっております。こういう観点から、これら施設の適正な管理、また活用、長寿命化等について有識者等に入ってくださいました中で、また、市民の代表の方も入ってくださいました中で、施設の適切な今後の管理運営を協議、検討させていただきたいということでの報償費8名分を計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ。課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。よろしくお願いいたします。

ご質問の7目交通安全対策費、15節工事請負費につきましてご説明申し上げます。この1,377万7,000円のうち、生活安全課といたしましては、昨年7月に児童の京都においての事故があったということで通学路の一斉点検をさせていただいた際に、59カ所に及ぶ交通啓発看板を設置させていただきました。看板の設置できなかった箇所につきまして、工事としてポールを立てて看板表示をさせていただきたい、この部分でございます。それにつきましては5カ所ございまして、総額で71万8,200円ということになっております。

もう1点は、近鉄尺土駅周辺につきまして、駐輪禁止区域ということで条例で規制されております。これは旧當麻町の折から看板が設置されておまして、それらが老朽化によります傷みが非常に激しいということでございますので、これの2カ所の看板のかけ替えをさせていただく分といたしまして5万8,800円。合わせて77万7,000円が生活安全課の工事費でございます。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ。課長。

石田建設課長 建設課、石田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま菊江課長から申されました工事請負費でございますけれども、建設課の担当につきましては1,300万円の担当の部分が計上されております。内訳につきましては、カーブミラー、ガードレール、区画線、反射鏡というような形の中で考えておりますけれども、ただいま菊江課長からご説明もありました平成24年度から通学路の点検等をさせていただいた中で、その部分の路側線の関係、また、昨年ずっと続けさせていただいています大字要望のカーブミラー等の部分での設置等の工事を考えておるところでございます。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ。課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。

先ほど赤井委員から質問がありました戸籍住民基本台帳費の18節の備品購入費の40万円の件ですねけれども、うちの方、これはサテライト市役所構想の中で住民票を発行するに当たりまして、契印機が必要になるということで2台分購入させていただく予定で計上させていただいております。

以上で終わります。

西川委員長 赤井委員。

赤井委員 ありがとうございます。これは住民票と印鑑証明の発行ですね。これについてはどの程度の回数でやられるのか、あるいは例えば週2回とか週3回とか、何曜日とかいうことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

西川委員長 どうぞ。部長。

生野市民生活部長 市民生活部長の生野でございます。

ただいまのご質問でございます。この件に関しましては、當麻地区における相撲館、そして、忍海地区の歴史博物館におきまして月木金の週3回行う予定をいたしております。

なお、準備等の期間がございますので、開始日等につきましてはただいま検討中でございます。

以上であります。

西川委員長 赤井委員。

赤井委員 開始日が決まり次第、また住民周知の方、よろしく願いいたします。

西川委員長 ほかに。

川西委員。

川西委員 ページ数ですけれども、40ページ、11目の防災行政管理費の中の18節の備品購入費、庁用備品購入費124万4,000円が上がっておりますが、何台買われたのかお尋ねをいたしたいと思います。

それともう1点、これは45ページにあります参議院選挙の費用といたしまして上がっております期日前管理者報酬、また、期日前投票立会人報酬等について合計で120万円近く上がっておりますが、これは少しでも費用を削減するために投票用紙の裏等に宣誓書等を書いてあればどうかということをご提案させていただいておりますが、この点についてのお考え等について伺います。

西川委員長 どうぞ。課長。

菊江生活安全課長 ただいまご質問されております防災行政無線、11目の18節備品購入費についてご説明申し上げます。旧當麻町におきます防災行政無線の個別受信機でございます。1台当たり3万1,080円ということで40台でございます。新しく市民として入居される家庭に向けまして、防災行政無線個別受信機を設置しようとするものでございます。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ。課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

期日前投票の件でのご質問でございます。現在、期日前投票を新庄・當麻両庁舎においてさせていただいております。有権者の方来ていただいて、その際に当日投票ができない理由を宣誓書により自署いただいて、それに基づいて提出を受けて投票していただいております。こういうところでございます。選挙の入場券の裏面を利用して期日前投票の啓発を行うという観点で、府県、また、県内でも現在1市が実施なされておるところでございます。

この件につきましては、まず期日前投票の中の宣誓書を入場券の裏面にということになっ

た場合、メリット、デメリットがございまして、メリット的には、個々それぞれに宣誓書が行き渡りますので、事前に書いていただいて、選挙の投票所においてになった際には事務的にスムーズにいくというメリットがございまして。デメリット的には、本人が自署されたかどうか確認できない。また、これは潜在的に聞いたわけでございまして、聞き及んでおりますのが、家族全員が同一の筆跡で書いてこられたと。入場券と裏側が違うお方の名前が書いておったので、見逃してしまったら二重投票につながることもあったとか、こういうことがございました。

また、葛城市の場合、はがきサイズの入場券で対応しておりますので、そこに宣誓書となれば、かなり狭隘に小さくなるであろうということも予測される中、この件に至りましては選挙管理委員会の中でも十分協議させていただき、県内の状況、流れ等を見ながら対応させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ありがとうございます。先ほどの庁用備品購入費に関してでございますけれども、この問題は毎回この予算委員会を出ておる問題であると思っております。旧新庄町と旧當麻町の制度が違うという部分もあると思うんですけれども、當麻庁舎の分に関しまして、アナログということで機械も非常に古くなってきて、いろいろな面で不備が出てきているんじゃないかと思っております。また、旧新庄町の場合になりますと、風が吹いて線が切れると伝わらないという問題も非常にあると思っております。

先日、各新聞で、南海トラフの巨大地震が起きるとこういった状況になるということが出ておりました。この内容を見ても、ほんとうに奈良県としても大変大きな被害が出る、このことが非常に心配だなと思うんですけれども、今回、市長の施政方針の中では、各大字の区長さん等にもご協力いただいて地域防災マップを早々と各家庭に配布するようにできるということ、これはほんとうにすばらしいことだと思います。

そういった意味でも、私、一番心配しておりますのは、連絡がとれない。要するに、停電したときに、以前、平成10年度だったと思うんですけれども、台風が来ますと停電ということが当然起きることなんですけれども、そうすると非常に不安を覚えるというのは皆さんどなたでもそうだと思います。そういった意味からも、送受信のできる防災無線を設置できないもんかということを今考えておるんです。今回、防災減災ニューディールということで、いろいろな形で国の方の制度としてもできております。こういったものを活用して、葛城市としてそういった防災無線を設置するということができないかということをお伺いしたいと思います。

それと、もう1点、先ほどの期日前投票の件ですけれども、自筆ということでもいろいろ問題があるというふうにはおっしゃっておるんですけれども、これは国の方からの指導として、各市町村やりなさいということが既に連絡が来ていると思っております。特に桜井市とか香芝市とか樞原市、こういうところは既に利用されております。また、宣誓書を送付することが難しかったら、市のホームページ等を活用して必要な人だけにはプリントアウトしていただ

くというような形で利用できないものかという、この辺のことをご答弁いただきたいと思
います。

西川委員長 市長。

山下市長 防災無線のことにつきましては、前からこちらの方も検討いたしております。葛城市は、
現在、新庄地区、當麻地区という両地区で、片や有線放送、片や防災無線、これを統合した
形で1万3,000世帯、4,000世帯の方々に受信機等を含めて整備をいたしますと、大体8億円
ぐらいの費用がかかってくるという試算をしております。その中で、行政としてどういう形
で取り組めるのか、これも今、我々のバックヤードの中で十分に検討しながら、補助金等も
どういうふうにいけばいいのかということ、これを切実に検討はいたしております。

ただし、我々としても、現在ハード事業をたくさん抱えた中で、新市建設計画、合併特例
債をここに使うんだという形で進んでおりますので、どの段階でどれだけの費用が必要な
のかということを含めて十分に検討していかなければならないということで、国の方の様子、
上京するたびに総務省に寄って、どういうことができるのかということを確認をしながら進
んでおりますので、また一定の方向が決まりましたら、議会の方にもご相談というか、お知
らせ申し上げたいと思っております。

また、期日前投票につきましては、今、課長の方から申し上げましたように、メリット、
デメリットがございます。委員おっしゃるように、来ればすぐに時間が短縮されて投票がで
きるということもございますけれども、選挙当日であれば、地元の方々が投票所に立会人と
して座っていただいて、誰が来られたかということのチェックというのが非常にわかりやす
いんですけども、期日前投票になりますと市内各所から来られます。それをどういう形で
チェックしていくのかということがこれは全国統一の課題でございます、自署かどうかわ
からないところ、書いてこられたから、これ、このまま受けていくんかということも1つ
の問題になると思います。いろいろな形で期日前投票につきましてはこれからも国の大きな検
討課題の1つになってこようかと思っておりますので、そういうところをしっかりとらみながら、
検討する項目の1つとして取り上げさせていただいて、今後はどういう形がいいのかという
ことを考えさせていただくというふうに思っています。

西川委員長 川西委員。

川西委員 市長から前向きなご答弁をいただきましたが、この防災減災というものは人命を守るとい
うことが一番のことでございますので、どうかひとつ前向きに早急にやっていただきたいと
いうことでお願いいたしておきます。

また、期日前投票の件ですけれども、この7月の参議院選挙からネットが解禁されるとい
うことで、いろいろな形で制度が変わっていくと思います。そういった点からいくと、おく
れないように、1人でも多くの方が投票に来ていただいて意思を反映していただくためにも
必要なことであると思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと思
います。

以上です。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 まずお伺いをしたいのは、33ページ、34ページにかかって委託料等が出ております新規採用に係るこの内容についてお伺いをしておきたい、このように思います。

平成25年度の採用計画をお示しをしていただきたいと思います。

それとあわせて、当然、適正な人員管理ということからすれば、平成25年度に定年退職者が何人おられるのか。あるいは、平成24年度の一般会計の補正予算において示されました資料によりますと、定年退職者が5人、勸奨退職が4人、自己都合退職が1人ということで10人の方が平成24年度をもって職を去られるということでもあります。新規採用とあわせて、勸奨退職の方や自己都合の退職の方は、これは改めて葛城市の事務事業のために働いてくださいということは言いにくいでしょうけれども、当然これまでも取り組んできたように、部長や課長等の職責を全うしてきた方々の知識や経験を生かして葛城市の事業にお力をおかけいただくということは考えておられるのかどうか、その点もお伺いをしておきたいと思います。

それから、あと1点、関連質問になるかもわかりませんが、35ページの4目の財産管理費の8節報償費、赤井委員がご質問されました。答弁では、有識者あるいは市民代表等に入っていてファシリティーマネジメントをやるんだと、こういうことでありますけれども、市民代表は差しおいて、有識者と言われる方々はどのような専門的な知識を持たれた方を予定されているのかお伺いしておきたい、このように思います。

西川委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

ただいまの白石委員からのご質問の中の新規採用の計画の件でございます。本年度の採用につきましては、現段階では人数的には未定でございます。これまでの採用の実績を検証いたしながら、また、今年度の定年退職、そして、7月までに提出されます勸奨退職者の数等を勘案いたしまして、また、各課の現状の事務事業等の執行状況などヒアリングを行った後で採用の要項を策定したいと考えているところでございます。

今年度の平成25年度の定年退職者は9名でございます。定年退職者につきましては、全ての方々に対して、雇用の希望等をお聞きしまして、現在、嘱託制度にのっとって引き続き雇用させていただいているところでございます。

再雇用の予定は2名でございます。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ、課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまのファシリティーマネジメントの検討委員会の委員さん、有識者ということでございます。これはあくまでも現在予定でございます中で考えておりますのが、国の方、また、奈良県に至りましても、この平成25年度よりファシリティーマネジメント室が組織化されると聞いております。こちらの方にもいろいろ助言等お願いできたらと、国、県、そしてまた、大学関係でもそういった面での知識をお持ちのお方等入っていただければと現在考えておるところでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長からご答弁をいただきました。新職員の採用については、現在のところは7月以降の勸奨退職者がどれほどあるかということも勘案してヒアリングを行い、決めていきたいということでもあります。

この間の人事政策あるいはそれに伴う新規採用の問題について、議会の中でも議論されてきたということは皆さんご承知のとおりだと思います。平成23年8月に職員採用に関する基本方針を出されました。この内容は集中人員投入期間を設けて、平成24年度から平成27年度の間に合わせて67名、いわゆる平成27年度以降の退職者を前倒しして平成24年度から採用すると、こういう壮大な計画でありました。そのことによって、平成24年度において、一般職でしたか、職員採用人数が23名だったと思うんですが、採用されたところであります。

しかし、その後、一般職の採用は中止をするということになりました。しかし、現実には、先ほど申しましたように、平成24年度で退職者が5人、勸奨退職が4人も出る。自己都合退職者も出てくる。さらに、平成25年は9人の定年退職がある。勸奨退職や自己都合退職は、これはわかりません。これはもう当然だと思います。やはり葛城市は奈良県内では増えている方に入るみたいですがけれども、しかし、現実にはこうやって減っているわけです。お伺いしたいのは、平成23年8月に出された集中人員投入期間をお示しされた基本方針についてはどのように位置づけて今年の採用についてお考えになるのかお伺いしたいというのが1つです。

それから、平成24年度の定年退職者のうち、再雇用は2人という形で、嘱託職員として引き続きその経験、知識を生かしていただいて、葛城市の事業に貢献していただくということは私も歓迎したいと思います。しかし、そうした豊かな経験や知識を持ったいわゆる嘱託職員という方が、それぞれの配属された部署でその力量、能力を発揮して仕事ができるという環境がなければ、これはいくら人を配置しても仕事ができないんですね。どのようにこの嘱託職員の位置づけをなされているのか。以前には、文化会館の館長として権限も持って配置をされたということもあります。しかし、今はそういう方はおられないと思います。嘱託職員の位置づけ、これをお聞かせいただきたい。

といいますのは、どういう状況になっているかということ、もちろんいきいきセンターのように2人いて、これはたくさん利用者に対してそれこそ忙しくて大変だというようなところもありますけれども、やはり職場職場においては、いろいろ知識、経験を生かして、「ああしよう」「こうしよう」「こちらの方がいいんじゃないですか」ということで提言をしても、「あなたにはどのような権限があるんですか」と、こう言われることがあるんですね。確かにそうですね。言われりゃそうです。役職についているわけではありません。やはり職員の方が、それは課長や課長補佐の方が権限があるんです。また、そのように言われたら、これは能力をそんな生かせないですね。こういう状況があるということ、だから、聞いているんで、お答えをいただきたい。この2点です。

西川委員長 市長。

山下市長 まず、平成23年度にお示しをさせていただいた職員採用の方針、これからどうするんだと

いうことをございますけれども、昨年、一たん見直しをさせていただいて、次に状況をかんがみて進ませていただこうと思っておりますというご答弁をさせていただきました。いろいろとそこで議論をした覚えはあるわけをございますけれども、白石委員がおっしゃるように、事業の量はかなり増えております。いろいろとよくご存じでわかっている状況で、他の市町村でも職員と非常勤職員との比率であるとか、地方公務員法の問題等で、また、地方自治法の問題で、我々もこの部分に関していかにしていくべきかということは、これはもう大きなテーマとして毎回毎回頭を悩ませておるところです。

さて、採用をたくさんさせていただきたいという思いはありますけれども、入ってくる収入は前年維持かもしくは下がってくるような状況の中で考えていかなければならない。1人の職員の採用ということになれば、生涯賃金として、福利厚生も含めて2億円、3億円の金額が必要だということになってまいりますので、慎重にならざるを得ないという部分も当然あるわけをございます。

そんな中で、平成25年度以降の職員採用等につきましても、先ほど課長から申し上げましたように、減っていく、定年で退職をされる方、また、勸奨で退職される方ということを基礎にしながら、平成23年度でお示しをさせていただいた職員採用の計画、それと、事業の進捗状況と今の現在の経済状況等を勘案しながらまた考え直していかなければならないだろうと思っております。

経済は動いております。財政の状況もそれに連動して変わってくるころ、また、事業の進捗状況も変化がございますので、この7月の勸奨の時期を見計らって、その後から、8月ごろに、どういうふうな人数を採用していくのかということをしつかりとまた決めて、こういう計画でやっていきたいという今後の見通しもまたお示しができるように努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

西川委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

嘱託職員の位置づけでございます。嘱託職員の位置づけにつきましては、職務につきましては職員と同様の仕事をしていただけるという身分でございます。したがって、配置につきましては、それぞれの知識や経験に応じた業務で、その業務を遂行いただける能力を有する者をそれぞれの職場に配置しているものでございます。管理職でない者につきましては、それぞれの課の所属長なりがおりますので、その辺の指導のもと職務を遂行しているところでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 市長並びに課長からご答弁をいただきました。

確かに地方自治体の財政の問題、これは今はいつときの国の緊急経済対策等に基づいて、どんどん国からお金がおりてくる、使い切れないというような状況にあるんですけども、基本的な国の財政にしても、地方自治体財政にしても大変な状況はもう間違いありません。

そういう意味で、人員の適正化計画というのは非常に難しいというのは理解できます。

しかし、私は、平成23年8月に出された職員採用に関する基本方針は方針として、これは思い切ったものだったと思うんです。この基本方針について、やはり提案された責任があるわけですから、どうするんだという中で、市長は、これをやめるということではない、やっぱり見直していくということでありました。しかし、その見直しが、きょうも具体的な内容についてはお示しをいただけませんでした。8月のヒアリングがあり、それとあわせて基本方針についてもやはり見直していくのだろうと推察はできるわけでありますけれども、議会に提案され、既に平成24年度で実施されたわけですから、やはり出された計画についてちゃんとした責任ある対応を求めておきたい、このように思います。

それから、嘱託職員さんの知識や経験を生かす、生かし切る、やはり理事者としてのそれぞれ部局長がちゃんとしたこういう意識、位置づけを持って臨んでいただかないと、「どんな権限があるんですか」と言われたら、なかなか後の言葉が出ない。しかし、困ったときには、「これ、どないしたらよろしいやろ」と聞きに来る。どういう位置づけなんだ。その人たちの能力を引き出さないと、何の利益にならないじゃないですか。じっと机に座っていていろいろ考えても、ああしようかこうしようかと考えたって、物言えないんでは困るわけでしょう。ちゃんとした一職員としてと言われましたかね。職員であるけれども、豊かな経験、実績、知恵を持っているわけです。単に人数合わせですするというんでは、これは全く意味がない。この点、しっかりとした葛城市の人事政策として位置づけていただいて、彼らの能力を尊重し、職員が一丸となって職務に専念するということをやっぱりやってもらわな、現状は非常に格差があるということを指摘をしておきたい。ぜひ改善をしていただきたい。強く求めておきたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

辻村委員。

辻村委員 それでは、ページでいいますと38ページ、8目、11節、これは多分、子ども110番という旗の設置やと思うんですけれども、この子ども110番の旗の設置の目的と、それから、現在の設置件数をお願いします。

もう1点は、39ページの9目の企画費、1節報酬の行政改革推進委員会報酬、この会議回数と、この行政改革推進委員会の会議の目的をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

西川委員長 課長。

菊江生活安全課長 ただいまご質問の子ども110番の家の設置事業についてご説明申し上げます。子ども110番の家につきましては、子どもが不審者、つまり、犯人による身の危険を感じたときに、子ども110番の家の旗を設置していただいているご家庭など、また、事業所、こうしたところに駆け込んでいただきまして、おうちの方にその状況を知らせていただく。知らせたことでもって、おうちの方はその聞き取り内容を警察、110番へ通報いたしまして、その方を救済しよう、お助けしよう、そういう制度でさせていただいておるものでございます。

これにつきましては、平成22年度に旗の更新をいたしましたので、3年となります平成25

年度に旗の更新をさせていただこうとするものでございます。なお、設置対象家庭といたしましては879世帯を計画して推進いたしました。が、実質、730世帯ということになっております。

以上でございます。

西川委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

まず、行政改革推進委員会の位置づけでございます。行財政改革を行うに当たりましての諮問委員会としてお願いしておるところでございます。これまでより業務委託関係、また、事務事業判定会に係る案件、財政状況等につきまして諮問させていただいてきたわけでございます。平成25年度に至りまして、行財政改革に係る内容について情報がまた出てまいりましたら、その都度お願いしていきたいと、かように考えております。

以上でございます。

西川委員長 開会の回数。課長。

山本総務財政課長 年間何回開催とかは決めておりません。必要に応じての開催いう形でさせていただきます。

以上でございます。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。

まず、子ども110番の旗なんですけれども、現在736世帯に設置していただいているということなんです。これを今年で更新されるということになるんですけれども、この更新される点検等、旗の点検、それから、今後も設置していただくかということの確認もされるかと思うんですけれども、これはどういった方法で確認されるかということと、あと、この設置されている世帯に対応マニュアルを配布されているかどうかをお聞かせください。

それから、行政改革推進委員会、この委員会は、葛城市にとってもほんとうに効率的な市政を実現するために実施される会議だと考えております。この会議の構成メンバーをお聞かせください。

西川委員長 課長。

菊江生活安全課長 ただいまのご質問でございます。子ども110番の家の旗の設置配布はどのような対応をしておるのかということでございますが、これにつきましては、各小中学校のPTA協議会を通じまして、各小学校PTA役員さん、この方をお願いいたしまして、学校とも協力していただいた中で、PTAの方々にお配りして、ご協力を求めているところでございます。また、PTAのみでは非常に大変だろうということから、大字区長様にも文書を出しまして、あわせてお願いさせていただいておるところでございます。

また、啓発についてのそうしたマニュアルにつきましては、「子ども110番の家活動マニュアル——地域で子どもたちを犯罪被害から守るために——」と題しました黄色のA3用紙表裏でA4に折りましたものをお配りしております。問い合わせ先といたしましては、高田警察署生活安全課、葛城市生活安全課・教育委員会、こういうことでお配りしておるところ

でございます。

以上でございます。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 行政改革推進委員会の委員さんの構成でございます。市議会代表といたしまして2人、識見を有されるお方といたしまして2人、それと、各種団体代表ということで4名、合計8名でございます。

以上でございます。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。子ども110番の旗に関しましては、すごく取り組んでいただいているのに感謝しております。

先ほどの対応マニュアルの件なんですけれども、その中に聞き取りメモとか、そういう部分を入れていただくとほんとうに助かるかなと思います。いざそういう子どもたちが飛び込んできたときにどう対応していいかということが、なかなか動揺してしまってどうしていいかというふうになられる方も多いと思います。また、高齢者の方ですと、すぐ電話をしたらいいかとか、どういう対応をするかというのはほんとうに困ることだと思うので、そういう対応マニュアルをつくっていただき、今ここに持っているんですけれども、こういった形でこの半分を聞き取りメモとして利用できるようなものをつくっていただきたいと思います。

続いて、行政改革推進委員会なんですけれども、やはり今お聞きしたところによると、識見者等のすぐれた方が委員会の構成をされていると思います。葛城市にとってはたくさん新規事業もこれからどんどん出てくると思うんですけれども、その辺についての重要事項を調査、審議していただける場だと思いますので、平成25年度は開催していただいて、いろいろと事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、ちょっとお聞きしたいと思います。まず、36ページの財産管理費の委託料の中で登記等委託料76万円が計上されておるわけなんですけれども、この分については、農林土木以外の登記料となっていると思うんですが、この内容についてお聞かせいただきたい。

それから、次に38ページの自治振興費、負担金補助及び交付金のところでまちづくり事業一括交付金4,711万円と出とるわけなんですけれども、ここの予算案の概要の中の12ページですか、環境美化推進事業相当分、ここで均等割り44カ大字4万円と出とるわけなんですけれども、どういう内容なのか教えていただきたい。

それから、39ページ、企画費の負担金補助及び交付金、この中の葛城広域行政組合負担金とあるわけなんですけれども、今年はどういう事業を予定されとるんか、また、いわゆる葛城広域の基金が今、何ぼあるんかということをお聞きしたいのと、この基金の運用をどういうふうにされているのか教えていただきたい。

西川委員長 どうぞ。課長。

石田建設課長 ただいまの岡本委員のご質問でございますけれども、登記等委託料でございますけれども、これにつきましては、未登記物件、また、明示等に係ります、建設課所管に係ります登記の委託料でございます。

以上です。

西川委員長 どうぞ。課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。よろしく願いいたします。

まず1点目のご質問でございます一括交付金の方でございますが、昨年もともとありましたまちづくり事業補助金、安心安全なまちづくり事業補助金、市内一斉清掃事業補助金並びに広報配布報償、これを一括にということで、昨年度から一括交付金として各大字の方にお支払いをさせていただいておりました。このたび、もう一つ、今までに環境課の方で所管しております環境委員様の報酬をこの中に入れられないかというようなことで、平成23年ごろの区長会の方で各区長様の方からたびたびご要望、またはご審議ということでご意見をいただいております。

その中でいろいろ検討させていただきました結果、これまで市から各大字区長様を通じ環境委員というのは人選していただいたわけでございますが、その区長様の方から、同じ区長様を通じて役所の方からご依頼申し上げております、いろいろな委員なり協議会といったものがございます。そういった中で直接役所の中から4万円という環境委員の報酬を払うことについて、大字の中では整合がとれないということでございます。一方でそういった報酬がある委員もございますし、全く無報酬ということもございます。大字の中で同じ区長様を通じてお願いしているのに整合性がとれないので、一たん4万円を大字の方にお支払いさせていただいた上で、それで大字の方で4万円の支払い先を考えてほしいというようなことで区長会の方で区長の方からご要望いただいております。

そういった関係で、各大字の方で環境委員会という会を組織していただきまして、各大字の方に4万円をお支払いさせていただいた上で、各大字の方で4万円を委員様の中で分担していただくというような形に来年度からさせていただこうというものでございます。一括交付金の増えた分につきましては以上のとおりでございます。

それからもう1点、葛城広域のまず基金の方でございますが、組織しております4市1町で基金が9億円と、それから、県の方から預かっております1億円、合計10億円の基金がございます。この10億円の基金のいわゆる利子をもって事業をいたしておるわけでございますが、この10億円を今、大和高田市と香芝市、それから、御所市の方で土地開発公社の方へ貸し付けを行っております、その利息をもって事業をいたしております。

ただ、平成24年度末で香芝市の土地開発公社の方が解散されるということでございます。また、御所市の土地開発公社につきましても平成25年度中に解散ということで伺っております。そういった関係で、来年、貸付額が少なくなっております。例年0.5%から0.6%程度の利率でもって貸し付けておりましたので、500万円から600万円程度のいわゆる事業資金としてはございましたが、公社の方が解散という流れになっておりますので、来年、今、予算の方では百数十万円の予算しか組めていない、確保できていないということでございます。

そういったかげんで、これまでその基金の運用の残を葛城広域の方で予算残なりを積み立ててまいったというお金がございます。それが10億円とは別に300万円程度あるということでございます。来年につきましては、年度途中までの土地開発公社への貸付金から利息の方が400万円程度入ります。残り、その300万円のうちから百数十万円は取り崩しいたしまして、合わせて五百数十万円の事業を行いたいということで葛城広域の方は予算を組んでおります。

その事業の方でございますが、まず広域情報発信事業といたしまして、子ども安心メールの発信ということで事業を1つ行っております。それから、構成しております市町の職員研修についてでございます。これが50万円程度の研修を行うということで事業を組んでおります。それから、あと、公園並びに補助事業ということでございますが、葛城J Cに対します活動助成なり構成市町村の観光事業補助、これが300万円。それから、あと、葛城周辺の広域で地域イベントを必ず1年に1回行うということになっております。来年はまだ未定でございますが、ちなみに本年度は香芝市で2月に記紀・葛城というテーマで講演会なり行わせていただきました。そういったかげんで事業を行っております。

以上でございます。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 登記の方、未登記ということで回答いただきました。この登記の件なんですけれども、かなり未登記の分があると思うんです。今、市長の方から話がありましたように、かなり事業も増えてきて、今、この仕事というのは縁の下の力持ちというんか、なかなかコツコツとしかやっていけないというのが登記事務だと思います。ですけれども、年々年がたつにつれて、過去の経緯がわかりにくくなってくるというふうなことがあって、今現在も担当課としては非常に困難な部分も出てきていると思いますので、ひとつ、登記の方、予算も予算ですけれども、例えば年間何筆なら何筆というような目標を持った上で進んでもらえたらなと思いますので、これは私からの要望としてひとつお願いしたいと思います。

それから、まちづくり交付金の中で、今、聞きましたら、衛生委員さんの分がいわゆる増えておる。今までは衛生委員さんがおったけれども、区長さんの要望の中で、大字の方でそういう組織をつくって助成していくと、こういうことになったということは今聞いているわけですけれども、環境委員さんもそれぞれ皆、与えられた仕事といたしますか、役割分担があると思うんですね。

まちづくり交付金の中でまた一斉清掃の分とか、まちづくりとか、安心安全とあるわけですが、おのおの区長さんにその辺の事業の内容をきちっと説明して理解はしてもらっていると思いますけれども、ここで一括で予算を組んでいくということになってきたら、いわゆる金は大字の方、入ってくるけれども、こない言うと区長さん怒られるかもわからんけれども、どの金は何ぼやというのはなかなか大字の方は理解しにくいのではないかなと思います。ここの自治振興というのは、自分たちのまちは自分たちで守るんだという大きな目標があってこの予算を組んであると思いますので、その辺を各区長さんに理解をしていただいて、いわゆる安心安全ということになれば、市で年1回防災訓練、これやっているわけですが、やはり各大字でもこの費用を使ってでも年2回やってもらうとか、いろいろな活動を

していただいたら有意義に使うてもらえるんちがうんかなとも思います。

それから、葛城広域の関係ですけれども、今聞かせていただいたら、いわゆる基金が9億円、県からの預かりが1億円と、10億円ということ聞かせてもらいました。おっしゃるように、御所市、香芝市は公社が解散していくということになれば、金利も非常に少のうなってきた。今、金利の運営といわゆる市町村の負担金で運営をされている。ですから、今、イベントですか、観光事業で300万円、毎年順番に回っているということになってくるわけやけども、利子が下がってきたら、そういう観光事業いうのもなかなか予算の配分できてこないということで、今後、葛城広域として、その辺どういうふうな運営をしていくのか。これ、市長に聞かんとわかりませんわな。その辺、ちょっと教えていただいたらと思います。

西川委員長 市長。

山下市長 葛城広域行政事務組合の意義というのは、近隣の市町村が集まって統一的な課題を研究し、また、ともに周辺地域で観光事業やさまざまな協力できる事業に対して取り組んでいこうということで始まったと私の方は聞いております。基金を造成して、その運用した果実でさまざまな事業、観光事業等に取り組んでいくということでございますけれども、先ほどから課長の方が申しあげましたように、御所市の開発公社の解散、香芝市の解散等によって貸し付け先がなくなり、基金の利子の運用が難しくなっております。このことについては、一括で銀行に定期としてお任せしていくのか、そのことによって銀行、金融機関等とどういう話し合いができるのかというようなことを、毎回首長が集まったときにいろいろと話としては出てまいっておりますけれども、確実な運用方法等ははまだ出てきていないというのが現実でございます。

ただ、公社の解散等があつて、葛城広域行政事務組合の役割もこれから変わってこようかと思っております。今現在我々で話し合っているのは、私も提案をさせていただいたんですけれども、国から権限移譲等によってさまざまな事務が増えております。今年度の予算の中でも、後ほど出てまいりますけれども、未熟児に対する保健師等の訪問事業があります。葛城市としては毎年20名程度ですけれども、そのために人を雇うというのは難しい。それを広域行政事務組合で人を雇って順番に各市町村を回っていくとか、広域行政事務組合で人の確保をしながら、いろいろな事業のお手伝いができる人の人材の確保をしていこうというようなことも含めて、今考えておるところでございます。

一定の役割は果たしてまいりましたけれども、これからの新しい広域行政のあり方ということに対してどういうふうに進んでいくのかということはこれからの課題であると思っておりますので、また推移等を見守っていただきながら、またこちらの方からも、一定の進捗がございましたら、議会の方にも開陳をさせていただいて、皆さんにご理解いただけるように努力をしてまいりたいと思っております。

岡本委員 ありがとうございます。

西川委員長 まだ、ほか質疑ありますか。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時30分

西川委員長 それでは、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 引き続いて質疑を進めてまいりたいと思います。

34ページの一般管理費のところを引き続き聞いてまいりたいと思います。19節負担金補助及び交付金の職員研修負担金73万4,000円、職員福利厚生助成金15万円、それから、35ページの4目財産管理費の11節需用費の光熱水費2,246万6,000円ということであります。とりわけ電気料金の値上げが大きな財政負担として新聞等にも報道されているという状況の中で、どのような積算をされているのかお伺いしておきたいと思います。3点お願いします。

西川委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

まず、職員研修負担金の内容でございます。まず1つは、職員中央研修所、千葉県にある研修所でございますけれども、その研修に係ります旅費負担金の3名の部分でございます。また、滋賀県にございます全国市町村国際文化研修所で行われます研修に要する負担金15名分でございます。

それから、福利厚生助成金でございます。その主な内容といたしましては、スポーツ関係におきます大会の登録手数料と、職員の資格取得に伴います経費の助成金、合わせまして15万円でございます。

以上でございます。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまの光熱水費でございます。こちらにつきましては、両庁舎の電気代、ガス代、上下水道代、この分を計上させていただいております。

心配いただいております関電の方の電気に至りましては、報道では家庭で11%強、企業等で19%強ぐらい値上げという中での申請をなさっておるということでございます。平成25年度の予算の中におきましては、まだ認定されておりませんので、これまでの実績等をもとにしたがいの予算計上という基準でさせてもらっております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長からご答弁をいただきました。

職員研修負担金の内訳について、アカデミーが3人ですか、大津が15人でありますけれども、この間行われてきた企業研修等、あるいは夜間大学等によってみずからのスキルを引き上げていく、そういう各種取り組みに対する事業はもうおやめになられたのか改めてお伺いしておきたいということでもあります。

そして、職員の福利厚生助成金は、平成23年度には、予算としてですけれども55万円ありました。平成24年度は30万円でありました。このたびは15万円という形で毎年削減をされて

きております。私は金額で言うわけではありませんけれども、福利厚生については、これは単なる市役所における事務事業に専念をして住民の福祉の向上のために働くということだけではなくて、やはり職員間の親睦、連携、日常的にとは言わないけれども、機会を設けていろいろな取り組みをし、人間としての豊かさを広げ、信頼関係をつくり上げていく、こういう取り組みが今、必要じゃないのかと思うんですね。

職員の中には、職務の中で病気になるとか、いろいろ起こっているわけです。また、職員家族がどういう状況にあるのかということ自身を幹部職員がなかなか把握できていないという、そういう状況がうかがえます。私はここの福利厚生が大きい小さいということで評価するわけじゃありませんけれども、現実には、スポーツ大会に参加する、そういうことに対する助成であったり、資格取得に対する助成であったりすると。

ほんとうに職員が一致団結をして心を1つにして、今抱えている葛城市の膨大な事業、あるいは事務事業が増高をする中でやり上げていくというのは、能力だけではだめだと思うんですね。そういう意味で、やはり福利厚生というのは、職員の間としてのつながり、信頼関係を強めていく、部局は違っても連携をして職務を遂行していく、そういう環境をつくり上げていくということも私は大事だと思います。

事業課は事業課のこっちゃ、そんなの知らん、また、事業課は事業課で、ほかから手伝ってもらうのは、こんなの手伝ってもらったら、自分たちの能力が問われると、そういう関係ではなくて、物理的に精神的に支え合える、支える、やっぱりそういう職場環境をつくっていくという点でも私は大事だと思うんですが、福利厚生に対する位置づけをお伺いしたいし、やはり職員自身が同じ職場にいる者として連携を図れる、親睦を図れる、そういう取り組みが必要ではないか、そのことに対する支出は私はこれは認めていくべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、光熱水費であります。課長が答弁されたのは当然のことだと思います。もう方針が決まりましたね。家庭の場合は若干延長されていますけれども、事業所は決まっているわけですから、どの程度の増額になるかわかりますか。

西川委員長 課長。

吉村人事課長 ただいまのご質問の研修内容でございます。企業研修は、平成22年度から実施しております。継続して平成25年度も実施していく予定でございます。また、研修先の企業につきましても調整を行っているところでございます。

また、自己啓発に係ります研修助成も行っていく予定でございます。金額が年々減ってきております要因といたしましては、夜間大学の就学に伴う希望者が減ってきております。平成25年度はこの予算は見えておりませんが、希望がありました場合には補正で対応したいと考えているところでございます。

また、福利厚生面におきます職員間の交流でございます。過去に葛城市の職員会に福利厚生助成金として補助しておった経緯もございます。職員間の交流のために要する経費等につきましては、平成17年ごろから住民監査請求等が地方で多くなっておりまして、違法となる支出もあったということで、総務省からも、適正な執行、市民の理解を得られるような執行

を図りたいというような指針も出ておりまして、職員会への補助金を廃止させていただいた経緯もございます。

交流につきましては、現在、職員会でご協力いただいているところでございますけれども、課内で懇談会等を開催する場合は、その助成も職員会の方から行っていただいた経緯もございます。いずれにいたしましても、職員会に対する助成につきましては、市民の理解が得られるという形で実施できるものは実施していきたいと考えております。

また、そのほかの健康管理等につきましては、共済組合が実施しております事業等にとりまして、成人病検診あるいは婦人科検診、病気の予防関係、また、元気回復事業のためのレクリエーション施設の案内等を共済から情報提供いただきまして、市職員に情報提供させていただきまして、ご利用いただいているところでございます。

以上でございます。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 ただいまの電気料金の影響等でございます。関電の方から文書的には現在のところ正式にいただいております。したがって、認可申請なされたときに、両庁舎の影響額がいかほどになるかということで逆にこちらから問い合わせさせていただきました。そのときで、新庄庁舎に至りましては約12%強ということで約160万円の増になると。また、當麻庁舎におきましては15%と若干上がって、金額にして50万円ちょっと。それぞれ高圧電力の最大需要額がそれぞれ違いますので、率にすればそういった開きが出るけれども、両庁舎合わせて200万円ちょっとの増と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 ご答弁をいただきました。職員研修並びに職員の福利厚生の問題、これは当然、職員としての資質を高めていく、職員としての連携によって与えられた事務事業、職責を果たしていくこととあわせて、やはり全体として葛城市の発展に寄与していただくということが目的だと思います。

こんな中で、私は、十分とは言えないまでも、やはり研修等によって職員自身の質の向上が図られていると思っております。しかし、近年の市民からのいろいろな苦情に、その対応に苦慮されている、四苦八苦されているという現状が、私、市役所内をたまたま歩いただけでも、そういう光景に遭うわけですね。これは正当な内容の苦情なのか、これは職員として対応できるようなものなのか、職員の資質として、職責として対応できるようなものなのかということを私はほんとうに考えなきゃならないと思います。

もう一つ、前ですけれども、電話をしたら、當麻庁舎も新庄庁舎も、職員が、交換の方までも、「誰それです」と言うて名前言わはるわけです。最初は「お一つ」と思うて、まあまあ悪くはないですから、していたんですが、どうもやっぱり事情があるみたいだということからスタートでした。

私は、基本的には、職員研修や、あるいは職場内で、市民から寄せられたいろいろな苦情、クレーム、こういうことに対しては役所が一丸となって、あるいはその部局が一丸となって

対応をし、指摘されることがあれば、当然その内部の問題として解決をしていく、このことがやっぱり大事だと。指摘をされて、一々その話をほんまにたくさんの時間をかけてするようではやはり困る。やはり行政として、それを支える職員として、理事者を含めてちゃんと意思を統一して、正当なものは受けたらよろしいがな。しかし、私は限度を超えていると思う。まさに住民福祉の向上を図る事務事業にマイナスに働いている点がうかがえる。こういうことに対して、やはり原課任せにするのではなくて、役所一体となって、議会にも相談していただいて対応すべきじゃないか、こういうふうに思うわけです。

私も心が非常に痛んでいます。何とかしたいと思う。しかし、まずはやっぱり役所が、行政が対応していただく。それで、どないもだめなら、議会にも相談していただきたい。現状はやはり解決をしなければならない、そういう事態にある。このことに対して、市長、理事者はお察しいただいていると思うわけで、やはり確固とした立場で対応していくということが求められるが、いかがでしょうか。

西川委員長 市長。

山下市長 おおむねどのことについて述べておられるのか察しながら答弁をさせていただきますけれども、それに限らず、我々は住民の皆さん方からさまざまなご相談を受けることもあります。その中で、正当だと思われるものに関しては、真摯に受けとめながら解決をすべく努力をするのが我々の役目であると思っております。しかし、それをはるかに超える不当な要求であったりとか、行動等に関しては毅然たる態度で臨むべきであるというのは、私どもも考えは変わりません。きちっと我々に通報というか連絡をいただいた上で、どのように対処していくのかということも踏まえて、考えていかなければならないと思っております。

県内の近隣の各市の状況等を見ていきますと、警察のOBを採用されている市が12市中11市、うちの市を除いて全部そういう職員の採用があるようであります。クレームの処理だけではございませんけれども、トータル的にいろいろな形で相談ができるように、警察OB等の採用であったりとか、そういうことも含めて検討してまいりたいと思っております。

西川委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきました。ここにおられる幹部諸君は、この問題をそれぞれの部局の問題ではなく、やはり理事者を筆頭とした全市の問題としてとらえて対応していただく、こういうことを求めたいし、市長もそのように取り組んでいただけるということでもありますので、よろしく願いをしておきたい。

以上です。

西川委員長 暫時、休憩します。

休 憩 午前 11 時 53 分

再 開 午後 1 時 00 分

西川委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

1、2 款の質疑からでございます。質疑ある方はどうぞ。

どうぞ、川西委員。

川西委員 2 款の総務費の中のミニバスと公共バスの件についてお伺いいたしたいと思っております。ペー

ジ数は38ページです。8目の自治振興費、その中の7節の賃金236万4,000円、これはミニバスの方の賃金だと思います。それと、その下の燃料費とか修繕費とかが上がっております。これもどちらかというのをお聞きさせていただければと思います。

それと、公共バスの運行委託料560万6,000円が13節に計上されております。このバスの乗降客の数とか、ミニバスはできて何年たつのかというようなことについてお伺いさせていただきたいと思います。

西川委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

ただいまご質問のバスの件でございますが、まず葛城号は歴史博物館からゆうあいステーションまで1日4往復しております。その葛城号の利用状況でございますが、平成22年には年間利用者数1万2,220名、平成23年に1万1,828名と若干減ったということでございます。ただ、本年度につきましては、今現在2月までの集計でございますが、既に1万2,100名ということで、平成24年度については最終的には1万3,000人程度の乗降客があるとうことで見込んでおります。

次にミニバスの方でございますが、このミニバスにつきましては、平成19年から運行の方を始めさせていただきました。乗降客の方でございますが、平成22年では年間で5,917名、平成23年につきましては6,008名、ちなみに本年度平成24年度でございますが、2月までで既に7,116名の利用がございます。最終的にはおおむね7,700から800人程度の利用であろうと考えておるところでございます。ミニバスにつきましては、平成20年度から利用者数が毎年ちよつとずつ微減ということで下がっております。平成19年につきましては5,738名ございましたが、毎年利用者数がちよつとずつ減っておったというわけでございますが、平成23年度に初めて6,000人の逆に増加に転じまして、平成24年度についても、先ほど申しましたように、最終的に7,700から800人ぐらいのかなり増ということで見込んでおります。

それから、先ほど申しました葛城号についても、運行が平成17年に、まず同じルート上5往復で運行ということで始めさせていただきました。平成17年度は年度途中の10月からの運行でございましたので、利用者数は5,000人程度でございましたが、平成18年には1万2,327名ということで、これが、以降、毎年少しずつ利用者数が減っておったということでございます。これにつきましても、平成21年度からまた増加の方に転じまして、本年につきましては1万3,000人程度ということになろうかと考えております。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 今、課長よりご報告いただきましたが、利用者数が増えてきているということは非常にいいことであると感じております。特に住民の方の利便性を向上するためという点、また、高齢者の方が利用されるということが多くなってきているんじゃないかと思えます。ただ、病院に行きたいとか、また、買い物に行きたいというために利用してはる方も何人かいらっしやると思うんですけれども、今の現状のミニバス、公共バス等にかんがみますと、停留所自体が数が非常に少ないんじゃないかなと思うんですけれども、今現在、ミニバスの停留所

は何か所ありますか。公共バスの運行の停留所は何か所になっていますか、教えてください。

西川委員長 課長。

和田企画政策課長 ただいまのご質問でございますが、ミニバスについては30カ所の停留所がございます。それから、葛城号については13カ所でございます。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 何を言いたいかといいますと、もう少し停留所を増やすということを今後考えていただきたいなと思うんです。ミニバスが30カ所ということですから、特に公共バスに関しては13カ所ということですから、非常に少ないことは少ないと思うんです。

停留所を増やしていただくことと、それともう1点、今後の課題としてこれは市長にお伺いしたいんですけれども、デマンド方式というんですか、要するに、前日なんですけれども、ここに来ていただきたいと要望することをやるということで、既に香芝市はこれをおこなっているようになりました。非常に高齢化率も上がってくるということから考えると、平成19年からミニバスも運行されておりますので、大体乗りはる人は同じ方が乗ってらっしゃるんじゃないかなと私、思うんですけれども、もっと住民の方の利便性を向上する上においても、こういったデマンドであるとか、また、バスの停留所を増やすとかいう、この辺のことについて市長にご見解をお伺いしたいと思います。

西川委員長 市長。

山下市長 公共バス等につきましては、どういうふうな方向で考えていくのかということは、2月18日だったと思いますけれども、奈良県全体で公共バス、また、コミュニティバスのあり方等についての検討会を開催して、知事初め、全市町村長が入って、これは1市というか1地域だけの問題ではなく、どのような形で奈良交通が持っている公共バスと我々が持っているコミュニティバスとを連動させていくのか、また、買い物の利便性であったり、病院の行き帰り等の利便性を考えていかなければならないということで検討会を開催しました。できれば、平成25年度中に知事の方も一定の方向は示したいということで考えておられるようです。

当初、葛城市では、合併に伴って施設間利用という形でバスが発足しております。住民の利便性の向上というのはあるんですけれども、ふだん使いのためというよりも、施設と施設、新庄と當麻の施設をつなぐためのバスという形で発足しております。コミュニティバスというには台数も少ないですし、もちろん先ほど言いました停留所の問題とか、あと、停留所の数を増やせば増やすほど、今の少ない台数でいきますと、回れる回数が少なくなってくるという問題も出てまいります。じゃあ、どうしたらいいのかというと、台数を増やせばいいわけなんですけれども、台数を増やすと支出が増えてまいります。

そういうところも含めて、行政としてどういうふうにして対処していくべきであるのか。御所市の方では、橿原市との相互乗り入れ、御所市から一方的にの乗り入れも含めてされているようでございます。大和高田市の支所に確認いたしましたところ、うちの方から市民病院の方に乗り入れをするということは大いに賛成していただいておりますので、市民病院とか大和高田市の方の駅等も含めて乗り入れができるような形も含めてこれか

ら検討していかなければならない。そんなに長い時間検討している時間はないと思いますけれども、そうかといってすぐに答えの出る問題ではございませんので、また担当課と、また県と協議をしながら進めさせていただきと思っております。

西川委員長 よろしいですか。

川西委員 はい。今、市長の方からご答弁いただきましたが、ぜひひとつ県の方ともご協議願ってやっていただきたいと思っておりますことと、今は無料という形でやっておりますけれども、ワンコイン制といいますか、受益者負担ということも考えていただきながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質問ありませんか。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続き、質疑をしてまいりたいと思っております。

36ページの4目財産管理費の役務費の総合賠償補償保険料318万4,000円、その2段下の自動車任意保険料307万3,000円の内容、内訳についてご説明をいただきたいと思っております。

次に、37ページの6目地域情報化推進費についてお伺いしておきたいと思っております。この間、庁舎内あるいは県や国との情報の連携、IT化が進められてまいりました。それらは一定の成果を上げてきていると思うわけでありましてけれども、私はやはり市民との情報の共有というか、あるいはIT化を、市民自身がその成果を享受できるような取り組みがもっと強化をされなきゃならないと思うわけです。

そこでお伺いをしたいことは、情報推進課ですね、これまであの4階のスペースの中にはインターネットに接続した端末がたくさんあったわけでありましてけれども、最近見てみますと2台しかないという、そういう状況になっているんですね。確かに夏休みや冬休みに小学生や中学生が来てゲームをするというふうなこともありますけれども、やはりITとかかわれる、インターネットとかかわれる機会として貴重な場所であったわけでありまして、これがどうして現状、端末が2台しかないと思うんですが、になったのか。これは何らかの方針転換によって減らされたのか、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

次に、交通安全対策費、7目ですね。先ほど来の質疑の中で、カーブミラーの設置、ガードレール、区画線とか、デリネーターとか、通学路を中心に交通安全対策を行われていると、こういうことでありました。これはここだけのことでなくて、教育委員会あわせて、とりわけ通学路の交通安全対策ということが、この間事故が多発しているという中で文科省の指示により全国一斉危険箇所の調査が行われました。それらをやはりできるだけ早く解消していく必要があると考えるわけでありまして。

もちろん道路の新設改良費等を含めてやられるべきものであると思っておりますけれども、危険箇所が何カ所あったか、この点をまずお伺いしたい。その危険箇所に対して、新年度でどれほど解消する計画、目標を持ってされるのか。ここは交通安全対策費ということに限定されるわけじゃないですけれども、他の土木費とか含めてのことになりましようけれども、危険箇所がどれほどあったか、それがどのように解消されようとしているか、新年度でどれほど解消するか、この点お伺いしたいと思っております。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまの自動車任意保険料の件でございます。こちらにつきましては、現在、消防本部、水道を除く市の公用車についての加入保険料でございます。

保険内容につきましては、不特定多数の方が乗られる公共バスを初め、ミニバス、マイクロバス等につきましては、現在、民間自動車保険に加入しております。また、それ以外の車につきましては全国自治協会、共済でございますが、こちらの方に加入しておるということの内容でございます。民間には12台、全国自治協会の方には93台加入しておる、その分の予算計上でございます。

なお、両クリーンセンターにおきますパッカー車、また、バキュームカー、ダンプ等につきましては、対人・対物につきましては民間保険、車両につきましては共済といった併用の形で加入しておると、こういう3種類の形で現在加入させてもらっておるということで、105台分と、それと、平成25年度、公用車を購入を新規にさせてもらう5台分を見込んでの保険料となっております。

以上でございます。

西川委員長 情報推進課長。

米井情報推進課長 情報推進課の米井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問に関してでございますが、まず情報センターはただいま2台、公開端末という形で設置させていただいております。この利用状況から申し上げますと、平成22年度に354件ございました。この約63%が小中学生の利用と。平成23年には154件、これ、49%が小中学生ということでございます。平成24年度は2月までで90件という形で減少はしてきております。

そのほかに、委員ご存じのように、インターネットの利用というのが、平成22年度68.6%という全国平均がございますし、本市でも平成20年の調査でも63%というふうな高利用率、そして、パソコンの普及率と申し上げますのが、平成21年は奈良県が84%という形で全国1位でございます。本市でもこの平成20年の調査で83.8%という高率でございます。これに携帯電話、現在のスマートフォンを加えますと、情報化は非常に進展しているということの中で台数が減っていったと理解をしております。よろしくお願いたします。

西川委員長 建設課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの白石委員のご質問でございますけれども、交通安全、通学路を中心に以前から生活安全課、教育委員会を中心に、建設課、また、国道に関しましては奈良国道事務所、県の土木事務所等と通学路の危険箇所につきましては確認をさせていただいたところがございます。危険箇所につきましては104カ所の確認をさせていただいたところがございます。

その中で、今年度、通学路の部分につきましては、まず区画線の部分を主にさせていただきまして、その部分で合計的には7,900メートルほどの区画線を改修させていただいたところがございます。残る区画線事業につきましては平成25年度の方で実施をさせていただくつ

もりで予定をしとるわけでございますけれども、その部分については、13カ所の通学路に関する区画線の事業の予定を平成25年度でいたしておるところでございます。

あと、危険箇所につきましては、横断歩道等の設置、また、注意看板の設置等るるございまして、建設課といたしましては、54カ所の部分についてのこの箇所につきましての対策を進めておるわけでございますけれども、その部分を平成24年度、また、平成25年度の部分で計画をしとるところでございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 市が保有する車に関する保険に関する保険料という形でご報告をいただきました。全国共済が93台、民間が12台でしたか、そのほか、含まれているのかどうかわかりませんが、パッカー車、バキューム車、ダンプ等両方入っておられるという車を合わせて105台分の保険料ということであります。これは詳細、中身についてはお伺いできなかったわけですが、1台当たりの費用はどうなっているのか、あるいは事故の処理の手續、そのサービスの中身はどれほど民間と共済との違いがあるのか、その点も価格の問題あるいはサービスの内容の問題をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、情報推進課のインターネットが活用できるスペースの端末が2台に減らされてきているということでもあります。利用者がインターネットの普及あるいはパソコンの普及とあわせて減ってくるというのは、これはそのとおりでございまして、やはり市民からすれば、ほんとうに貴重な端末だと私は考えております。68%の普及というふうに言われましたけれども、当然、高齢者初め、あるいは子どもたちというのはそんなに手軽にインターネットを活用できるという環境にないわけですから、当然、私は、デジタルデバイド、こういうふうに言いますが、情報格差を生まないためにも考え直す必要があるのではないかと思うわけです。

しかし、現実に情報推進課のスペースを見てみますと、スペースが狭くなっているんですね。だから、必要な台数が置けるのかどうかというのもやはり考えなきゃならないと思うんです。そこで、私、何でスペースが狭くなったんだということで調べてみますと、情報推進課の方に統計の事務が加えられたということで、当然、統計委員さんや関係者が集まる、そういうスペースが必要だということで、実際の市民の皆さんが利用する端末を置くスペースそのものが物理的に狭くなってきているというのも私も原因があるのではないかと思うわけでありまして。

これはもちろん端末のシステムの更新というのも、技術の進歩、機器の性能の向上とあわせてやはりきちっと更新していくことは当然のこととして、やはり住民サービスを少なくとも維持するというので、低下にならないように私はやっていただきたい。それもやはり情報推進課の仕事だと私は思います。確かに数字を聞かせていただければ、平成23年から考えれば半減以下というふうになっているのはこれは事実として、これはやはりスペースそのものも端末そのものの数も少なくなっているということも原因があるということですので、この点、システムそのものの更新、端末そのものを今後どうしていくかということにつ

いて改めてお伺いをしたいと思います。

それから、先般調査された危険箇所はもっとあったというふうに思うんですが、僕、資料を、それ、どこにやったかわからないので、交通安全対策にかかわる方からお伺いをしますと、危険箇所の調査、これは全国でやりましたから、奈良県内の状況について新聞報道もされていまして。その中で、葛城市は危険箇所が相当多いということで、行政や議会はどのように取り組んでおられるのか、取り組んでくれているのかという、そういう厳しいご指摘をいただきました。いやいや、うちは交通安全対策費や道路新設改良費等で、これは他の市町村以上の予算を配分して対策に取り組んでいるということを申し上げましたし、また、多分、基準は全国一律の基準でやられたと思うんですけども、受け取り方によってもやっぱり違うんちがうかというふうには思いました。だから、ちゃんとした、そういう危険箇所、これも市民の皆さんに新聞報道等で認識されているわけです。

そのことに対して、路側線もそれは必要でしょうし、看板も必要でしょうけれども、やはり具体的な歩道の設置とかガードレールの設置とか、いろいろそういう事業が出てくるわけですから、これは教育委員会、都市整備等、子どもたちの、市民の安全安心をつくっていく関係部局が総力を挙げて取り組んでいただきたい。交通事故というか不注意な事故で子どもたちの命を奪うなんていうことはあってはならないわけで、ぜひそういうことで取り組んでいただきたい。具体的な計画をお示しいただきたい。先ほどは104件と言いましたね。この104カ所の危険箇所をどのような対策、いつまでに解消するということをお示しいただきたい、このように思います。

西川委員長 情報推進課長。

米井情報推進課長 情報推進課の米井です。

今、委員の方からご指摘がありましたように、やはり機械が故障した、機械を持っていないという方はどうしてもおられますので、私どもといたしましては、今の現状は最低限維持していくということには変わりございません。ただ、委員のご指摘でありましたように、セキュリティという面に関してはやはり機械の更新というのは避けられないものだと思っておりますので、それも含めまして平成25年度は考えてまいりたいと思っております。

以上です。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 先ほどの自動車の任意保険の関係でございます。まず、1点目の保険料でございます。全て一律の金額にはいきませんが、台数で割り戻しますと、全国自治協会、共済の方につきましては1万8,000円余り、片や民間保険に至りましては3万7,000万円余りと、共済の約2倍が民間保険料と、こういう形になっております。

それと、事故対応等の事務的な面のサポート面ということでおっしゃっていたかと思えます。全国自治協会の共済の方につきましても、大手幹事社が入っておるわけでございます。しかしながら、保険事故対応的な面におきましては事故担当の中でのいろいろな調整とか必要となってきまして、なかなか民間保険に入った中での事故対応の事務とは若干差は出ておると、こういう内容でございます。

したがいまして、先ほど申しましたマイクロバス、公共バス、またパッカー車等、特に不特定多数の方、また、車を走らせることが主の目的の業種に係る公用車につきましては、事故等のことも想定いたし、現在、民間保険に加入しておると、こういう状況でございます。

以上でございます。

西川委員長 建設課長。

石田建設課長 それでは、通学路の点検結果の部分の計画でございますけれども、奈良県におきましては、通学路の安全対策ということで公式のホームページの方で公表がされておるわけでございます。葛城市におきましては、先ほど申しました104カ所の公表がその中でされておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、その中で、事業主体といたしましては、建設課に係るハード事業の部分、また、教育委員会等に係ります通学路の検討等もる含めまして104カ所というふうな形の中で報告が公表されておるわけでございます。

先ほど私が申し上げました建設課の事業におきましては、路側線を中心にそういう事業を進めておるところでございます。その中で、先ほど申し上げました平成24年度の実施の部分から、今、残りの部分を平成25年度に実施するという形で申し上げましたけれども、残りの通学路の点検の結果に基づきましては、残りの路側線につきましては1,300メートルほどの距離が残っておると。その部分について平成25年度には実施していきますということでございます。

あと、先ほど白石委員おっしゃったような形の中で、歩道等の設置等につきましては、事業の関係の用地も絡んできますので、その辺につきましては今後検討していく形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ的確なご答弁をいただいたと思います。

やはり行政の仕事というのは、車を使わなければ効率よく進まないのは当然ですし、公共バスやパッカー車、ダンプ等、これは必要なものであります。そういう意味では、安い方にたくさん、93台ですか、1万8,000円余りのところにしていただいているというのは、経済性から言うたら、これはこれでいいのかなというのは思うんですけれども、やはり課長が答弁をされたように、事故があった場合の対処、ここにやはり差があると。2倍の価格でそれだけの値打ちがあるのかどうかというのは私はわかりませんが、当然、保険会社が責任を持って対応していただけるものと両方とも思っています。

事故によって、もちろん加害者になることもあれば、被害者になることもある。公務上であっても、事故を起こしたときは、それは責任ある行動、対応はしなければならないけれども、やはり何よりも公務が優先されなければならないというふうに思います。事故の解決に職員が当たらなければならないということも、これは1つ考えものだと思います。その辺はやはり費用対効果を見ていただいて対応していただきたい。今、現状は、共済の方、安い方へ行っていると。しかし、その分手間がとられるということになっている。そこら辺は理解できましたので、それぞれの合った対応をお願いしたい。

情報推進課の件でありますけれども、課長からご答弁をいただきました。ぜひ最低、現状

を維持する、これは当然のこととして、でき得れば、やはりもっと市民の皆さんに周知徹底をしていただいて、利用の拡大を図っていくというふうにしていただきたいし、セキュリティも含めて、機器そのもの、端末そのものの更新もお願いをしておきたい、このように思います。

交通安全対策についてでありますけれども、課長の方からご答弁をいただきました。なかなか根本的な解決をするという点では、全ての箇所を一挙にということはないというのは私も理解はできます。しかし、当面、路側線とかカーブミラーとか、あるいはガードレールとか、そういうものは早急に必要なものはやっていただきたいし、やはり計画的に歩道の確保等、通学路の歩車分離を図っていくということで取り組んでいただきたい。市民の皆さんが心配されているその心配をできるだけ早く解消する取り組みをお願いしておきたいと思えます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

どうぞ、岡本委員。

岡本委員 41ページの賦課徴収費の関係でしたけれども、公金取扱手数料178万9,000円になつとるわけですけれども、本年度平成24年度からコンビニ収納されたと思うんですが、それに対して、実績といいますか、2月までか、1月でも結構ですので、どのぐらいの実績が上がっておるのか。また、それに基づいて今年の平成25年度の予算を組まれているのか、内容だけちょっと教えてほしいと思います。

西川委員長 収納促進課長。

邨田収納促進課長 収納促進課の邨田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

コンビニ収納の実績でございますけれども、平成24年度4月から始めさせていただきました、今まで2月までの分、実績をとらせていただいております。各税目別にお話しさせていただきますと、市・県民税におきましては3,083件、固定資産税におきましては3,891件、軽自動車税におきましては3,588件、国民健康保険税につきましては4,611件、合計1万5,173件の実績がございます。

以上でございます。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 件数はあれなんやけど、金額はどのぐらいになりますか。

西川委員長 収納促進課長。

邨田収納促進課長 すいません、金額につきましては、市・県民税におきまして8,683万9,172円、固定資産税におきましては9,993万8,096円、軽自動車税におきましては1,721万5,231円、国民健康保険税におきましては6,723万752円、合計で2億7,122万3,251円でございます。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 今お聞きしますと2億7,100万円ほど集まっているということで、市税全体から見たら6%ぐらいになるのかな、かなりの収益を上げてもらっていると思えます。平成25年度ももちろん続けてやっていかはるわけやけど、できるだけ税の納税意欲といいますか、そういうものを高められるように努力していただいて、収税ができるだけ多く集まりますように努力

願いたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑はありますか。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑をしてみたいと思います。

39ページの自治振興費、19節の負担金補助及び交付金、街灯等整備事業補助金250万円があります。平成24年度の当初予算と同額が計上されているわけであります。この間、予算や決算等で大字間の街灯の設置について議論をしてきているわけでありますけれども、その議論がどのように本予算に反映をされているのか、事業の内容とあわせてお聞かせをいただきたい、このように思います。

それから、42ページの2目賦課徴収費の13節委託料、一番下のところでありますe L T A X A S P環境設定作業委託料という形で10万7,000円が、これは新たに計上されているものだと思いますが、どのような環境設定をされるのかご説明をいただきたい、このように思います。

それから、同じく42ページの2款3項戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費の報酬513万8,000円が計上されております。改めてご説明をいただきたいと思います。

西川委員長 どうぞ、生活安全課長。

菊江生活安全課長 自治振興費の負担金補助及び交付金の中の街灯等整備事業補助金についてご説明申し上げます。平成24年度の現在の設置状況でございます。これにつきましては、新設街灯32基のうち、ご質問の大字間は3基でございます。取替えに係る補助もさせていただいております。蛍光灯につきましては5,000円、また、蛍光灯以外のLED灯につきましては1万円ということで、平成24年度現在で165基の取替えがございました。事業といたしましては、うまく進行しておるかと思いますが、平成25年度につきましては、設置補助、大字間を含めまして200万円、そして、取替えに係るLED、蛍光灯につきましては50万円という試算をいたしましてお願いするものでございます。

以上でございます。

西川委員長 税務課長。

西村税務課長 税務課の西村でございます。よろしくお願いたします。

e L T A XのA S P環境設定作業委託料でありますけれども、e L T A Xは地方税に関する総合窓口としてインターネットを通じて広く利用できるシステムであります。その中のe L T A Xの機能から国税連携の利用の分が予備の古いパソコンに入っておりますので、それを新しいパソコンに移しかえる作業の費用であります。

西川委員長 はい、課長。

西川市民窓口課長 戸籍住民基本台帳費の報酬のご質問でございます。これにつきましては、市民サービスコーナーの設置に伴います嘱託職員2名の報酬でございます。歴史博物館と相撲館、おのおの1名ずつの嘱託職員の報酬でございます。

以上です。

西川委員長 どうぞ、白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。

e L T A X A S P環境設定作業、これについては、既にそういうシステムは構築、完成されているけれども、入替えをするということですか。わかりました。

それから、戸籍住民基本台帳費の中で、嘱託職員2名の報酬がありました。これがいわゆるサテライト型の住民サービスを構築していく、そういう試みの1つとしてこちらへ予算計上されているということで、嘱託職員の報酬2人分が計上されたということですね。わかりました。

それから、街灯等整備事業費について改めてお伺いしたいと思います。大字間、基本的には集落より100メートル以上離れた街灯の設置について、新年度では大字間の予算の規模はどの程度になっているのか、1基当たりの費用あるいは何基計画されているのか、これについて地元の負担が必要になるケースが出てくるのかどうか、この点お伺いしておきたいと思います。

西川委員長 生活安全課長。

菊江生活安全課長 大字間に係る補助の内容でございますけれども、補助対象経費と申しますのが、街灯1基につき5万円でございます。その2分の1、2万5,000円を補助させていただくのが通常の街灯でございますが、大字間につきましては、5万円のうちの2万5,000円を除いた残り2万5,000円の2分の1ということで、3万7,500円の1灯あたりの補助になるわけでございます。また、これにつきましてはポールも含めて同じ割合で補助させていただきますので、ポールつき街灯につきましては7万5,000円を補助させていただく、こういう形でございます。なお、本年の設置に係ります基数といたしましては4万円。ポールの分は含まれておりませんけれども、ポールも同じような形をとるということで、4万円掛ける25基、100万円を大字間という形をお願いしたものでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。ということは、大字間の街灯の設置については、当然、機器の設置あるいはポールを設置について助成は何%ぐらいになるのかな、相当高い補助率と、こういうことになるわけでありましてけれども、しかし、ケースによってはやはり地元負担が出てくるということですね。この地元負担は、これは100メートル離れたということでどこが地元負担するのかというふうになれば、やはり設置された区域内の大字が負担すると、こういうことになるわけですね。

これ、私は従来、議論をしてきているわけでありましてけれども、大字がみずから区民の安全を確保するという、そういう形で大字の予算を含めて市の補助を受けて設置する分については、それはもうお言葉に甘えてやっていただこうと。そのかわり、電気代はちゃんとしますと。しかし、なかなか大字間というのは、これはこの間ずっと議論してわかっていただいていると思うんですが、100メートルも離れたところへ、それこそ大字の区民が使わないのに、何でこんな費用出さないかんねんというふうなことだからなかなか設置が進まない。暗いままであるということで、やはりこれは行政が地元の人たちあるいは通勤・通学をされる

方々、そういう人たちの意見、要望を聞いて、それぞれ路線を決めて、やはり計画的に街灯を設置し、メンテナンスも市が責任を持ってやっていくということが必要ではないのかということでも議論してまいりました。

そういう意味では、この間、課長は努力されて、前進をしてきているというのはほんとうにうれしく思うわけでありますけれども、あと一步というところまで来ました。あと一步踏み込んでいただいて、やはり市民の安心安全は市が責任を持ってやはり守る。ぜひその立場で取り組んでいただきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありますか、1、2款。

ないようでしたら、1、2款の質疑はこれで終わります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後1時54分

再 開 午後2時15分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

3、4款の説明からお願いします。

部長。

河合総務部長 それでは、3款の民生費から説明を申し上げます。事項別明細につきましては49ページになります。

まず、民生費の社会福祉総務費でございます。8億4,270万1,000円を計上いたしております。職員25人の人件費と、国民健康保険特別会計、また、後期高齢者医療保険特別会計の繰出金が主なものとなっておりますのでございます。

次に、51ページでございます。国民健康保険医療助成費につきましては1億2,243万円を計上いたしております。

後期高齢者医療保険医療助成費につきましては6,455万円を計上いたしておるところでございます。

次に、障害者福祉費でございます。6億50万6,000円でございます。障がい者福祉に要する経費でございます。扶助費では、介護給付費、また、訓練等給付費、障害児通所給付費ほか、県からの権限移譲によります育成医療、また、中軽度難聴児補聴器給付費など、新たな事業として予算を計上いたしておるところでございます。

次に、53ページでございます。老人福祉費でございます。4億1,508万4,000円を計上いたしております。老人福祉施策に要する経費でございます。扶助費では敬老年金、繰出金では介護保険特別会計への繰出しが主なものとなっております。

次に、55ページでございます。いきいきセンター管理運営費でございます。2,888万3,000円でございます。いきいきセンターの維持管理に要する経費でございます。工事請負費では、循環の浴槽ろ過器の更新に係る所要の予算を計上いたしております。

次に、福祉推進費でございます。1億2,983万6,000円を計上いたしております。福祉総合ステーションの指定管理委託料、また、社会福祉協議会への補助金などが主なものとなって

おります。

次に、旧老人保健医療事業費でございます。15万円を計上いたしております。

次に、児童福祉総務費でございます。2億8,972万7,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と、児童福祉に要する経費でございます。委託料では次期計画に向けた子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査を予定いたしております。扶助費では、県からの権限移譲によります未熟児の医療費などを計上いたしております。

次に、児童措置費でございます。13億5,198万7,000円を計上いたしております。児童手当、また、民間の保育所運営費に加え、今年度、民間保育所の建築によります保育所の緊急整備事業補助金が主なものとなっております。

次に、保育所費でございます。2億7,768万5,000円を計上いたしております。職員23人の人件費と、公立保育所の運営に要する経費でございます。

次に、児童館費でございます。4,259万2,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、児童館と学童保育所の運営に要する経費でございます。

次に、60ページでございます。ひとり親家庭等福祉費でございます。2,600万円を計上いたしております。

次に、地域子育て支援センター事業費でございます。1,368万1,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、地域子育て支援センターに要する経費でございます。

次に、国民年金事務取扱費でございます。1,923万円を計上いたしております。職員2人の人件費と、国民年金事務に要する経費でございます。

次に、62ページでございます。生活保護総務費でございます。2,653万5,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と、生活保護の一般事務に要する経費でございます。

次に、扶助費でございます。4億6,566万2,000円を計上いたしております。生活保護の扶助に要する経費でございます。

次に、災害救助費でございます。1,140万円を計上いたしております。

次に、64ページでございます。4款衛生費でございます。保健衛生総務費におきましては1,742万7,000円を計上いたしております。保健衛生事務に要する経費でございます。

次に、予防費でございます。9,733万4,000円を計上いたしております。各予防接種に要する経費、また、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチン、それから、高齢者のインフルエンザの予防接種などが主なものとなっております。

次に、生活衛生費でございます。51万9,000円を計上いたしております。狂犬病予防に要する経費でございます。

次に、健康づくり推進事業費でございます。3,361万2,000円を計上いたしております。胃がん、肺がん、子宮がん等各種検診に要する経費でございます。

次に、66ページでございます。母子保健事業費でございます。4,026万5,000円を計上いたしております。母子保健に要する経費でございます。委託料では妊婦健康診査の委託が主なものとなっております。

次に、保健施設費でございます。1億1,471万7,000円を計上いたしております。職員11人

の person 費と、保健施設の維持管理に要する経費となっております。

次に、68ページでございます。環境衛生費でございます。5,887万9,000円を計上いたしております。職員5人の person 費と、環境衛生に要する経費でございます。

次に、火葬場費でございます。2,786万円を計上いたしております。火葬場の運営に要する経費でございます。

次に、清掃総務費でございます。1億1,199万円を計上いたしております。職員10人の person 費と、清掃事務に要する経費でございます。

次に、塵芥処理費でございます。5億6,010万4,000円を計上いたしております。職員15人の person 費と、塵芥処理に要する経費でございます。工事請負費では、クリーンセンターの維持に係ります工事請負費と、委託料では焼却施設の運搬処理に要する経費が主なものとなっております。

次に、し尿処理費でございます。2億5,754万6,000円を計上いたしております。職員5人の person 費と、し尿の収集・運搬・処理に要する経費でございます。

次に、地域循環型社会形成推進事業費でございます。33億3,883万6,000円を計上いたしております。新クリーンセンターの建設に要する経費でございます。工事請負費では、建物本体の工事に要する予算を計上いたしているところでございます。

以上で、3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

西川委員長 3、4款の質疑に入ります。ただいま説明いただきました3、4款に対する質疑はありますか。

白石委員。

白石委員 引き続き、民生費並びに衛生費についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

まず49ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の7節の賃金、臨時雇用賃金499万8,000円が計上されております。これは毎年度計上されるわけでありましてけれども、499万8,000円と、平成24年度の当初予算と比較すると倍する賃金になっております。どのような理由によるものかお伺いをしたい、このように思います。

それから、12節の役務費の未熟児医療給付費請求審査手数料、これは新たに未熟児医療給付の事業が実施されるということになったわけでありまして、ここで手数料ということでありましてけれども、事業の内容、対象者等についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、50ページの民生児童委員活動助成金を初め、協議会補助金等民生委員に係る予算が計上されております。現在の民生委員さんの配置の状況を改めてお伺いしておきたい、このように思います。

西川委員長 社会福祉課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの賃金でございますけれども、1人につきましては、県100%補助による、生活保護者に対する就労支援事業及び住宅手当緊急特別措置事業の事務の雇いでございます。また、

あと2人につきましては、2人の女性職員が産休に入ります。これによる育児休暇による賃金を上げさせていただいております。

以上です。

西川委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいま白石委員からご質問があった未熟児養育医療のことでご説明いたします。まず、ご質問のありました未熟児養育医療の審査手数料のことでありますが、これは30件を予定しております。手数料の単価が111.6円で2,000円を計上しているものでございます。

そして、この未熟児医療扶助といたしますのは、先ほどお話がありました地域主権戦略大綱に基づく基礎自治体への権限移譲に基づき、平成25年4月1日から県から市町村に事務の権限移譲が行われるものでございます。その主な内容は、未熟児といたしますのは、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定養育医療機関において入院治療に要する医療費を公費負担する制度でございます。最高満1歳の誕生日の前日までの給付となっております。

その給付の対象になりますのが、お医者さんが治療を必要であると認めた乳児となっております。低体重児の届け出がありまして、その中で出生時の体重が2,000グラム以下の未熟児ということで、運動が異常に少ない状態の赤ちゃんとか、体温が異常に低い場合、また、呼吸器、循環器系、消化器系などに異常がある場合、強い黄疸の症状がある場合ということになっております。

県の方から移譲を受けまして、今までの葛城市での実績が年間30件程度ということで聞いておりますので、それに基づきまして、審査の手数料以外に扶助費としまして400万円を計上しているものでございます。その財源としまして、400万円に対して国の負担金が2分の1の200万円、そして、県の負担金が4分の1の100万円、残りの100万円を市が負担するということになっております。

内容は以上でございます。

西川委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。

先ほど民生委員さんの活動につきましてのご質問でございますけれども、まず今年の3月に北花内、民生委員さんを推薦いただきまして、また、同じく8月に北花内の民生委員さんを推薦いただきまして、新庄地区32名、旧當麻地区28名、合計60名、全て定員を満たしております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。

臨時雇用賃金についてはよくわかりました。

それから、未熟児医療給付費の請求審査手数料にかかわって、事業の中身についてもご丁寧にご説明をいただきました。先ほど来の質疑の中で市長も触れられたように、新しい事業

として葛城市に権限移譲されてきたわけですが、課長の説明を聞けば、事業の中身というのはほんとうに専門性もあり、その対応そのものもこれからどのように対応していくのかということをやはり県と協調しながらやっていかなければならないという内容だろうと思います。なかなか市として主体性を持って進めていくという点では一定の時間が必要ではないのかと、人材のことも含めて思います。しかし、権限移譲され、市が責任を持って行う事業として、体制の整備、人員の確保、あるいは市長が言われたような広域での取り組み、こういうものを進めていき、まさにこの事業がほんとうに基礎的自治体としての役割が果たせるようにしていただきたい、このように思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質問は。

どうぞ、川辺委員。

川辺委員 ページ数で言うたら63ページ、生活保護費でございますが、扶助費でございます。前年度より1,500万円ほど多い計上でございますが、今現在受給されている方、年々増えてきたらんかどうか、件数とかかわかったらひとつお願いしたい。それとまた、この受給するに当たっての審査方法とか、どういう審査なのか、その点、まず2点だけお聞きしたいと思います。

西川委員長 社会福祉課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。お願いします。

3月1日現在の保護世帯数で152世帯、また、人員としましては207人、保護率としましては5.96パーミル、パーミルというのは1,000分の1の単位でございます。

また、審査につきましては、資産調査、預貯金調査、扶養義務調査、また、医療機関に対する医療状況、お医者さんの診断結果、それとか、年金調査などを行いまして、国の基準をもとに審査をさせていただいております。

以上でございます。

西川委員長 川辺委員。

川辺委員 ようわかりました。ほんで、もう一つ、不正受給は今のところ葛城市ではございませんか。あるなしで結構です。

西川委員長 課長。

西川社会福祉課長 不正受給というか不正就労されている場合あるのはあります。これにつきましては、生活保護法第78条という、本来でしたら就労においては基礎控除しますけれども、罰則規定というか、仕事されたら全て収入認定をさせていただいております。ただ、葛城市は全国的にもその比率は低いところでございます。

西川委員長 川辺委員。

川辺委員 生活保護受給者が交通事故を起こすとしますわね。その交通事故で相手方が示談で済む場合、その示談金というのは、生活保護もろうとるから受けられへんとか、市が没収するとか、そういう例今までなかったか、それだけちょっと。

西川委員長 課長。

西川社会福祉課長 臨時収入などにつきましては、損害保険とか生命保険とか発生しますけれども、

これについては当然収入認定ということでさせていただいて、返還していただいております。

川辺委員 すんません。ほんなら、生活保護受けてはったら、もう没収いう形でとったらよろしいでな。はい、わかりました。すんません。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 衛生費の部分の65ページにあります健康づくり推進事業費、ページ数は66になりますが、委託料の中に各種検診の委託料が数多くありまして、2,488万5,000円が計上されております。要するに、この受診率等についてお伺いしたいと思います。

それともう1点、67ページになりますが、使用料及び賃借料の中の土地借上料509万8,000円ですか、この分の場所等についてお伺いします。

西川委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

先に、賃貸借の土地借上料でございます。土地借上料につきましては、今、健康福祉センターの建物がございます。その北隣に1,404平方メートルの駐車場用地として借りているものでございます。その年間賃借料が509万7,720円でございます。

それと、がん検診の状況でございます。胃がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎、乳がん、子宮がん、肺がんの検査をやっております。

胃がんが平成22年度が5.9%、平成23年度が6.5%、1月末現在、平成24年度は7.2%の受診率でございます。次に、大腸がん検診でございます。平成22年度が12.5%、平成23年度が15.8%、平成24年度が1月末現在で16.3%でございます。次に、前立腺がんでございます。平成22年度が8.8%、平成23年度が9.6%、平成24年度は1月現在9.4%でございます。肝炎につきましては人数で回答いたします。平成22年度が123人、平成23年度が212人、平成24年度が1月末現在で169人でございます。次に、乳がん検診でございます。平成22年度が9.5%、平成23年度は12.3%、平成24年度は1月末現在で8.4%です。子宮がん検診でございます。平成22年度が10.4%、平成23年度が11.0%、平成24年度は7.7%でございます。肺がんでございます。平成22年度は6.4%、平成23年度が6.9%、平成24年度は1月末現在が7.7%でございます。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 賃借料に関しましては、健康福祉センターの1,404平方メートルの北側の駐車場ということで、年間500万円を超えるということで大変高額じゃないかというふうに感じるんですけど。10年借りますと5,000万円というような金額になりますので恐ろしいなど、今、この数字を見て感じたんです。もう既に借りられて随分日にちもたつと思うんですけども、いろいろな点で規約の変更等もお願いできないかということ、もう一遍ご検討あるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

それと、がん検診に関しまして、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、今示してくれました8.8%とかいろいろな数字があるんですけども、これは何に対してのパ-

センテツジなのかお伺いしたいと思います。

西川委員長 健康増進課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

がん検診の対象者数につきましては、国勢調査に基づきまして、各対象年齢の人数をあらわしております。その中で、商工農林水産業に携わる人口、国が決めた人口を差し引いたものが対象者となっております。

それと、賃借料の土地の賃借料金でございますが、今現在使っているところがどうしても必要なことでもございます。その当時、どうしても借りたいというこちらの話もいろいろありまして借りているものでございます。今現在、あの土地で十分、事業があるときはいっぱい必要最大限に利用して使わせていただいております。そういうことも考えながら金額を制定させていただいたと思います。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 今、受診対象者が年齢ということでお示しいただいたんですけれども、最近の医学からいきますと、がんにかかっても早期発見をすることができたら完治するという方が非常に多くなっております。そういう点から考えると、もう少し受診率を上げていただいて、少しでもここで早期発見をすることが逆に医療費を抑えていくことにもつながっていくと思いますので、その辺の啓発もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどの駐車場の件ですけれども、ひとつ今後大いに検討していただいて、お願ひしたいと思います。

以上です。

西川委員長 課長。

水原健康増進課長 済みません、駐車場の契約につきましては、平成22年10月から30年間の契約をさせていただきます。

以上でございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

下村委員。

下村委員 クリーンセンターの特別委員会ではよつとしたら説明あったかもわからないんですけれども、今この一般会計の予算書に出てきてますんで、73ページのところの地域循環型社会形成推進事業費の項目の13節委託料、クリーンセンター建設施工監理業務委託料という、これ、内容を説明していただけますか。

西川委員長 芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉建設準備室の芳野でございます。

下村委員の質問の委託料でございます。クリーンセンター建設施工監理業務委託料7,500万円分でございます。去る2月14日に本体の契約議決をいただきまして、その建設につきます施工監理のコンサル業務でございます。平成24年から平成26年度までの3年間の継続予算の中の1億5,000万円計上しておる分の平成25年度分の7,500万円でございます。現在、

入札公告をいたしまして2社の応募がありまして、技術評価をさせていただいている中のところでございますが、4月当初に入札の予定をいたしておる分でございます。

以上でございます。

西川委員長 下村委員。

下村委員 大まかなことわかるんですけども、7,500万円という金額、また、合計額が1億5,000万円ということの説明があったんですけども、その金額が妥当であるかどうかということちょっと私考えていたんですけども、委託料で7,500万円、建設の総額というのは43億円、消費税込みで45億円ですか、それに見合う7,500万円だと思うんですけども、金額が非常に大きいもので、これが妥当であるかどうかということを担当部の方ではどう判断いただいているかということをお聞きだけしておきたいと思えます。

西川委員長 芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 芳野でございます。

3年間にわたる工事の施工監理でございまして、当然、技術者の3年間の派遣等ございまして、相当の年数と延べ人数がかかる。並びに、施工監理を十分にやっていただくには、相分の金額だと考えております。

下村委員 結構です。

西川委員長 ほかに質疑。

赤井委員。

赤井委員 同じく73ページの地域循環型の15節工事請負費、これの内容説明をお願いいたします。

西川委員長 芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 芳野でございます。

今の赤井委員の工事請負費の内容でございます。総額32億2,660万円の内訳でございます。熱回収の工事といたしまして3年間継続分でございます。30億3,080万円、これが45億円で契約させていただいた分の当初の金額の3年間の振り分けの平成25年度分でございます。残りが道路工事に当たりますが1億9,580万円、この分が道路の残工事になります。

以上でございます。

西川委員長 赤井委員。

赤井委員 ほかに、道路に入るのかわからんけれども、池の東側の堤防もやられるということですね。

西川委員長 芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 瓦堂池の東の堤は既に完了いたしております。堤の補強、それから、排水工事は終わっておりますので、よろしく願いいたします。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

どうぞ、辻村委員。

辻村委員 それでは、私の方から、65ページの2目13節委託料の予防接種事業についてお伺いいたします。委託料の中に、子宮頸がん等予防接種委託料というのがありますが、平成24年度の子宮頸がんの予防接種の接種率、できれば年齢別にわかれば教えていただきたいんですけども。

西川委員長 健康増進課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。子宮頸がんの予防接種ワクチンの接種率でございます。今現在、平成24年度現在、直近ですが、中学1年生は180人対象者がおりまして、接種者が83人の46%です。中学2年生、対象者180人の126人接種されておりまして、70%です。中学3年生は159人対象の接種者が115人の72%です。高1でございます。168人対象の107人接種の64%です。前年度、高1のときに1回でも受けられた方につきましては高2が今年度対象となりますので、154人対象者の120人の78%でございます。

以上でございます。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 この予防接種はかなりの人が接種していただいていると思うんですけども、これは平成24年度は1割負担だったと思います。平成25年度はどういうふうな形で助成していただけるのでしょうか。

西川委員長 健康増進課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

来年度からどういうふうになるかと申しますと、今現在、子宮頸がん等3ワクチンにつきましては、予防接種法の改正を国が行っております。それで、今、閣議決定されたんですけども、子宮頸がん3ワクチンについては定期の予防接種になるということで、葛城市につきましては、定期の場合どの予防接種につきましても負担金をとっておりませんで、負担金なしで予防接種は受けられるということで、来年度国の決定が多分ほぼ決まると思うんですけども、それで、接種の負担金なしで計上させていただいております。

以上です。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 今お伺いいたしましたら、負担金はないということでよかったですとっております。年齢の方も、かなりの接種になるので定められるようにされるかと思っておりますので、今後もこういった形の予防接種に関しましての皆さんに周知していただくような啓発活動の方もよろしく願いいたします。

以上です。

西川委員長 課が入れかわったからあれやんけども、同じ質問者で同じ答弁をするときは、1回課と名前を言うてもらうたらええ。それで、質問変わったら、人変わったら、またちゃんと言ってください。

ほかに質疑ありますか。

岡本委員。

岡本委員 72ページのし尿処理費の中ですけれども、負担金補助及び交付金浄化槽の清掃手数料助成金、これの件数がどのぐらいになっているのかいうのと、平成23年からでも結構ですけれども、実績からいってどのぐらい件数が減っているのかということ。

それから、葛城地区清掃事務組合負担金1億8,815万2,000円、これの中身教えていただきたい。

それから、地域循環型社会形成推進事業、この中の事業費、いわゆる補助事業費と単独とまじっと思うんですが、それぞれ項目ごとに金額を教えてください。それを教えてもらわんと、見とったからって補助やら単独やらわかりませんので、分けてお願いをしたい。よろしく申し上げます。

西川委員長 どうぞ。課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしく申し上げます。

まず最初に、合併当時から新庄と當麻の浄化槽の収集の料金が変わっておりまして、當麻の方が浄化槽の収集手数料が高いものですから、その差額といたしまして補てんしております。平成21年度といたしましては171件、平成22年度におきましては165件、平成23年度といたしましては163件となっております。

続きまして、葛城地区清掃事務組合の平成25年度の負担金でございますが、平成25年度はし尿処理予測量を3,776.6キロリットルとしておりまして、平成24年度に対しまして119.67キロリットルの減少でございます。

続きまして、建設関係経費でございますが、1億2,578万3,000円となっております。構成比は13.16%で、平成24年度との比較といたしましては21万2,000円の減額でございます。

続きまして、維持補修費関係でございますが、5,379万7,000円。構成比といたしましては5.5%で、平成24年度に関しましては108万6,000円の減額となっております。

最後に、し尿処理施設等補修基金積立金でございますが、857万2,000円でございます。構成比は8.57%。平成24年度に関しましては8万円の減額となっております。

以上でございます。

西川委員長 答弁漏れあった。

新炉室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉建設準備室の芳野でございます。

岡本委員の循環型の予算の補助対象内と外の数字でございます。総額33億3,883万6,000円に対しまして、補助対象が33億2,815万9,000円でございます。

内訳といたしまして、節ごとに言わせていただきます。

まず、旅費の42万円ですが、全額補助対象でございます。需用費につきましては、46万4,000円のうち、消耗品40万8,000円が補助対象でございます。食料費は補助対象外でございます。次に役務費でございますが、土地鑑定手数料45万円は補助対象外でございます。それから、委託料でございます。補助対象はクリーンセンターの建設工事の監理業務委託料の7,500万円が補助対象で、それ以外は補助対象外でございます。それから、使用料及び賃借料でございます。バスの借上料31万5,000円が補助対象外でございます。それから、工事請負費でございます。32億2,660万円のうち、瓦堂池の東の堤の舗装工事600万円がございまして、それが補助対象外で、それ以外の金額、600万円を引きまして32億2,060万円が補助対象でございます。それから、公有財産購入費、全額補助対象でございます。備品購入費15万円、全額補助対象でございます。補償補てん及び賠償金2,300万円、全額補助対象でございます。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ、岡本委員。

岡本委員 今、答えていただきました。浄化槽の清掃手数料の助成金、この問題について、負担しているということはわかってるんですが、下水の工事もどんどん進んでいっとるわけやし、整備率はもう100%に近くなってきてる。ところが、この浄化槽の件数がほとんど減っていないというような状態ですんで、今、下水道課、来ておられるんかな。ちょっとPRもして、浄化槽をできるだけ、當麻だけやなし、新庄も減らせるような努力をしないと、いつまでたっても、今聞かせてもろうたのは平成21年からですか、1年間で五、六件前後。前年に比べて増えておる年もあるということですので、できるだけ減らすように努力をしていただきたいと思います。

それと、さっきちょっと忘れたんですが、し尿処理費の平成24年度からの繰越しがあるわけですけれども、9,300万円、これはいつ着工するのか教えていただきたいと思います。

それから、地域循環型の中ですけれども、今聞かせていただいたら、単独がかなり入ってきておる。特に役務費、土地鑑定手数料というのが入っとるわけやけど、これ、昨年平成24年度も入ったわけやけど、この前聞いたときには、不用、要は、今現在のところでできへんというような話もあったと思うんですが、またその役務費が上がってきておる。この分についてはどこの土地の鑑定料に当たるんか。あるいはまた、委託料のところ、立木補償35万円出てきてる。この分について、私の記憶にないんかもわからんけれども、立木補償、どこにあるんかというふうにはわかりませんので、教えていただきたい。

それから、公有財産購入費、これ、どんだけの件数あるか知らんけれども、単価まで言われへんにしたかて、個々に面積教えていただきたいし、補償補てん、これもどんだけの人が対象になるのかということも教えていただきたいと思います。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 し尿中継槽でございますが、現在、設計を委託しておりまして、間もなく上がってまいります。新年度におきましてはできるだけ速やかに着工いたしたいと考えております。竣工は、まず兵家におきましては年内ということも明記しております。

以上でございます。

西川委員長 芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 芳野でございます。

岡本委員の質問の土地の鑑定手数料でございます。道路用地3筆残っておりますが、竹内地区でございます。それから、補償の鑑定も同じ場所でございます。それから、土地購入費並びに補償費もその3筆でございます。面積につきましては、農地が428平方メートルでございます。それから、宅地につきましては114平方メートルでございます。それから、雑種地が1筆、14平方メートルの、3筆の土地の購入費と、それから、補償なんですけれども、建物並びに構築物の補償になっております。

以上でございます。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 先ほど聞きました役務費、土地の鑑定の3筆ということやけども、先ほど言うたように、

前年度も同じところの鑑定入っって、今年も鑑定をして、今、用地購入のところまで教えていただいた3件を購入するということになっるとるわけやけども、土地の鑑定をまだでけてない状態で用地費を組んどると、こういう解釈をしたらええわけかいな。

それと、建物に行くわけやけど、建物面積がどのぐらいになっるとるのか。それと、この補償補てんが建物1件だけなのか、ほかに補償が入っるとるのか、そこらも教えていただきたい。

西川委員長 ちゃんと答えといてや。

芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 芳野でございます。

土地の鑑定でございますが、もう既に一応鑑定は済んどるんですけども、年度が違うということの時点の修正がございます。3筆、時点修正。それから、代替地も希望されておりますので、一応代替地の土地の鑑定を1筆入れております。それで45万円を計上させていただいております。

建物の面積につきましては75.19平方メートルの補償になろうかと思っております。

以上でございます。

西川委員長 漏れとんの。

岡本委員 ほかは。

芳野新炉建設準備室長 すいません。建物以外に農地等の構築物の移転補償でございます。

岡本委員 もう一回かまへん。

西川委員長 これで置いといてな。岡本委員。

岡本委員 今、1つ、役務費の中で鑑定進んどるけれども、いわゆる修正鑑定というのかな、それを行うということやけど、前年度に鑑定をしとるのやったら、今年修正するのはおかしいん違うんかということがまず1点。

今、室長の方から、代替地の鑑定業務入っるとるという話を聞いたわけやけども、代替地というのは、国、県の買収のときに、基本的には代替地はまわりしませんよというのが公有地の購入の基本ではないかなと。しかし、事業をやっていこうと思えば、代替地なしでは進んでいかれへんということになるわけやけども、その代替地に対してその土地の鑑定に税金を投入するちゅうのは基本的に間違ってるのと違うんかい。

ということは、後でこの事業化ずっに入って来るわけやけど、例えば尺土の駅前にしても、国鉄・坊城線にしても、そういうことがしたるということになってきたら、基本におかしいんと違うんかい。代替地というのは、話し合いをして単価を決めていくというのが基本やね。代替地の相手に渡す分まで公費を投入してほんまにええのかどうか、これはちょっと副市長に聞いとかないかんわな。

基本的に言うてはることはわかっておるやん。代替地もまわりせんかったらうんといかへんことわかつとるけれども、そんな代替地の鑑定とか代替地の土地の測量に公費を出すということは、どこの国も県も市町村もやっていないね。基本的に、だから、公共として買う場合は、もちろん鑑定もとらないかん、測量もしていかなあかん。民間から民間に渡すことをなぜうちの公費を使うていかなあかんのかいうことになってくるんで、やっぱりここらだけ

きちっとしとかんと、金額が安いとか高いかいうことでなしに、これが当たり前で通っていったら、今後事業をやっていく中で、代替地、基本的には協力はうちではできまへんね。例えばそうでんがな。ただ、実際、そんなもん代替え地なしもいかへん。ところが、そんなところ、みんな鑑定とって、例えば300坪あって200坪欲しいねん。分筆の費用、うちが持ちます。そんな個人のところへ公費出していくのはおかしい。その考え方だけ教えてほしい。

西川委員長 まあ、きちっと1回答えといて。副市長。

杉岡副市長 今おっしゃっているとおり、代替地につきましては、代替地を取得する者と提供する者との単価の合意、これはもう当然のことである、私もそういうふうに理解しております。しかし、今、これは農地であったと思います。代替を求めておられるところが、同じ地区内でちょっと距離が離れているようなところでございますので、やはり公正な基本となる数字をつかんでほしいというふうな依頼がございまして、それに対しましての交渉の結果、こういうふうなことで今現在、予算計上させていただいている状況でございます。執行に当たりましては、その辺十分留意をさせていただきまして執行させていただきたいと思っております。

西川委員長 これ、何回かやりとりな、それはええねんけど、ちょっと納得いく話ではないわけやろ。今、もう一回ポツと言うとくだけにしといてくれる。もう一回また答弁もらうの。

岡本委員 いや、終わるわ。

西川委員長 はい、どうぞ。

岡本委員 副市長の答弁の中で、中身は理解しておられると思っておりますのや。そやから、どうしても鑑定が必要となるのやったら、役所から支払うその金でとるべきやと。そやから、今、予算のことで、そんな修正せいとか、そんな大層なこと私は思うてないわけやから、これは執行せんということにしといてもらわんと、ずるずるずるずるといかれて、後々この中で、また建設やさっき言うたの、みんな入ってんねということになってきたらおかしいがなという話に発展していく。そやから、今言うてるように、間違いやというような表現はせんけれども、正しくないということになるんやったら、検討するんやなしに、執行しないということにしといてほしい。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 54ページであります。54ページの5目の老人福祉費の13節委託料の在宅ねたきり老人等歯科保健推進事業委託料16万5,000円が出ております。それとあわせて、ちょっと前になりますけれども、53ページ、同じく委託料の在宅ねたきり老人等歯科機器保守点検委託料2万6,000円が計上されております。この事業については、歯科医師会の働きかけによって、寝たきりのお年寄りに対する歯科の保健を推進するという形で、市がその機器を購入し、事業を委託してきたという経緯があるわけでありまして。このたびはその機械の保守点検が行われるということではありますが、実際の歯科保健推進事業の実績、新年度の実績……、そうやね、新年度は16万5,000円で、平成24年度の当初予算よりも大きく減っているわけでありましてけれども、事業そのものの見込みについてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、前後して申しわけありませんが、前に戻って、51ページの4目の障害者福祉費

のところに入ってまいりたいと思います。ご承知のように、障がい者福祉は、自立支援法から、民主党政権あるいは自民政権にかわる中で、通称といいますか、障害者総合支援法に改正をされてきたという経過があります。しかし、この改正された中身についてはほとんど変わっていない。いわゆる障がい者の障がいの程度に応じて受けられるサービスに対する利用料が応益負担として位置づけられたそのものは全く変更されていない。非課税世帯等に対する軽減措置は引き続きされておりますけれども、実際には難病患者等が加えられるということになっただけで変わっていないわけであります。そこでお伺いしておきたいと思えます。この間たくさんの給付事業が行われておりますけれども、1つは、訓練等給付費、これについて、その事業の内容あるいは費用をお伺いしたいということです。

それから、具体的に、直接、本市のいわゆる総合支援法に基づき給付を受けておられる方々がどのような給付サービスを受けておられるかお伺いをしたい、このように思えます。それから、もちろんこの給付費というのは、本市に住んでいる人たち、障がい者がサービスを受けているわけで、そのことに対する利用料がどの程度あるのか。給付費に対する利用料の率はどの程度になっているのかお伺いしておきたいと思えます。

西川委員長 課長、どうぞ。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの在宅ねたきり老人等訪問歯科保健事業の件でございますが、平成24年度まで実績の方はほとんどないような状態でございます。それで、歯科医師会の方と協議をいたしまして、この事業におきまして申請者が利用しやすいような形に要綱を改正し、それによってこの事業を実施しようというような形をとらせていただきました。委託料につきましても、実績に伴いまして、委託料が発生する内容の契約に平成25年度からは変更するというような形をとる予定をしております。平成25年度につきましても、治療で4人、それから、歯科指導ということで3人の予算計上をいたしております。

以上です。

西川委員長 社会福祉課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、訓練等の給付の種類でございます。就労移行支援として、2月1日現在、利用者は3名でございます。また、就労継続支援A型として、利用者は2月1日現在5名。また、就労継続支援B型として41名。自立訓練につきましても、2月1日現在、利用者7名。自立機能訓練、これ、リハセンの方ですけれども、お一人。また、グループホームなどでは、2月1日現在11名の方が利用されております。

また、先ほどご質問がありました負担率の件でございます。これにつきましては、平成22年4月に応益負担から応能負担への施行令の改正がありまして、低所得者の方につきましては無料となっております。また、平成24年4月1日をもってこの法律の方が改正されております。無料ということになっております。

ちなみに、この負担割合でございますけれども、まずサービスにつきましても、本来1割負担のところを実質0.6%、金額に直しまして総合計3億2,260万2,771円、これに対して個

人負担が195万3,095円でございます。これによって0.6%。また、補装具でございますけれども、補装具全体の負担割合が490万7,888円、これに対して個人負担が14万1,753円、これにつきましては個人負担割合が2.89%となっております。

給付サービスの内容でございますけれども、先ほど言いました訓練等給付以外にも、介護給付などがございます。介護給付につきましては、ホームヘルプ、重度訪問介護など幾つかのそういったサービスがございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それだけやったかい。

西川委員長 漏れないの。

白石委員 いや、いい。

ご答弁をいただきました。歯科の医師会の協力を得て、寝たきりのお年寄りに対して歯科保健の事業が、この間本委員会等でも議論されてきたけれども、ほとんど利用者がなかったということであります。改めてここで歯科医師会と調整をし、協議をし、再スタートをするということについては、これは歓迎をしたいと思うわけでありまして。これはこの事業がひとつ実施しようという契機になったのが、国保の運営協議会の中での保険医師の提案であったわけで、それは今後、時代に即したものだということやってきたという経緯があるわけですから、歯科医師会とその辺の経緯を十分お話をさせていただいて、ほんとうに利用していただけるようにしていただきたい、このように思います。

それから、障がい者の施策の問題であります。当然、所得の低い人たちから負担をとるなんていうのは、障がい者の方々の方がまさに健常者と同じような日常生活が送れるようにそれをサポートするのがこれは当然のことであって、それにこの利用料の負担がまだ残されているというのは、これは私は問題だと思うんですね。それは、親がいるときはいいでしょう。兄弟がいるときはいいでしょう。しかし、これはどんどん高齢化して、親がいなくなる、1人で施設へ入らなきゃならないみたいな事態がどんどん出てくるわけです。限られた年金の中でどうやって自立した生活をするができるんですか。できないじゃないですか。やはり私は根本的にこの点は正していかなきゃならない。

といいますのは、自立支援法そのものが憲法違反だという形で裁判が全国で行われたわけでしょう。そして、その裁判を両者の和解によって一定の合意をつくり上げて、その和解によって、裁判を終結、取り下げたわけじゃないですか。その中には、やっぱり障がいの程度によって、受けられるサービスによって、利用料の負担もかけていくというのは、これはもうやめましょうということちゃんと覚書の中に書かれている。そういう約束を国がほごにして、全く法律の名前を変えただけになっているというのは、そして、0.6%であれ、1.数%であれ、残っているというのは、これはやっぱりとても納得できないものであります。

ふれあい作業所あるいはゆうあいでは就労継続事業B型・A型それぞれやっていますけれども、とりわけA型を選択したふれあい作業所等では、皆さん工夫されて頑張っておられますけれども、大変厳しい経営状況にあり、ほんとうに親たちが支えているというのが実態であ

ります。そういう点で、単に法に基づく給付を提供していく、そういうことだけではなくて、まさに葛城市では、どのような障がいを持っていようとやはり自立した生活を支援する、こういう施策をやっぱりやっっていくべきだと思います。これはぜひそれぞれ施設が葛城市にはあります。協力連帯して取り組んでいただきたいということを述べておきたいと思います。

西川委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 2 9 分

再 開 午後 3 時 4 0 分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

川西委員。

川西委員 環境衛生費の69ページにあります家庭用生ごみ減量化等処理機器購入補助金についてお伺いしたいと思います。平成25年度は60万円というふうに計上されておりますが、昨年までの実績が何台あったのか、また、現在、市内で何台動いとるのか、この辺のことについてお伺いします。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。

家庭用生ごみの処理機につきましては、平成21年度17台、平成22年度18台、平成23年度で7台ございました。本年度は2月末で11台が設置されております。

累計、現在までちょっと今、出ておりませんが、平成17年46台、平成18年26台、平成19年20台、平成20年22台、平成21年17、平成22年18、平成23年7台で、今年度2月末をもちまして167台ということになっております。

川西委員 117台。

大谷環境課長 167。平成17年から。

西川委員長 川西委員。

川西委員 今、生ごみ処理機の現状をお聞きしたんですけれども、たしかこれは平成12年ぐらいからこの補助金制度が始まっておと思うんですけれども、台数が非常に少ないと思います。特に平成23年度は7台というのは、ほんとうにこれ、制度をあれされているのかということが非常に心配になるんですけれども。

今、新焼却炉をつくるということでもいろいろと市民の方にもこれから先協力をしていただかないかんという時期でもありますし、大いにごみの減量ということをやっっていないかんということなんですけれども、平成25年度は60万円ということでも下がっていると思うんですけれどね。補助金がたしか半額の3万円でしたか。そうですね。この辺のことの啓発等についてはどんなふうにするおつもりですか、お聞きします。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 まず、環境委員等のチラシがまず年1回、それから、購入店でのチラシの配布もお願いしております。また、各イベントのチラシも配布をお願いしておりますが、最近、おひさま堆肥が非常に伸びておりますので、その兼ね合いもあって台数の設置の伸び悩みかなと

考えております。

西川委員長 川西委員。

川西委員 わかりました。いずれにしても、ごみを減量するというのを大いに考えていただきたいと思います。特に今の環境課長は行政の方では業者の持ち込み等のごみに対する権限等もお持ちだと思わすけれども、この後、市もぜひひとつ、これから将来の問題として、きっちと業者から計画書を出さすとか、また、ごみ自体のチェックをするとか、いろいろなことをやって、これからできる焼却炉の前に準備をしておいていただきたい、このことを重ねてお願いして要望しておきます。

以上です。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続いて質疑をしまります。

54ページの5目の老人福祉費の13節委託料のひとり暮らし高齢者配食サービス委託料159万円についてお伺いをいたします。これは通称まごころ弁当という形で、1食480円だったでしょうか、大体一月に1回程度ボランティアのご協力を得て実施をされている、そういう事業であります。お伺いしたいことは、この間、平成23年度、170食程度でしたでしょうか。平成24年度も同程度ではないのかと思います。予算としては、これ、190食ぐらい予定されているのかなと思うわけでありすけれども、実態は利用そのものがじり貧になっている、こういう状況なんすね。ご承知のように、ひとり暮らしのお年寄り毎年増えてきているというのが実態なんすね。にもかかわらず、この利用がほとんど伸びていないという、そういう状況があります。ひとり暮らしのお年寄りに対するどのような事業の周知をされ、どのような形で働きかけて、この事業の利用を図っておられるのかお伺いをしたい、このように思います。

それから、少し下がりますして、19節の負担金補助及び交付金であります。中ほどの地域ふれあい事業補助金という形で15万円が計上されております。これは平成24年度と同額でありますけれども、改めてその補助の内容、内訳についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、55ページから56ページにかけてでありますけれども、7目の福祉推進費であります。これは主にゆうあいステーションの運営に係る予算であります。指定管理委託料7,200万円あるいは社会福祉協議会補助金4,483万5,000円、こういう委託料や負担金補助及び交付金によってゆうあいステーションの各種事業が運営をされているということでありす。

この間、社会福祉協議会の改革というか、ゆうあいステーションが市民の利用をより拡大をしていく。そして、こういう予算が、委託料にしても、補助金にしても、縮小していきけるぐらい活発な活動をしていただくというのがまず第一であるとともに、やはり事業社協としての役割だけではなくて、まさに地域に根差した、社協としてほんとうに行政と地域住民との間に入って福祉ニーズをくみ上げてきて、行政のいろいろな事業、行政の手が及ばないと

ころを児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉においてほんとうに活躍をしてみよう、そういう社会福祉協議会にやはりしていかなければならないということで議論をしてまいりました。その1つとして、やはり経営的合理的視点に立った立場で、やはり社会福祉協議会の理事会あるいは評議員会の組織そのものを変えていくべきではないのかというのが第1点であります。

それと、いつも言いますけれども、この間、社会福祉協議会に財政基盤の強化をするという形で昔の救恤基金なるものを移行して寄付金等によって積み上げてまいった額が、現在2億8,700万円余りの基金が造成をされているということになっております。財政基盤の強化という点では一定の役割は果たしているけれども、果実だけではなしに、この基金を活用した事業が、やはり協力していただいた方々、市民の皆さんに還元をしていくということでどう活用するのかということで、これ、何年も議論をしてきているわけでありまして。確かに基金を活用した事業はありますけれども、市民の皆さんがどう使われているのかというのがわからない状況になっています。

これらをどのように活用するのかということを社会福祉協議会として、市長は会長さんでしたか。理事長さんは副市長でしたか。違うんか。どっちやったっけ。副市長は何。

（「常務理事」の声あり）

白石委員 常務理事やいうことでもあります。お2人とも、これはもう多忙で、葛城市の行政運営の先頭に立つ者として到底そういうことに専念できるわけでもありません。そういう意味では、社会福祉協議会がみずからいうのは、これは当然のことでもありますけれども、何せ財政的には市におんぶに抱っこになっているわけですから、これはやはり会長の決断、常務理事の後押しがなければできないということでこの間議論してきているわけです。半年しかたっていないけれども、どれほど前進をし、成果を上げられているかお伺いしておきたい、このように思います。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく申し上げます。

まごころ弁当の件でございますが、これにつきましては、白石委員おっしゃるように、平成21年あたりからじり貧、少しずつ落ちてきております。この利用者につきましては、緊急通報装置を設置している者で要介護認定を受けている者と要綱にはなっております。それで、利用者の申請でございますが、地区の民生委員を通じて利用申請書を提出していただいております。平成25年度につきましては、ボランティア団体の方も食数を増やしたいというふうなことも聞いておまして、平成25年度につきましては、民生委員さんにも協力をお願いして利用者の拡大に努めたいと思っております。

それから、次に、地域ふれあい事業補助金の15万円の内訳でございます。これにつきましては、寿連合会の女性部によります地域ふれあい活動に対します助成金でございます。内容でございますが、小学校等でお手玉とか、小麦もちをつくって食べさせてあげるとか、そういったものに対する予算に対しましての助成金でございます。

以上でございます。

西川委員長 社会福祉課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いたします。

福祉推進費の委託料につきましては、今年度、予算7,265万9,000円と前年度より減っております。これにつきましては、プール教室やエアロビクスなどの開講数を増やして、その収益を上げているところでございます。また、食堂に関しましても、何かの会議に使われる団体さんの方に食事をとってもらって収益を増やしていただいているところでございます。

また、補助金につきましては200万円ほど上がっているわけでございますけれども、これにつきましては職員の定期昇給の分でございます。

また、福祉基金の活用につきましては、ボランティア活動の経費や補助金、また、病没・交通遺児の激励、地域福祉権利擁護事業などに利用されております。また、将来的にも大きい災害も考えられるということであり、これにつきましては、自分が答弁するところではございませんが、いろいろと議論されていると聞いております。

あと、会長の件でございますけれども、奈良県下で40団体の社会福祉協議会会長の中、29団体が首長をされておられて、そのほかに、民生委員さん、協議会、また、自治会、その他学識経験者の方がされているというところでございますけれども、民間の会長の方はいらっしゃるというので、福祉にも精通し、また、経理にも精通しているところが多いということで、29の団体が首長がされているというのが現状でございます。

西川委員長 市長。

山下市長 社会福祉協議会、また、ゆうあいステーションの運営等につきまして、私も就任以来、白石委員といろいろと議論をしてきたところでございます。現在、ゆうあいステーションは指定管理として社会福祉協議会が受け、運営をさせていただいております。黒字にはなっていない。やはり市の方から、委託料は別にしまして、補助金等を出しまして運営をさせていただいているというのが現状でございます。

まず組織の問題につきましては、今、先ほど課長の方から答弁がありましたけれども、奈良県下で一度ほかの人に会長を任せたところも首長に戻ってきているところがあるようでございます。私はそれがいいとか悪いとかいうんじゃなくて、考えていかなければならないというのは、現在、私が会長で、副市長が常務理事になっておりますけれども、給料は一切いただいております。そこの運営に関して、民間の方であるとか、その他の方がつかれた場合、給料をどうしていくのかというようなことも含めて、福祉の事業でそういうものが適当かどうかということも考えていかなければならないということが1つあります。

また、ゆうあいの運営等につきましては、プールとか食堂とかそのあたり、いろいろと改正、改良しながら、少しでも多くの方々に使っていただけるように努力をしてきた結果で、プラスの収支になっておるところでございますが、大もとのデイサービス等の事業は年々減ってきております。これはゆうあいステーションができた経緯とも関係があると思っておりますけれども、当時、民間で介護事業を受けてくださる団体等、また、民間の会社がなかったとい

うところで、社会福祉協議会ゆうあいステーションが一定の役割を果たしてきたということはあろうかと思えます。しかし、現在たくさんの民間の事業所ができて、多様なサービスの中から住民の方々が選択をできるというところになったときに、ゆうあいステーション以外のところを選ばれる方も増えてきたというところであろうかと思えます。

しかしながら、やはり民間の方が受けにくい方とか、また、障がいを持っておられる方々等の事業を引き受けていくのは、社会福祉協議会がその役割を果たしていくことも多かろうと思えます。民間の中で受け入れていきにくい事業を中心に、市も一定の負担をさせていただきながらそういうことを支えていく、民間と住民の皆さん方と行政との間でしっかりと住民のニーズを把握して支えていくという役割を果たしていかなければならないと思っております。

さて、地域社会の中でどういう役割を果たしていくんだということにつきましては、今年ゆうあいステーション、社会福祉協議会の方から、各公民館等でふれあいサロン、井戸端会議であるとか、お年寄りの皆さんが集まって何か集まれる会をされるというようなところに対して助成金を出していこうじゃないかと。また、お子さんを育てるフォローをするために、子育てが終わった世代の方々が子育て世代の方をお手伝いしていくというような、公民館を活用してされた場合に社会福祉協議会の方から助成金を出していく等、そういう活動を始めてみようということで、今年から、これから区長等に説明させていただいて、事業展開をさせていただこうと思っております。その中で、どのようなニーズが出てくるのか、どのような展開になるのかというのは、これからの事業の行く末を見ていかなければなりませんけれども、様子等を見ながら、膨らませていくところは膨らませていき、変えていかなければならないところは変えていくというような形で展開をしていきたいと考えております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。社協については市長からもご答弁をいただいたわけがあります。

まず、ひとり暮らし高齢者配食サービス委託料ということで、課長の方から、この間の経過や平成25年度に当たって取り組む意欲が示されたと思えます。その中で、やはり少し改善が必要ではないのかというふうなことがありましたので、見解をお聞かせ願いたい。対象者というか、利用者の資格の問題でありますけれども、課長は要介護認定を受けておられる方ということでありましたけれども、今の介護保険事業なり予防事業なりは、これは当然、認定をされた人だけではなくて、やっぱり特定高齢者等、介護を受けた人ではなくて、そういう前の人に注目をして、そういうときから地域との連携をほんとうに進めていって、やはり介護を受けるような状況になってからも、更に地域とのつながり、人とのつながりを深めていくということが私は大事だと思うんです。要介護ということは、これはやっぱり要介護1以上のことを言うてるわけですね。要支援1とか要支援2は入っていないということなんでしょう。

社会福祉協議会についてであります。市長から詳しくご所見をいただいたわけでありませうけれども、現状はほんとうに、指定管理者として委託料あるいは社協の件費を中心にした補助金等によってまさにおんぶに抱っこで運営されているというようなのが実態だと私は思うんですね。

市長が説明されたように、ふれあいサロン等、やはり地域の中へ出向いて、地域の実質的な活動に対して支援をしていこうという試みはこれは大いに歓迎できるものでありますけれども、私はそういうサロン等に対する助成をしていくということも大事だけれども、やはり基本は社協の会員を増やし、会員が地域で活動し、ふれあいサロン等の運営に中心的な役割を果たしていく。当然、民生委員さんとの連携とかそういうことが私、大事ではないのかと思うんですね。やっぱり地域に出かけていく、そのことは当然、地域の社会福祉協議会の会員さんを増やし、その会員さんが地域にネットワークをつくり、地域の福祉ニーズをくみ上げ、福祉サロン等のそういう取り組みをやはり進めていくということが私は大事だと。ほんとうに今、やっぱりやっておかなきゃならないと思うんですね。

私たちがあと10年したら、私、75歳ぐらいになるんですが、これはもう大変でっせ。そやから、ほんまに今から社協が、本来の社協としての、地域に根差した社協として生まれ変わり、事業社協としてのゆうあいの事業の運営については、これはほんとうに1つの仕事なんだというぐらいで、地域の事業が中心になるというふうに進めていただきたい。そうあるべきだと思います。

それから、会長については、奈良県内の例が出されました。29の市町村長さんでしょうか、首長が会長をされているということでもあります。経費も要らんやないかというような話ですけども、非常に消極的な答弁だったな、市長らしくないなと、こういうふう思うわけがあります。それこそ会長の給料を出すぐらい頑張るといふような社協にしていきたいし、やっぱり民間からの会長なり常務理事を受け入れてやるということは、これはまた違った形で社協の活動が展開していくんではないかと思えます。この間、私どもも委員会の研修で社協も研修したことがあります。民間の会長がほんとうに頑張っている、そういう例も見てまいりました。それは失敗することもあるでしょう。しかし、失敗を恐れて無難な方向に行くということ自身が私は非常に消極的だと言わざるを得ません。

最後というか、ほかの点で、これはこれで置いといて、社協の福祉活動事業の中で、助成金支出というのがあります。私が持っている資料では237万円ですね。これは平成23年度の一般会計の決算であります。これらが福祉活動事業として、この中では、福祉活動事業というのは、社会福祉大会に係る経費、ボランティアの活動に伴う経費、地域福祉権利擁護事業に係る経費、社協広報誌発行に係る経費、ボランティア団体に対する補助金や病没・交通遺児激励等に係る扶助費などありますが、その中のいわゆる助成金支出の内訳についてお伺いしておきたいと思えます。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 ひとり暮らし高齢者配食サービス事業者の利用者についてでございますが、要介護認定を受けている者といいますのは、要支援、要介護ともにオーケーということでございます。

ます。

以上です。

西川委員長 社会福祉課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川です。

社会福祉支援事業としまして1,752万4,000円の予算を組んでおられます。また、情報提供事業としまして152万9,000円、福祉大会事業費として48万6,000円、また、地域福祉権利擁護事業としまして56万9,000円、各種激励事業28万円、また、心配ごと相談事業10万円、日常生活用具の貸与事業10万円、それから、福祉施設共同事業4万円、それから、ゆうあい教室事業としまして4万円が組まれております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 福祉活動事業費のうちの助成金支出の内訳がそれですか。

西川委員長 保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部長の吉川でございます。

いろいろ、市ボランティア協会というようなことがございます。そこに対するボランティア活動事業補助金。その中でもいろいろな団体がございます。そこに対する団体の補助金等でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 資料がないようですので、これはもう仕方がありませんので、資料をご提供していただくということで取り計らっていただきたい、このように思います。

以上です。

西川委員長 資料の提供、内訳の何か言うてはるよ。

白石委員 後日、行けるね。

西川委員長 どうぞ。部長。

吉川保健福祉部長 後ほど提供させていただきたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

川西委員。

川西委員 65ページになりますが、衛生費の予防費の中の19節負担金補助及び交付金の中の高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成金102万円というのが計上されております。これについてお伺いさせていただきますと思います。高齢者の方でお亡くなりなられる方の第2番目が肺炎で亡くなっているという方の発表がありました。そういう点で肺炎球菌ワクチンというのは、一度打つと5年間効くということで非常に大事なワクチンではないかと思えます。ただ、残念なことに、インフルエンザの予防接種のように国の制度にはまだなくて、葛城市独自の制度ということで高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種助成金が出ておりますが、昨年度の実績について、何名の方が接種補助金を受けられたのかお伺いします。

西川委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

ただいまの川西委員のご質問でございます高齢者肺炎球菌ワクチンは、平成24年度から実施させていただいております。平成23年度には実績がございません。今現在、前回補正をさせていただいて、約320名ほど受けられるだろうということで補正予算をさせていただいておる次第でございます。

以上でございます。

川西委員 肺炎球菌ワクチンですよ。

西川委員長 高齢者肺炎球菌ワクチン言うたやん。

川西委員。

川西委員 ちょっと聞き間違うたんだけど、320人。

水原健康増進課長 はい。

川西委員 ああ、合っているんですか。たしか、1人当たり3,000円、合ってますのやな。去年はそれだけの実績があったということですか。もう一度お答えください。すみません。

西川委員長 課長。

水原健康増進課長 高齢者肺炎球菌ワクチンは平成24年度から開始させていただいております。それで、今年度の見込みといたしまして約320名という形で、見込みで当初の人数よりも減るということで先日補正の方をさせていただいております。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ。

川西委員 平成24年度は何名なんですか。

(「まだやん」の声あり)

西川委員長 はい、課長。

水原健康増進課長 今、3月現在で3,000円の助成が174件、生活保護所帯の非課税の方が40件、計214件の助成をさせていただいております。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ちょっと私、聞き方おかしかったのかわからんけれども、肺炎球菌の方のことなんですけれども、いずれにしても申し上げたいことは、この前民水の委員会でもお願いしましたように、なかなか償還払いという形のことで受ける方が少ないんじゃないかなということでお聞きしました。私も2年ほど前にそこの向かいの医院さんで受けたんですけども、7,500円でしたかね、かかりました。ですから、かなり高額ということで、負担するのが大変ですので、インフルエンザのように、要するに、支払う額を少なくできるような形にぜひお願いしたいということをお願いしておきます。

以上です。

西川委員長 質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 川西委員の質疑に関連をして、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成金ということで一言触れておきたい、こういうふうに思います。この3月の補正予算において650万円が減額をされ、

執行予定額が100万円程度になっていると。これについてはいろいろ議論をしたところでもあります。それにしても、平成25年度の予算が非常に消極的な予算になっているわけですね。もちろん実績に基づいてこの予算を編成されたというふうな理解はできるわけでありませうけれども、やはり制度として平成24年度から始まって、当初は30%の接種率、2,300人ぐらいですか、予定したわけでありませう。これはこれで私は仕方がないと思うんです。

しかし、当初予算において、実績に基づいてガクンと落として出てくるということに私は問題を感じる。やはりせっきくの制度をいかにして活用して、川西委員が言われるように、効果を上げていくということが中心的な課題にならなきゃならん、こういうふうだと思うんです。ところが、残念ながら、いろいろな条件はあるけれども、ほんとうに実績そのまま予算化されているという状況になっている点は、これから大いに啓蒙、啓発、宣伝していただいて、年度途中で増額補正ができるように取り組んでいただきたいということをまず述べておきたいと思ひます。

それでは、児童福祉費の方に入っていきたい、このように思ひます。気になる点が2点あります。これは直接葛城市の事業ではありませんけれども、57ページの児童福祉総務費の20節扶助費の児童扶養手当1億6,523万3,000円、あるいはそれと関連をして、58ページの児童手当費7億68万円であります。これらがこの間、民主党政権から自民政権にかわる中で法改正が繰り返され、若いお父さん、お母さん方がほんとうに期待をしていた、そういう手当が、いいほうに改正されればいいんですけども、逆に手当が減らされる、所得制限が強化される、こういうことになってきているわけです。具体的に、平成24年度と本平成25年度との予算の比較をご説明していただきたい。児童扶養手当と児童手当費についてお願いをしたい、このように思ひます。

とりあえずまず2つ。

西川委員長 子育て福祉課長。

岡子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。よろしくお願ひいたします。

まず、児童手当におきましては、平成24年度から制度改正によりまして、子ども手当から児童手当という名称に制度が変わりました。平成24年度に関しましては、予算の方で合計でよろしいでしょうか。

白石委員 はい、いいです。

岡子育て福祉課長 一応見込みといたしましては、6億9,131万円が児童手当の支給総額の予定になります。そのうち、国の負担といたしまして4億8,542万円、あと、県と市の方でそれぞれ1億294万5,000円となります。

白石委員 ちょっといいかな。例えばゼロ歳から3歳未満は何人いはって、幾らで、12カ月掛けたら何ぼですと。3歳から12歳、第1子、第2子、第3子は何人いはって、月額幾らで、そういう資格満たしてもらって、平成25年度はどうなったというふうに言うてくれはったらそれでええから。もう国費がどうのこうのって。どれだけ子どもたちに手当が支給されているかというのがわかればいいです。

西川委員長 子育て福祉課長。

岡子育て福祉課長 すいません、そしたら、児童手当の方になりますけれども、平成25年の予算から説明させていただきます。児童手当ゼロ歳から3歳未満が、1万5,000円といたしまして935人で1億6,830万円、それから、3歳から小学校修了までの第1子、2子につきましては1人1万円ですので、2,801人分で3億3,612万円、3歳から先ほどの第3子以降分が1万5,000円ですので、356人分として6,408万円。中学生につきましては一律1万円、1,009人分といたしまして1億2,108万円。それから、平成24年度の6月分から所得制限になりますので、対象者には一律5,000円ということで、平成25年度は185人に特例給付として5,000円として1,110万円。合計、対象児童数が5,286人で7億68万円を計上しております。

それから、児童扶養手当につきましては、平成24年度10月末現在の人数が、対象者が342人で、そこに12人増加するといたしまして1億6,523万3,000円を計上しております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 予算の内容についてをお聞かせいただいたんですが、実際には平成24年度、制度改正になってからのそれと比較をしてどうなったのかと、こういうことをお聞きしたかったわけでありまして。それはまた後日でもお聞かせ願いたいと思います。

先ほど課長が説明されたように、法改正をされて所得制限が導入されて、当面は5,000円という形で減額をされ、給付される。しかし、支給そのものの額が減ってきているんですね。児童扶養手当もそうですね。これまで支給されていた人が停止になった方がいますね。

児童扶養手当についても所得制限がこの間たびたび強化をされて、全部支給された方が一部支給になる、あるいは全部停止になるという形で、児童扶養手当といえば、これは母子父子に対する手当の給付です。児童手当はこれは子どもたちが一定の年齢の間支給される、こういうことであります。しかし、この間、若いお父さん、お母さん方に対する支援をやっばり強化をせないかんということで政権がいろいろ手立てを打ってきた。しかし、実際にはお父さん、お母さん方はほんとうに翻弄されて、手当は減額される、あるいは児童扶養手当は全部停止になってしまった、一部支給になってしまった。

その一方で、年少扶養控除、16歳未満のお子さんがある人に対して控除されていたものが廃止された。このことによって、平成24年度の第7号補正によって、この時期に8,100万円増額になっているんです。この中身は何なんやいうたら、全部かどうかはちょっとわかりませんが、年少扶養控除の廃止に伴う個人市民税の収入なんですね。一方で児童手当費が、子ども手当、児童手当という経過をする中で減らされてきている。一方で年少扶養控除がなくなって、負担が大きくなっている。これはまさにほんとうに政治に期待していたお父さん、お母さん方を落胆させる、そういうことが行われた。

じゃあ、我々は末端の地方自治体としてどうすべきなのかということがそこでやはり問われるわけでありまして。市長は初めての市長選挙に臨むに当たって、市長の政策、これは私は非常に大事に持っているわけでありましてけれども、やはり子どもたちのある親あるいは母子父子家庭に対する経済的支援を含めて取り組んでいくんだと、こういうことが書かれております。そのことは医療費の助成をとってもあらわれているわけでありましてけれども、私はや

はり母子父子家庭に対する助成、あるいは若いご夫婦がほんとうに安心して子どもを育てられるような自治体としての施策が求められているのではないか、このように思うわけであり
ます。

現実に3月の議会の補正予算で、あるいは新年度の予算で、はっきりとこういう厳しい形
で若いお父さん、お母さん方に負担がかけられてきているということに対して、やはり自治
体として何らかの形で施策を打ち出して支援をしていくということが求められていると思
うんですが、いかがでしょうか。

西川委員長 いや、後日出す言うてくれたらええのや。

課長。

岡子育て福祉課長 すいません、先ほどの白石委員の質問に対して、資料をまた後日提出させてもら
います。すいません。

白石委員 よろしくお願ひします。

西川委員長 市長。

山下市長 子育て世代への応援という形で、私が初めて当選をさせていただいたときに、乳幼児医療
の助成枠の拡充ということを出しさせていただきました。小学校6年生まで、入院、歯医
者、この2つに限ってということでございます。このたびの選挙でも、中学校3年生までの
医療費の助成ということを掲げさせていただいております。できたら今年度からということ
で思っておりますけれども、いましばらく、先ほど川西委員もおっしゃったように、償還
払いではなく、窓口払いでできるようにという制度は、医療機関等の整合性も図りながら
ということで、平成26年度からの導入を今、予定しておるところでございます。

1つ目としては、やはり子育て世代の医療費を助成することでかかる負担を低減していく
ということ、それと、今おっしゃったように、母子家庭、父子家庭等をどういうふうに支援
をしていくのかということ、私も心がけているところでございます。またいろいろ勉強し
ながら、お話を伺いながら、葛城市でどういう支援ができるのかということを考えていって、
葛城市なりの助成というか支援を考えていきたいと思っております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきました。この後にも生活保護費のところでも議論されると思いま
すけれども、子どもを持っている世帯、あるいは母子父子世帯に対して、国は生活保護費、
いわゆる扶助費をやはり削減するという方針を出しております。これは本年度中というか、
平成25年度中に実施をされるだろうと思っております。子どもさんが多い世帯については、やっぱ
り10%前後の減額になるのではないかなというふうな話も聞いております。そういうことを含
めてお考えをいただきたいと思っております。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

どうぞ、白石委員。

白石委員 58ページの3目の保育所費の方に入ってまいりたいと思っております。7節の賃金、保育士賃金
が8,062万3,000円。平成20年度の当初予算では5,306万7,000円だったと思うわけでありま

けれども、大幅な伸びになっています。これは当然、措置児童が増えているということであろうと思います。これは公立の保育所のことでありますけれども、民間もそうだろうと思うんですが、賃金だけにかかわって、公立の状況について、どのように措置児童が推移をしてきて、そして、保育士を増やさなければならないのか、この点をご説明いただきたいというのが1つです。

それから、59ページの4目の児童館費であります。保育に係る費用が増えているのとあわせて、児童館費でも、これは学童保育を含めてのことですけれども、賃金2,948万2,000円、こういうふうには平成24年度からすれば500万円以上増えているということになります。運営の費用はさることながら、学童保育の保育人数がどのように推移をしているのか、そして、それに対してどのような保育士の配置をされているのか、お聞かせをいただきたい、このように思います。

それから、61ページの6目の地域子育て支援センター事業費の19節負担金補助及び交付金であります。これは額としては非常に小さいわけですが、B P ファシリテーター養成講座負担金ということでこの負担金が出ておりますが、どのような内容のものなのかお聞かせをいただきたいと思います。

西川委員長 子育て福祉課長。

岡子育て福祉課長 まず、保育所の賃金についてですが、平成25年2月1日現在の児童数につきまして、磐城第一保育所が児童数69人、磐城第二保育所が122人、當麻第一保育所が62人、児童数があります。今度、平成25年4月から募集をいたしまして、磐城第一保育所が60人、磐城第二保育所が165人、當麻第一保育所が59人の入所の予定をしております。

それにつきまして保育士の人数ですが、今現在は、磐城第一保育所が、保育士数が15名おります。そのうち正職員が5名、アルバイト職員が10名です。磐城第二保育所が、16名のうち5人が正職員で、アルバイト11名。當麻第一が、10名のうち5人が正職員で、アルバイト5名という配置になっております。今度、平成25年4月からは、磐城第一保育所が14名、そのうち正職員が5名で、アルバイトが9名。磐城第二保育所が、保育士数が28人必要で、正職員が8名、アルバイト数が20名。當麻第一保育所が、保育士数10名必要で、正職員で5人の、アルバイト5名という、合計しますと、アルバイトの人数が、今年度平成24年は26人から、平成25年度は8人増えまして34人となります。

それと、そのうち、保育士の賃金ですが、時給が1,150円という形で計算させてもらって、今の増額の計上となります。

(「平成24年度は」の声あり)

岡子育て福祉課長 平成24年度の1時間単価が1,000円でした。それが平成25年から1,150円とさせていただきます。

次に、学童保育の方に移らせていただきます。平成24年度現在、児童数が、新庄学童が90人、忍海が42人、新庄北44人、磐城が120人、當麻が61人で、合計で357人です。平成25年度入所予定が、新庄119人、忍海が60人、新庄北が57人、磐城が137人、當麻が76人、計449人の予定になっております。

指導員の方ですが、増額の賃金になったという理由ですが、指導員が平成24年度は、新庄と磐城が各4人、忍海、新庄北、當麻が各3人で今していますが、平成25年度は児童数が増えるため、指導員を磐城学童に2人増員、當麻学童に1人増員し、今の平成25年度の賃金を計上させていただいています。

それから、B Pプログラム支援センター費の方ですが、B Pプログラムというのは、親子のきずなづくりプログラムと題しまして、新米お母さんの応援プログラムをつくりまして、子どもと親のきずなづくり、子どもの心の安定をつくるために応援するプログラムを今、平成23年度から事業としてしています。そのプログラムをつくるためには、資格というんか、認定を受けた者しかそのプログラムをつくることできないんですね。

B Pプログラムの対象は、生後二、三カ月のお子さんとお母さんとを対象にして事業をしています。そのB Pプログラムを実施できるのは、認定したファシリテーターの資格がある人で、保健師、保育士などの専門職が養成講座を受講して審査に合格すれば登録されるというシステムになっています。現在、健康増進課の保健師と支援センターの職員とで事業をやっています、平成23年度の11月に事業をしたときに14件、2月に9件、平成24年度の6月には13件、9月に16件、11月に23件、2月が13件ということで65件ありました。

受講料の方は、養成講座の方は4万円になります。

(「何人分」の声あり)

岡子育て福祉課長 1人分です、すいません。1人分4万円になります。以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 詳細にご説明をいただきました。ほんとうにうれしい話で、子どもたちが増えて、保育所入所してくる、あるいはお母さん方がやはり働きに出てはるんでしょうか、学童保育が大幅に増えているという、そういう状況がご報告をされ、そのための予算措置がされたということでもあります。これは当然のことだと思わなければならないけれども、ご報告、説明があったように、やはり賃金が増えているということはやはり1つ大きな問題ではないのかと思います。子どもたちの発達を子どもたちと一緒に遊びもいろいろ含めて携わる保育士が、非常勤、日々雇用という形でこの比率は非常に高いですね。びっくりするぐらいでありますけれども、ほんとうに責任ある保育、責任ある放課後の子どもたちの時間をともに過ごすという点で大丈夫なのかと思うわけでありませう。

この点、市長はこの間、平成24年度については、一般職は採らなかつたけれども、保育士2名、消防士2名という形で採用していただいたということは、やはり問題の解決に取り組んでいただいていると思います。当然、財政問題もあるでしょうけれども、やっぱり子どもたちの成長、子どもたちの安全安心な環境を保育士が確保する、そういう責務があるわけですから、その責務にふさわしい待遇がなされるべきだと思うわけでありませう。とりわけ、これだけたくさん児童が増えて、それに見合う保育士や指導員を確保し、対応していくという時期ですとか、ぜひ善処されることを求めておきたい、このように思います。

それから、B P親子きずなづくりプログラム、講座という形で資格を取るとするか認定を取るとかで講座の負担金が出されているということでしょうけれども、今は認定され

た方は何人おられるんですか。

西川委員長 課長。

岡子育て福祉課長 3名おります。

白石委員 ありがとうございます。

西川委員長 ここで暫時休憩をします。

休 憩 午後4時57分

再 開 午後5時15分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、62ページ、63ページの1目生活保護総務費あるいは2目の扶助費についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。先ほども他の質問の中でも触れましたけれども、政府は平成25年度の予算編成に当たって、生活保護費について3年かけて現行より850億円、国庫負担分の8.5%を減らす方針を決定しました。その内容は支給基準額の引き下げで約670億円、年末に支給される期末一時扶助費の削減、これで約70億円。さらに、受給者が働いて得た収入から仕事に関する経費を差し引く特別控除の廃止、これで約110億円であります。これは物価の下落を反映したものにする、こういうことでありますけれども、憲法で保障された、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活が保障されると。その具体的な施策として制度化された最後のセーフティネットと言われるこの制度であります。それが削られてくるということで、非常に深刻な状況になって、これは単なる生活保護費の削減に限らず、就学援助や、あるいは児童扶養手当とか、あるいは市税の非課税限度額等、いろいろな制度の給付等に対する税に対して影響が出てくるわけであります。

そういう点で、もちろんこの予算については当然それらが反映されていないということは承知をしているわけでありましてけれども、実際に政府が決定し、実施されるということになれば、生活扶助費等どの程度の影響を受けるのか。これは年齢や世帯の数によって当然違うからなかなか見積もるのは難しいですけれども、1人所帯、あるいは夫婦と子どもの4人所帯とか、あるいは高齢夫婦の2人所帯とか、母子の所帯とか、どのようになるか、見通しとか見込みをご説明いただきたいと思うわけです。いかがでしょうか。

それから、64ページに入ります。1項の保健衛生費の1目保健衛生総務費であります。12節の役務費、医師賠償責任保険料という形で7万8,000円が計上されております。これの内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

次に、同じく1目の保健衛生総務費の19節負担金補助及び交付金の小児深夜診療負担金300万2,000円が計上されております。先の常任委員会における補正予算の中でも審査されましたけれども、大変増えている、利用が拡大をしているということでありますけれども、どのような積算根拠によって予算計上されているのかお伺いしておきたいと思っております。

これで3つかな。

西川委員長 うん、3つ。

社会福祉課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの白石委員の説明がありましたように、生活保護費は9つの扶助費がありますが、そのうちの1つ、生活扶助費が数%減額になると。また、激変緩和ということで、数年にわたって減額されるということを聞いております。また、この生活扶助費につきましては、地域によって細かく分けられておまして、大都市、また、葛城市のようなところ、また、過疎地によって生活扶助費は細かく分けられておりますけれども、その減額につきましてもまだ一切決まっていないということがせんだっての県の説明会でありまして、葛城市においてどれだけの数字が減額されるかというのはまだ見通しが立っていないところでございます。

以上でございます。

西川委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

白石委員の衛生総務費の役務費、医師賠償責任保険料についてご説明させていただきます。医師賠償責任保険料の内容ですが、健康増進課の両保健センター、當麻保健センターと新庄健康福祉センターで行われる健康診断、予防接種、妊産婦訪問と、施設内での事故等について対象となるものでございます。

次に、負担金補助及び交付金の中の小児深夜診療負担金でございます。これにつきましては、櫃原市保健センターで夜間応急診療所における小児深夜診療の負担金でございます。8市11町11村、中南和をカバーしております。それについて、前年度191万6,000円だったのが、平成25年度302万円という形で100万円余り上がる計上となっております。それにつきましては、この積算につきましては前年度の実績によって変わるものでございまして、平成24年度の積算時点では、全体に占める葛城市の受診者率は5.28%でございました。平成25年度予定といたしましては7.34%と増えるための負担金の増となっております。人数的にいきますと、平成24年度は全体1,685人分の葛城市が89人でございました。平成25年度といたしましては1,580人分の葛城市が116人の内容となっているものでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 所管の課長の方からご答弁をいただきました。

生活保護費については、私の聞くところでも8月、9月ぐらいではないのかと聞いておりますけれども、課長が答弁されたように地域によっても大きく違うということが言われておりますし、都市部であれば、子どものいる世帯では10%程度減額をされるだろう、高齢の世帯についても何%か減額をされるとういうことで、一番底辺でつましく生活をされている方々に厳しい削減と言わざるを得ません。それが具体的に把握できないというふうな状況にあるというのも、これはほんとうに行政として、国民の、市民の暮らしを、命を守り、支える仕事を当然の責務としてやらなきゃならないところがこういうことではやはり困るのではないかと思います。

そこで、1点確認をしておきたいんですけども、受給者が働いて得た収入から仕事に関

する経費を差し引く特別控除の廃止、これは110億円と言っていますけれども、これは現行の制度がほんとうに全くなってしまうのか。現状は、働きに出る、あるいは自宅で内職をする、それに係る一定の経費を想定して控除されて支給されるという仕組みになっている。いわゆる労働意欲、やはり何としても自立を目指して頑張ろうという人たちのそういう意欲をそぐような特別控除の廃止ということですが、これはそのとおりに実際に国はやろうとしているのか、この点、得られた情報の中で説明をしていただきたい。これが今、生活保護に対する就労支援、自立支援を強めていこうという取り組みと全く整合性がないではないかと思うんですが、その点いかがでしょう。

西川委員長 課長。

西川社会福祉課長 先ほどの、どれぐらいが葛城市に対して影響があるのか、まだ認識ができていないのかというご質問でございましたけれども、それにつきまして県の方にも一応問い合わせしました。ただ、県としては全く答えられないので、それは控えさせていただきたいということで電話連絡をいただいております。また、先立っての説明会においても、市町村への説明会での同様の説明でございました。

それと、今おっしゃられた必要経費の特別控除が廃止されるかどうか、それにつきましてアンケートみたいなものがあつたようでございます。ただし、それにかわるものとして、保護受給者の就労収入額の範囲内一定額を仮想的に積み立てて、安定した職業についてことで保護廃止に至った場合に限り、就労自立給付金というものが新たに、これもまだ検討段階ではございますが、創設される予定のようでございます。

これもあくまでも検討段階中ということをお聞きしております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 平成25年度の政府予算自身が成立するのが5月になるだろうみたいな状況の中で振り回されているということでもあります。

好んで生活保護を受けている人を私は知りません。できるならば保護を受けなくて、働けるならば働いて生活をしたいという、そういう思いを持っている人しか私は知りません。そういう人たちがほんとうに報道では、盛んにテレビや新聞でされているわけですね。これ、どうなるんでしょうか。我々も答えようがない。

ほんとうに扶助費が低い状況の中でつましい生活をしている人たちがこれ以上減ったらどうなるかという思いでいるし、また、内職して頑張っている人が、それやったらもうやめた方がいいんじゃないか、こういうことになってくるんです。こんな一番底辺で苦しんでいる人たちに対する生活の見通しそのものを示せないなんていうのは、これは行政としての役割を果たしていないということです。そうじゃないですか。その点、国はそれは簡単に考えていはるかもわかりませんが、現場は大変です。そりゃ不正受給もあるでしょう。しかし、大半はやっぱり病気、障がい、高齢、働けなくなった、そういう中で受給をされている方です。

そこでお伺いしたいと思います。母子家庭、父子家庭がどれほどあるか、高齢の世帯がど

れほどあるか、まずその点ですね。ほか、いろいろあるでしょうけれども、その世帯、150何世帯か言いましたね、その内訳についてお答えをいただきたいと思います。

西川委員長 課長。

西川社会福祉課長 まず割合でございます。高齢世帯の割合が50.6%、母子世帯につきましては5.1%、障がい世帯12.8%、傷病世帯24.4%、その他世帯7.1%の割合、全てで100%。世帯数としましては156世帯。これは1月1日現在でございますけれども、こういった数字が上がっております。

白石委員 世帯数、これ、計算せないかんの。

西川社会福祉課長 ごめんなさい。

白石委員 パーセントでは世帯わからんでしょう。

西川社会福祉課長 高齢世帯につきましては79世帯、母子世帯につきましては、これは、すいません、1月1日現在なんですけれども、8世帯、障がい世帯20世帯、傷病世帯38世帯、その他世帯5世帯となっております。割合としましては先ほどの割合でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長から具体的な数字について改めてお伺いをいたしました。やはり高齢世帯が一番比率が多くて50%を超え、79世帯ですね。その次が傷病世帯、病気をされている人ですね、38世帯。次に障がい者の世帯20世帯、母子世帯が8世帯、その他が、これ、何世帯。5世帯言うた。

(「5世帯」の声あり)

白石委員 5世帯。ちょっと合わんな。母子世帯は5.1%。

西川委員長 5.6。

白石委員 5.6。その他世帯7.1って聞いたけど。

西川委員長 7.1と言った。

白石委員 5.1で8で、7.1で5やったらおかしい。

(「どちらかおかしい」の声あり)

白石委員 うん。

そしたら、計算しといてくださいね。

役務費の医師賠償責任保険料という形で、これは初めて保険が掛けられるようになったと思います。これは経験上からすれば当然のことかなと思います。これらについては、医師会とも調整されてやられたということだと理解をしておきたい、このように思います。

西川社会福祉課長 申しわけございません。訂正させていただきたいと思います。高齢世帯79世帯、これは同じです。母子世帯8世帯、障がい世帯20世帯、傷病世帯38世帯でございます。

その他の世帯11世帯、合計で156世帯でございます。すいません、申しわけございません。

白石委員 委員長。

西川委員長 白石委員。

白石委員 こうやって内訳をお聞かせいただくと、葛城市の場合はそんな不正な受給みたいなのはそんな1件もなければ、ほんとうに必要な方が必要に応じて扶助を受けている。高齢者、母子、

障がい者、傷病者、その他11世帯ありますけれども、日本全国が扶助費の動向に、今や大変財政負担に困っているというふうな状況の中でこういう状況で維持されているということは、市民の皆さんの努力がほんとうにあらわれているのではないかと思います。

こういう限られた人たちに対するこの制度での保障、いわゆるこれがなければ、ほんとうに社会そのものが存立できないと思いますし、また、制度、法律以前の問題として、やはり我々自身が当然、障がいや病気や高齢によって、また離婚によって経済的な困難に陥る。そういうことに対して、思いやり、何とかしてあげなきゃという、そういう精神そのものがほんとうに失われつつある。何か社会的な悪みみたいな形で報道され、圧力を受けている。これは我々社会を構成する者として、制度以前の問題として、人間として、東日本大震災によってきずなとか、いろいろ言われるけれども、こういうところに光が当てられない、そういう社会になれば、私はこれは大変なことだと思います。

そういうことがいわば政権が変わったら突然打ち出されて、しかもその見通しがわからない。どういうふうに今後生活していったらいいのか、生活保護を受けていて、路頭に迷うことはないでしょうけれども、更に苦難を押しつける。こんなことでやっぱり困った話ですね。確かに不正受給もこれはあるでしょう。けども、それは行政としてちゃんとして対応していただく、これは当然の話だと思います。そのことをもって引き下げをするというのは、これは別な話だというふうに指摘をせざるを得ません。

先ほど来議論をされたように、市長は、母子家庭や生活保護家庭に目を向け、生活サポート制度を新設し、充実した生活を送るお手伝いをしますという形でもう5年前でしょうか、人づくりはまちづくり、子どもが笑う教育改革の中で述べられています。これは私は政治家として大切な視点だと。政治家がこれを忘れるとこれはもうとんでもないところへ行ってしまうと思います。言われている生活サポート制度、これをぜひ構築をしていただきたい。こういう事態に至っているということを述べておきたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

ないですか。

どうぞ、白石委員。

白石委員 それでは、引き続いてお伺いをしてまいります。

次に、64ページの1目の保健衛生総務費に入りたい。

19節の負担金補助及び交付金の産婦人科一次救急負担金116万1,000円が計上されております。これはもう制度としては新しいものでありますけれども、必要な制度としてできたわけでありまして。平成24年度の実績と平成25年度の見込みをどのようにされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予防費の3節の職員手当等の中で特殊勤務手当が5万円出ております。これも権限移譲等にかかわって計上されているものかなと思うわけでありましてけれども、改めてご説明をいただきたい、このように思います。

それから、65ページから66ページにかけてですが、4目の健康づくり推進事業費であります。それぞれ13節の委託料において、がん検診あるいは健康診査等計上されております。川

西委員からも質疑がありましたように、本市の医療保健にとって非常に大切な事業だと私は認識しておりますし、これがやはり市民の健康を維持し、医療費の増加を抑える、こういう意味で非常に大切だと思っております。しかし、受診率が先ほど来の説明のように、数%のものもあれば、10%を少し超えるぐらいになっているものもあります。受診率そのものを基準にして物を言うわけではありませんけれども、どのような原因、市民の皆さんの受診しようと思う、そういう気持ちにさせる何が障害になっているのかという点をどのようにご認識をされているのか、この点をまずお伺いをしたいと思うんです。

西川委員長 もう3つやで。

健康増進課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

まず初めに、産婦人科一次救急医療の内容でございます。これにつきましては、平成21年度から市町村を中心とした体制となっております。3つの病院、9つの診療所で輪番制をもってやっておるものでございます。葛城市の負担金の計算につきましては、葛城市の出生率と患者数の割合、人口の割合によって全体の率を出したものでございます。それと、実績でございますが、平成22年度の受診者数は15人です。平成23年度の受診者数が16人となっております。

次に、予防費の特殊勤務手当については私の健康増進課の方で計上しておりませんので、また後ほど確認させていただいて、職員手当についてはまた人事課の方に確認させていただくということよろしいでしょうか。

白石委員 はい。

水原健康増進課長 次に、がん検診につきましては、職員総出で受診率向上に、職務に執行してまいっております。例えば、集団健診のときにがん検診と特定健康診査とを含めてやっておるのも1つでございます。それで、またがん検診につきましては、特定健診の方に、こういうふうなセットがありますよと。夜間健診、産婦人科の特別のレディースデーもとっておりますという形で勸奨もやっております。また、ホームページ、健康カレンダーを各戸に配布して勸奨もやっております。また、特に胃がん検診については、バリウムを飲むのがつらいとかいうことで集団検診に来られた方にも話を聞いたりしております。地域柄とは思いますが、今健康なので受けたくない、受ける気はないというような方もいろいろございますけれども、やっぱり私ども健康増進課としてはいろいろな方法でこれからも勸奨をやっていこうと思っております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 特殊勤務手当については、また改めてお聞かせをいただきたいと思います。

がん検診について、なかなか特効薬はありません。私もそう思います。しかし、内閣府ががん対策に対する世論調査結果を発表した、これはもうご存じだと思います。この回答が複数回答なんですけれども、出ているわけでありまして。がん検診を受けない理由で一番多かったのは何だと思えます。1番目の受ける時間がないというのが47.4%。がんだとわかるのが

怖いという人が36.2%。ここは何とかなりそうでんな。さらに、費用がかかり経済的にも負担、35.4%。健康状態に自信があり必要性を感じない34.5%。心配なときはいつでも受診できる、こういう方が22%。うっかり受診するのを忘れるという人が20.2%あるんですね。

これからしたら、受ける時間のない人というのは、これはなかなかその時間をつくれというのは難しいかもわかりませんね。しかし、がんだとわかるのが怖い、費用がかかり経済的にも負担が大変だ、あるいは健康状態に自信があり必要性を感じない、うっかり受診するのを忘れていているという、そういうことからすれば、これは十分に受診率を上げる、そういう可能性があるとすることを我々はこの調査は示しているのではないかと。

また、それなりにクーポンを出すとかいろいろ工夫をされてやっている部分があるんですけども、やはり啓蒙啓発だけではなかなかうまくいかない。どこに受診率が上がらない原因があるのかということをこの内閣府の調査を含めて分析をしていただいて、ピンポイントというわけにはいきませんが、受診率向上のための対策を打っていただきたい、このように思います。この点どのような……、今、内閣府の調査の内容をお示ししましたが、そこから、今すぐというわけにはいきませんが……。

西川委員長 後で話し、打ち合わせるものと。いや、質問ちゃんと聞いとかなあかんよ。

白石委員 その点、1つお伺いをしておきたいと思います。

それだけやったかいな。

西川委員長 うん。

特殊勤務のやつがわかんの。

そんなら、まず、どうぞ。課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

予防費に係ります職員手当の特殊勤務手当の内容でございます。感染症予防のための防疫のための出勤ということで1回5,000円分、10回分を計上しているところでございます。

以上でございます。

西川委員長 健康増進課長、どうぞ。

水原健康増進課長 先ほどの白石委員の内閣府のデータをもとに、これからも受診向上に努め、また、啓蒙、医師会との連携も取りながら向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

西川委員長 白石委員。

白石委員 特殊勤務手当についてもお答えをいただいたんですけども、感染症予防という形でこういう手当を改めて計上したと、こういうことでありますけれども、これはあれですか、葛城市独自でこのたび計上されたものなのか、やはり全国的、全県的にその必要にかんがみ計上されたものなのか、よく内容がわからないわけで、その点も改めてお伺いをしておきたい、このように思います。

西川委員長 その部分。

課長、どうぞ。

水原健康増進課長 これにつきましては、新型インフルエンザ予防のための感染症予防という内容で

ございます。

以上でございます。

西川委員長 葛城市だけなんかって。

水原健康増進課長 すいません、県からの指導で平成25年度から計上させていただいて……。

白石委員 前からやってるやろ。

(「平成23年もあるぞ」の声あり)

西川委員長 わかる人、答えたらどう。

(「誰かわからん」「誰かわかる」の声あり)

水原健康増進課長 すいません、いつからかまた調べさせていただいて、ご報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

白石委員 はい、よろしくをお願いします。

西川委員長 ほか、質疑ありますか。

はい、どうぞ。白石委員。次の項目やな。

白石委員 違う項目な。

次に移ってまいります。子宮頸がんやヒブ、小児肺炎球菌予防3ワクチン接種等と、66ページの母子保健事業の中の13節委託料、妊婦健康診査委託料という形で2,736万7,000円、先ほど言った予防接種あわせて、それぞれ財源の問題についてお伺いをしたい、このように思います。子宮頸がんやヒブ、小児肺炎球菌ワクチンの接種は、平成25年度の国の予算の中で地方交付税で措置をされるというふうに聞いております。また、妊婦健診の診査についても、財源そのものが今後どのようなようになるのか、なっているのか、この点お答えをいただきたい、このように思います。

それから、68ページ、環境衛生費であります。7節の臨時雇用賃金140万7,000円についてお伺いをしておきたいと思います。

7目の環境衛生費の負担金補助及び交付金でありますけれども、再生資源集団回収補助金605万円が計上されております。これは名前のとおり、集団回収で新聞や古雑誌等の回収に対する助成でありますけれども、平成24年度の実績、それから、どれだけの団体が参加をされているか、平成25年度についてはこの回収そのものの取り組みを更にどのように進めていこうとされているかお伺いをしておきたい、このように思います。

西川委員長 課長、どうぞ。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

子宮頸がん等ワクチン接種の委託料につきましてご説明させていただきます。平成23年度2月から始まった子宮頸がんワクチンについては、平成24年度では緊急促進基金を活用した国庫補助金ということで、平成25年度からは定期の予防接種ということで予定されております。国の財源におきましては、基金を活用した国庫事業を一般財源化とされるということで、今現在、2分の1が補助となっておりますが、それが交付税措置されるという形になります。

白石委員 どれほど。

水原健康増進課長 全事業の2分の1が今現在、基金の補助金と2分の1が交付税になっておるやつ

が、全部交付税とされるという形になります。

次に、妊婦健康診査委託料でございます。妊婦健康診査委託料につきましては、9万5,000円を基本券と補助券をもとに助成しているものでございます。この分につきましても、約9割の2分の1が基金助成として歳入で計上しておりました。平成25年度におきましては、平成24年度まで歳入と、その部分につきましては交付税措置されるものでございます。

それで、9万5,000円の使い方ではございますが、平成25年度も9万5,000円の助成という形で計上させていただいております。今まで9万5,000円の、2,500円券が38枚ございました。その分の使用用途が変わります。今まで、基本券は各1回から14回までの妊婦健康診査で必ず1枚を使わなければならない、それは同じではございますが、補助券につきましては、回数まで枚数制限があったんですけども、1回から14回まで、あと残りの24枚の補助券についてはフリーで使える、1回目、2回目、3回目、何枚でも使えるという形で、平成25年度からそういう妊婦健診の助成金となる内容でございます。

以上でございます。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初のアルバイト賃金でございますが、これはおひさま堆肥に係るものでございまして、緊急雇用の創出事業におきましてあくまでも2人分の予算をとっておりますが、3人です仕事でございまして、2人しか認められませんでしたので、緊急雇用からこの部分に臨時雇用賃金を1人分計上させていただきました。ご理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、再生資源集団回収助成金でございますが、平成25年前期分で493トン529キロと、平成25年の後期分、この前締め切った分で450トン955キログラムとなって、平成25年度合計では944トン484キログラムでございまして、助成金額は472万2,420円となっております。

実施されております団体は、市内全部で56団体になっております。これ、子ども会を問わずといたしまして、老人会でやっている場合、婦人会でやっている場合、また、子ども会も婦人会もない地域では地域全体がやっている場合と、各種さまざまでございます。ただし、やっておられない地区も一、二地区ございますので、そこの方に、どの団体でもいいですよという呼びかけも行ってありますが、なかなか実施団体は増えておりません。できるだけ子ども会のない団体には、老人会でも他の組織がありましたらお願いしたいと思っております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 予防接種あるいは妊婦健康診査に係る財源の内訳についてお伺いをしました。予防接種については、これまで基金を活用した補助金で2分の1、ほかは交付税措置をされていると、こういうことですね。さらにこれらが一般財源化された。基金がなくなっちゃったわけですから、一般財源化されて、これ、全額交付税措置なんですか。

西川委員長 はい。課長。

水原健康増進課長 すんません、先ほど子宮頸がん3ワクチンの予防接種につきましては、今現在、1割負担していただいております。その9割の2分の1、2分の1が交付税と基金という形

になっております。それが平成25年度からは、1割を抜いた9割、90%が普通交付税とされるということでございます。先ほど2分の1言っていたのは誤りでございます。どうもすみません。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 9割がこれからはいわゆる一般財源化、交付税措置をされるということになったということで、確かに基準財政需用額の算定の段階でそれらの費用についてはこれは計上されて交付税額が算定されてきているというのはわかりますけれども、交付税というのはこれは色がついていないわけで補助金と違いますから、実際に葛城市の財政にとってほんとうにこれがいいのかというのがあるわけですが、しかし、9割が一般財源化されて交付税措置されたということでもあります。これまでも1割を除いた2分の1を基金を活用した補助金、そして、その2分の1を交付税措置されていたと、こういうことですね。そういうことですね。わかりました。この点は財源措置をされているということを前提に考えていきたいと思いません。

臨時雇用賃金の中で大谷課長の方からご説明をいただきました。緊急雇用の対策事業において人数分がおさまらないという形で1名分を計上するということでもあります。これは必要な人員であれば、措置されることは認められるべきだと、こういうふうには思います。

それから、再生資源集団回収助成金。この間予算については大体同額程度が計上されてきているけれども、実績その他が最近では固定化している。悪い言葉でいえば、マンネリ化してきているというふうには言えるのではないかと思います。課長が答弁されたように、実施されていない大字もあるというふうであります。私、北花内に住んでいますけれども、北花内はまだまだ回数そのものは多いということではありません。けれども、やっぱり子ども会がほんとうに早朝から軽トラやトラックを手配して、業者と一緒に集めているという姿は、これはほんとうにごみを減らし、リサイクルをしていくという点では非常に意義のある事業だと思います。やはりもっと周知徹底をしていただいて、ごみの減量、リサイクルとあわせて、実利のある事業として更に拡大をしていっていただくということで取り組んでいただきたいと思いません。

水原健康増進課長 先ほどの特殊勤務手当の件について。

西川委員長 どうぞ。課長。

水原健康増進課長 すいません、先ほど予防費の職員手当の特殊勤務手当の内容でございます。これを計上しているのは旧町のときから計上させていただいております。感染症対策業務手当というのが1日5,000円という形で、市内で何らかの感染症が発生した場合、防疫に携わる職員が、保健師が従事するときに対する手当でございます、5,000円掛ける10回分計上させていただきます。

以上でございます。

西川委員長 これで答弁終わったの。

白石委員 いやいや、それはようわかんねん。それは法定されたものではないねん。

だから、それは別に組まんでもええわけやんか。その時々で、まあな。だから、これ、損目程度でずっともう来とるわけや。な。そやけど、法定されてて、これは組まざるを得ない。

西川委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後6時20分

再 開 午後6時22分

西川委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。ちょっと今、わからんらしいんで、白石委員。後でまた報告ちゃんとしてもらいます。

次、質疑、どなたかございますか。

どうぞ、白石委員。

白石委員 69ページの8目の火葬場費であります。火葬場も建設されてから相当な年月が過ぎて、炉の修理が非常に多額になってきているわけでありましたが、本年度については1,000万円の修繕料が計上されております。これはどのような修理をされるのかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、71ページの2目塵芥処理費の8節報償費1,500万円が計上されております。これは、1つは当麻のクリーンセンターに対する地元への報償費でありますけれども、この1,000万円について改めてご説明をいただいております、このように思います。

72ページの塵芥処理費の委託料、一般廃棄物収集運搬業務委託料4,580万円について、これについても改めてご説明を受けておきたい、このように思います。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 環境課の大谷です。よろしく申し上げます。

火葬炉の補修でございますが、今年度はまず1号炉として、耐火台車の取替え、キャンバスダクトの取替え、炉内耐火物の補修ということになっております。それから、2号炉ですが、キャンバスダクトの取替え、手元操作盤制御域更新。3号炉でございますが、排ガス集塵室の取替え、それから、炉内耐火物の補修、耐火台車の取替え、キャンバスダクトの取替え、それから、運搬車用のバッテリーを予定しております。

これがまず年次計画を10年程度立てておいて遂行しておるわけでございますが、その都度この一連の修理が終了いたしますと、再度、業者によって点検をさせまして、チェックをもう一度やり直しております。それによって補修計画自身の変更等も、優先順位をつけて修繕の順位を変える場合もございます。なお、今年におきまして突出して上がったという形になっておりますのは、3号炉の排ガス集塵機の取替えが600万円程度かかりますので、前年度に比べましてぐっと上がったような形になっております。

以上でございます。

西川委員長 所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの白石委員からのご質問でございます報償費の1,000万円の分でございますが、これにつきましては、平成23年9月に笛堂地区との協定におきまして、協定書の内容に伴いまして、平成25年度に残額という形で1,000万円を支払う予定の分として計上をさせていた

だいたところでございます。

西川委員長 當麻クリーンセンター所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 當麻クリーンセンター、高橋でございます。

ただいまの白石委員のご質問でございます一般廃棄物の収集運搬業務の委託料の4,580万円でございますが、これに関しましては、平成24年に合特法に基づきます大和清掃企業組合と契約いたしております可燃ごみ、缶、瓶の収集業務の委託料でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれお答えをいただきました。

修繕料については1,000万円の内訳の中で、内訳言ってもらったらよかったと思うんですけども、3号炉の排ガス集塵機の取替えですか、これが600万円余りで一番高額で費用が増嵩したと、こういうことであります。その説明の中で、10年間の年次計画を立てて、業者が総点検をして補修計画を立てるということで実施されてきた、そういう修繕と、個々に対応しなきゃならない修繕とが出てくるわけでありまして。3炉あるということですので、市民の皆さんにはご不便はかけないというふうには思いますけれども、やはり市政としては、この運転というのはとめるということはこれはなかなかできませんので、先ほど言われたような形で計画的な点検チェックをしていただいて補修していくということが延命につながると思います。それについてもご留意をしていただきたい、このように思います。

それから、一般廃棄物の収集運搬業務委託料という形で4,580万円、これは合特法に基づく大和清掃に対するごみ収集の委託料という形で予算化されているわけで、これは平成24年からということで承知をしているわけでありましてけれども、非常に多額の、1億2,500万円ぐらいになるわけですか。もっとなんだね。これだけの費用がやはりかかるということで、非常に葛城市の清掃事務に柔軟な政策の転換における1つの重しになっていると言わざるを得ません。これについては、議論の中でいかんともしがたい状態だというふうなことで説明を受けた。もう時期を逸したということであったわけでありましてけれども、ほんとうに残念しごとくと言わざるを得ません。

西川委員長 続いてどなたかありますか。

白石委員。

白石委員 それでは、73ページの3目のし尿処理費の方に入ってまいりたいと思います。まず13節の委託料のし尿汲取業務委託料658万1,000円の内容についてお伺いをおきたい。

それから、19節の負担金補助及び交付金の葛城地区清掃事務組合負担金1億8,815万2,000円の積算の根拠についてお伺いしたいということと、積算根拠の中で処理量等が説明されると思われまますが、この間、処理量がどの程度減少しているのかという点についてもご説明をいただきたい、このように思います。次に、4目の地域循環型社会形成推進事業費についてお伺いをしたいと思います。予算そのものではありませんけれども、建設コンサルタント業務の委託契約についてお伺いしたいと思います。この委託契約については、総合評価方式一般競争入札で行うとして、この2月18日に入札の公告が行われました。新炉の入札とあわせて非常に関心が寄せられていることでもありますけれども、その第5の入札の方法等の(6)

について説明をお願いしたいと思います。この（6）では、入札参加予定者が2人未満となった場合は入札を中止しますと、この文言が入っています。これはご承知のように、新炉の建設に係る入札においても、あのときは2者未満でしたかね、実際の入札手続の中で1者しかなかったわけで、入札が成立しなかった、こういう事態があったわけであります。この文言そのものは、新炉の入札公告の内容とどのように違うのか、同じ内容なのか、この点を確認しておきたいと思います。

西川委員長 當麻クリーンセンター所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 當麻クリーンセンター、高橋でございます。

ただいまの白石委員のご質問でございます、し尿の汲み取り業務の委託ということでございます。これに関しましては金額が658万1,000円で、し尿の汲み取り戸数が150戸360人の予定をしております。それと、そのほかの臨時汲み取り等合わせまして、年間658万1,000円の予定をしておるところでございます。

以上です。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 環境課長の太谷でございます。

白石委員のご質問に対しまして、まず予想回収量でございますが、平成18年度から申し上げます。平成18年度5,412.94キロリットル、平成19年度5,059.19キロリットル、平成20年度5,040.3キロリットル、平成21年度4,929.85キロリットル、平成22年度4,463.28キロリットル、平成23年度3,896.27キロリットルでございまして、平成25年度の回収予測量は3,776.6キロリットルとなっております。

これを平成24年度の予算と比較いたしますと、平成24年度が3,896.27キロリットルでございましたので、増減といたしましては119.67キロリットルの減少でございます。予算的に申し上げますと、設備関係におきまして1億2,578万3,000円、構成比でいきますと13.6%で、21万2,000円の減でございます。維持保守管理費関係でございますが、5,379万7,000円でございます。構成比6.55%、108万6,000円の減額でございます。し尿処理施設等の補修基金積立金といたしまして857万2,000円、構成比で8.57%で、平成24年度と比較いたしますと8万円の減額となっております。

以上でございます。

西川委員長 総務財政課主幹、どうぞ。

安川総務財政課主幹 総務財政課、安川でございます。よろしく願いいたします。

先ほどご質問ありました、葛城市クリーンセンター建設工事に伴う施工監理業務、この入札公告におけます、第5、入札の方法等の中で（6）番でございますが、入札参加者または入札参加予定者が2人未満となった場合は入札を中止しますという、この意味合いについてでございます。1点、入札参加者、これは実際に入札に応札されることが決まった場合にその参加者を意味するものでございます。また、入札参加予定者、こちらについてでございますが、総合評価方式ということで、一般公募した中で入札参加者としての資格があるかないか、これを事前に確認するわけでございます。入札参加を希望された中で資格がない場合、

仮に2名以上申し込みがあっても、資格がなければ1者となりますので、その場合、入札と同様に2人未満となった、つまり、1者となった場合はそれぞれにおいて入札を中止しますということで、これは前回の新炉の工事の入札においても同様の内容となっております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 ご答弁をいただきました。

葛城清掃事務組合の負担金であります。1億8,800万円という多額の予算が投入をされるわけであります。どういう理由かわかりませんが、その点ちょっとお答えをいただきたいんですけども、し尿処理量が平成24年実績と平成23年でしたか、119トン程度しか減っていないという点ですね。先ほど来いろいろ推移を聞いてまいりましたが、平成18年当初は、これは平成19年で400トン近く減っている。平成19年から平成20年はこれは19トンぐらいしか減っていない。この辺からちょっと平成21年も大して減っていないわけですけども、平成22年においてはやっぱり500トンぐらい減ってきていると。平成22年から平成23年についても500トン余り減っているんですね。ところが、119トンしか減っていないというのはどのような要因なのか、その辺をちょっとわかればご説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど課長が説明された中で、施設の改修とか整備に係る負担金というか、基金造成をしていく金額が857万円と言いましたかね。これらが当然、保守基金として造成されているということではありますが、その基金の残高と基金の運用についてご説明をいただきたいと思います。

それだけやったかな。はい。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 まず、基金の運営について私の方から説明させていただきます。平成25年度につきましては7億8,000万円の貸し付けを予定しております。貸し付け市町村といたしましては、大和高田市、御所市、上牧町、河合町の2市2町でございます。

以上でございます。

西川委員長 新庄クリーンセンター所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井です。

ただいま白石委員の方からありました浄化槽等の処理量の推移ですが、葛清の方からの報告と、私どものセンターの方で持っております資料とが若干違いますので申しわけないんですが、葛清の方は、年度ではなしに年中で数量を報告されてこられますので、1月～12月の数量でございます。私たちの方は年度で4月から3月の集計を持っておりますので、若干減少ぎみの数量が、若干しか減っていないというのは、平成23年度から平成24年度におきまして確かに100トン余りの減少しか見受けられません。その前に500トン余り減りましたというのは、従前にもご説明をさせていただいたと思いますが、大口の事業所の浄化槽が下水道への切りかえをなされて、大きな浄化槽、100トン級の浄化槽が何カ所かなくなったというのはありますが、その後におきまして、平成23年度、平成24年度におきましては、あまり大きな浄化槽の事業所が減少しておらないというところで、一般家庭の浄化槽にも同じで

ございますが、年々少しずつではございますが、浄化槽から下水道への切替えはなされておるわけでございますが、年間を通して処理量を見ますと、さほど変わらない、微々たる減少、微減という程度にとどまっておるのが現状かと推測されるところでございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご説明をいただきました。

これまでの議論もありましたけれども、大口の事業所が下水道への切替えを行ったところが大きく減っているという、その大きな原因だと。それがなかったら、実際には100トン程度の減少にしかならない、なっていないということが、ここで今説明された中で理解はできました。これはまた下水道事業の方で議論をされたらいいと思うわけでありましてけれども、やはりこの費用の膨大さはこれは何としても抑えていくということで取り組んでいかなきゃならないと思っておりますので、ぜひよろしく願いをしておきたい、このように思います。

それから、基金の現在高については、これは14億円ぐらいあるんですか。14億円のうち7億8,000万円が運用されている、貸し付けをされているということだと理解をいたします。大和高田市、御所市、香芝市、上牧町、河合町にそれぞれ1億2,500万円から2億5,000万円まで貸し付けをされているわけでありまして。これらは長期の貸し付けなのか、どういう扱いで行われているのか。また、平成20年度では1.042%。それが、0.898%、平成22年度には0.689%、平成23年度には0.570%、こういう年利になっているわけでありましてけれども、この推移はどのように理解をしたらいいのかお伺いをしたい。長期の貸し付けなのか、いわゆる一時借入金という形で一時の貸し付けという形になっているのか、その点、金利の推移。今後、この資金運用について、これ以外には考えておられないのかお聞かせ願いたいと思います。

西川委員長 どうぞ。課長。

大谷環境課長 今、手元に資料ございませんが、一時借入の予定の感じで理解しております。

それから、金利に関しましては市中金利よりもやや安いという、計算方式は何かございましたが、今、手元にごございませんので、また後刻ご報告いたしたいと考えております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 一時借入れという位置づけですね。一時借入れというのは、実際に2カ月、3カ月いう資金ショートを避けるために市中から借り入れる、あるいは葛城市の場合でしたら水道事業における内部留保資金を借り入れるということで処理をしているわけでありましてけれども、実際に借入額そのものがずっと減っているわけではない。増えてそのまま推移をしているわけですね。

実際に会計処理がどのようにされているかというのは定かではありませんけれども、これは一時借入れのように3カ月間だけ借りてまた返してもらうということにはなっていないわけでしょう。長期とは言わないけれども、いわゆる中期の貸し付けになっているということですね。そうであるならば、やはり自治体、また準自治体に当たる組合の財務制度、財務会計からすれば、やはり問題があるのではないかと。一時借入れとするならば、これは金利

の高いときは1%というのがあったというのは、これ、資料から見たらわかるわけですがけれども、現行でしたら、やはり0.7%は下らないと思うわけですね。資金運用上、これは最も有利な資金運用なのかどうかも非常に疑問を感じるということでもあります。

葛城広域行政事務組合については、議論の中でご答弁があったように、開発公社そのものを解散することもあって、それを契機にやはりそういう基金の運用は改めていくということになると理解をしています。しかし、この葛清ではこのままの基金の運用を継続されるのか、この点どのようにお考えになっているのか、また理解をしたらいいのか、ここには管理者側に……、管理者側になっていないの。議会議員か。副管理者にもなってないねんね。組合の議員として参加されている市長並びに、議長もおられるわけで、やはりこの議論を組合議会の中で反映をしていただきたい、このように思うわけでもあります。何も隠れてやっているわけじゃないわけで、ほんとうに決算の資料としても提案し、やっているわけですから、それはそれなりに根拠があるんだろうと思うけれども、やはり最も有利な形で運用するというのがこれが大原則で、安全かつ有利、ほんとうにそういう運用の仕方をやはりしてもらわなきゃならないと思います。ご所見あればお伺いしておきたいと思います。金利についてはようわからんね。

西川委員長 これ、最後。市長。

山下市長 私も議員としてだけではなく、構成市の長としてこの基金の運用ということについては関心を持って臨んでおります。これにつきましても、同じように構成市町の公社が解散という運びとなると。香芝市はもちろんですけれども、御所市、河合町もそうだと思いますし、上牧町も公社を解散するという、この2市2町は解散をされます。もう借りておられるところがほとんど解散をするので、どうしていくのかということです。

先ほどの広域行政事務組合は、借りることができるのは、市や、またそれに準ずる者として公社しか借りられなかったということがありますけれども、葛城地区清掃事務組合の場合は、市等にも貸し出せるということでいろいろ呼びかけはあったんですが、葛城市としてもここで借りるメリットが全くございませんので、それについてはお断りをして、次の運用方法をこれから検討していこうということになっているんだと思います。これから私も議員として参加させていただく中で、適切なる基金の運用等提言をし、また、それで進めてまいりたいと思っております。

西川委員長 これでよろしいか。

白石委員 この件について。じゃ、最後にね。

西川委員長 どうぞ。

白石委員 このことについて最後にしておきたいと思います。課長は、一時借入金の扱いだと明確にご答弁されました。一時借入金ということであるならば、やはりそのような財務処理をしていただくということは私は当然のことだと思います。当然これは市民の皆さんから徴収された税金をもって造成、積み立てられているわけでありまして。そういうものがやはりきちっとした手続を踏んでいただくというふうに改めて求めておきたいと思います。

次に行きましょうか。

西川委員長 どうぞ。

白石委員 それでは、最後、73、74ページにかかる地域循環型社会形成推進事業費についてお伺いを
してまいりたいと思います。74ページの17節の道路用地購入費750万円、22節の補償補てん
及び賠償金について、その内訳についてご説明を求めたい、このように思います。

西川委員長 さっきの質問で。どうぞ。部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。

ただいまの白石委員のご質問でございます。公有財産購入の内訳でございます。農地につ
いては428平方メートル、雑種地が14平方メートル、宅地が114平方メートルの計556平方メ
ートルで、地権者3件でございます。補償補てんにつきましては、建物75.19平方メートル、
そして、ほか工作物2件で、地権者3件でございます。

以上であります。

西川委員長 白石委員。

白石委員 道路用地の購入費については、1件が428平方メートルですね。もう1件が114平方メー
トルですか。

生野市民生活部長 はい。

白石委員 114平方メートルで、あと1件が14平方メートルですね。それで3件あると。補償補てん
については1件ですね。

生野市民生活部長 建物が1件。

西川委員長 はい、どうぞ。白石委員。

白石委員 部長の説明の中で、それぞれ件数、面積についてはお伺いをしました。しかし、それぞ
れの内訳、750万円の積み上げられた金額、そして、補償補てんについても2,300万円の積み上
げられた内訳を改めて述べていただきたいと思います。

西川委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまのご質問でございます。何分、内訳を申し上げますと、3件の中で750
万円という中で、農地、雑種地、宅地とおのおの評価額等も違いますし、その中で3件の
556平方メートルの750万円ということでご理解いただきたいと思います。

なお、補償補てんにつきましても、建物1件、工作物2件での合計が2,300万円というこ
とでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 何も特定をされるわけではないんじゃないですか。だから、金額ぐらいは言えるんじやな
いですか。じゃなかったら、我々、全然審査できないじゃないですか。このままでは平方メ
ートル幾らか、あるいは坪単価幾らになるのか、農地で幾らになっているのか、宅地で幾ら
になっているのか、さっぱりわからない。何のために鑑定をしている。ちゃんとした適正な
鑑定をして、価格を決めているわけですからね。

西川委員長 部長。

生野市民生活部長 おっしゃっていることはよく理解できるわけでございます。何分、宅地と建物補

償については1件でございまして、あとの2件については農地と雑種地の工作物の補償と用地代ということでございますので、今、その中でおのおの申し上げますと、1件の価格等の補償費の関係が全てわかるということでございますので、回答を差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 そしたら、ここはまさに公の場ですから、ここで議論されたことについては会議録に載り、また、ネットで検索できるということですから、そういう点では部長の答弁はそれなりに根拠あるものとして受け入れますけれども、しかし、我々は議会として、議員として本予算委員会において審査をするためにやっているわけでありますから、何らかの形で資料としてご提供いただきたい、このように思います。いかがですか。

西川委員長 はい。部長。

生野市民生活部長 当然、用地交渉が全部終わった時点で、過去にも駅前上り線等でも例があったわけではありますが、事業が全て終わった時点で公表するというように以前も私、担当のときに回答をさせていただいたと思っております。今回につきましても、ただいま3件の用地交渉等を行っている最中でございまして、この中で1件については内諾をいただいております。あと2件につきましては、代替地等のことも今現在、調整を行っている最中でございまして、この事業が全て終わった時点で公表は可能かと考えております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 そしたら、終わった時点ということは、これ、供用開始が予定されているのは平成27年ですか。それ以降になるということですか。これ、あれでしょう、この平成25年度の予算に計上され、平成25年度の予算については平成26年9月には決算としてやはり出てくるわけでしょう。少なくともその決算が終われば、当然これは開示請求を含めて、これは出てきたら対応せざるを得ないんじゃないですか。工事が終わってからということではないのでしょうか。

西川委員長 部長。

生野市民生活部長 ただいまのご質問につきましては、当然、平成25年度で事業を行う、用地購入と補償を行うわけでございますので、当然、平成26年9月議会の決算特別委員会で、何々ほか何件という報告になろうかと思いますが、それにつきましては理事者等とよく相談させていただいて、いつに報告できますか理事者等とよく協議いたしまして、ご報告申し上げたいと思っております。

以上です。

西川委員長 はい。

白石委員 そしたら、先ほど申された、事業が終わってからではなくて、平成26年9月の決算のときには、これは理事者と相談をしてということですね。開示と言うたらおかしいですけども、決算資料として出していただけるというふうに理解していいわけですね。

西川委員長 部長。

生野市民生活部長 相談をいたしまして、検討させていただくということでございますので、協議をさせていただきます。

西川委員長 どうぞ。白石委員。

白石委員 ちょっと前向きな答弁が出たのかなと思ったら、また後退ということでもあります。この工事の請負費にしても、公有財産の購入費あるいは補償補てん及び賠償金にしても、これらは税を使って全て執行をされるわけでありまして、その税の使い道が定かにならないということについては、我々議会あるいは本委員会にとって、市民に対する説明責任そのものが果たされていないということになるわけで、この点は一考をお願いして私の質疑を終わっておきたい、このように思います。

西川委員長 以上ですね。ほか、質疑ないですね。

これで3、4款は終わらせていただいて、5、6款な、もう説明だけ受けとこかと思いませんか。よろしいですか。

どうぞ。部長。

河合総務部長 それでは、5款農林商工費から説明を申し上げます。事項別明細につきましては74ページになっております。

農業委員会費でございます。1,062万1,000円を計上いたしております。農業委員会に要する経費でございます。

次に、農業総務費でございます。6,407万1,000円を計上いたしております。職員8人の人件費と、農業総務に要する経費でございます。

次に、農業振興費でございます。3,310万5,000円を計上いたしております。農業振興に要する経費でございます。各種団体への補助金が主なものとなっております。

次に、76ページでございます。戸別所得補償制度推進事業費でございます。1,196万8,000円を計上いたしております。戸別所得補償に要する経費でございます。

次に、畜産業費でございます。67万円を計上いたしております。畜産業に要する経費でございます。

次に、農地費でございます。4,066万8,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と、工事費では、治山事業として水路及びため池等のネットフェンスの工事に係る予算を計上いたしているところでございます。

次に、78ページでございます。休養センター管理費でございます。439万4,000円を計上いたしております。休養センターの管理に要する経費でございます。

次に、地籍調査費でございます。64万4,000円を計上いたしております。地籍調査に要する経費でございます。

次に、有線放送維持管理費でございます。601万3,000円を計上いたしております。有線放送の維持管理に要する経費でございます。

次に、団体営土地改良事業費でございます。2,858万6,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、工事費では、農業体質強化基盤整備促進事業等による特殊溝またはため池等の改修に要する経費を計上いたしております。

次に、林業振興費でございます。2,567万1,000円を計上いたしております。林業振興に要する経費でございまして、工事費では林業の整備に係る所要予算を計上いたしておりますところでございます。

次に、商工振興費でございます。4,193万5,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と、商工振興に要する経費で、各種団体への補助金が主なものとなっております。

次に、82ページでございます。観光費でございます。2,682万1,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と、観光事務に要する経費でございまして、竹内街道1400年に係る所要予算を計上いたしております。

次に、相撲館費でございます。1,530万5,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、相撲館の運営に要する経費でございます。

次に、84ページでございます。緊急雇用創出事業費でございます。1億7,446万5,000円を計上いたしております。今年度につきましては、緊急雇用の創出事業といたしまして12事業を予定をいたしておりますところでございます。

次に、6款土木費でございます。土木総務費につきましては5,460万3,000円を計上いたしております。職員6人の人件費と、土木事務に要する経費となっております。

次に、86ページでございます。道路橋りょう維持費でございます。2,486万9,000円を計上いたしております。道路橋りょうに要する経費でございまして、工事費では、大字内における排水または路肩改修等の予算を計上いたしておりますところでございます。

次に、道路新設改良費でございます。1億5,018万6,000円でございます。これにつきましては、市内におけます道路の改良あるいは舗装工事が主なものとなっております。

次に、尺土駅前周辺整備事業費でございます。4億7,808万6,000円を計上いたしております。尺土駅前に係る整備工事でございます。本年度につきましては、道路工事、用地の購入費、補償等が主なものとなっております。

次に、88ページでございます。国鉄・坊城線整備事業費でございます。5億9,909万9,000円でございます。委託料といたしまして、JRの架道橋の工事委託、また、道路の用地の購入、また、それに伴います補償、補てんが主なものとなっております。

次に、地域活性化事業費でございます。6億7,073万2,000円でございます。道の駅の事業に要する経費でございまして、工事請負費、公有財産購入費、補償補てんなどが主なものとなっております。

次に、90ページでございます。地域連携推進事業費でございます。802万円でございます。委託料では、橋りょうに係ります長寿命化の詳細設計が主なものとなっております。

次に、河川総務費でございます。37万3,000円を計上いたしております。河川総務に要する経費でございます。

次に、都市計画総務費でございます。5,236万5,000円を計上いたしております。職員6人の人件費と、都市計画の一般業務に要する経費でございます。

次に、92ページでございます。公共下水道費でございます。10億2,620万5,000円を計上いたしております。下水道事業の特別会計への繰出金でございます。

次に、公園管理費でございます。8,244万1,000円を計上いたしております。市内の公園の維持管理に要する経費でございます。

次に、吸収源対策公園緑地事業費でございます。1億9,684万円を計上いたしております。昨年度より行っている事業でございます。本年度、事業箇所といたしましては2カ所を予定をいたしておるところでございます。

次に、94ページでございます。街路事業費でございます。220万円を計上いたしております。

次に、住宅管理費でございます。1,247万6,000円を計上いたしております。市営住宅の維持管理に要する経費でございます。

以上で、5款の農林商工費、6款の土木費の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

西川委員長 本日はほんとうに長時間にわたりまして、委員の皆さんにはご審議をいただきました。また、委員会の運び方についていろいろとお氣遣いをいただいて、スムーズに運んでいただいております。

理事者の皆さん、職員の皆さんもご苦労さんでございます。

25日は5、6款の質疑から入っていきたいと思います。25日9時30分に委員会を再開いたしますので、よろしくお願申し上げます。

本日はどうも長時間ご苦労さんございました。ありがとうございました。

延 会 午後7時22分